



県章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目次

### 監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき措置の通知に係る事項の公表 ..... 1

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第1号

平成22年6月1日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成23年6月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事及び公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 1月25日

- 沖縄県監査委員 知 念 建 次
- 沖縄県監査委員 押 鐘 博 子
- 沖縄県監査委員 新 垣 哲 司
- 沖縄県監査委員 渡久地 修

### ー平成21年度包括外部監査報告にかかる分ー

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>＜農業改良普及センター＞</p> <p>1 業務遂行における目的志向をもったP D C Aの徹底が必要である。</p> <p>2 普及指導員の同一地域における長期在任期間が求められる。</p> <p>3 普及指導活動に対する外部第三者評価の実施頻度の増加及び評価委員に各地区の農家代表を入れる必要がある。</p> <p>4 各市町村へ普及指導、業務の委譲を図り、より効果的な業務・役割分担にする必要がある。</p> <p>5 沖縄県立農業大学校との機能統合を視野にいった農業総合支援機関的組織づくりが必要である。</p>	<p>1 現在、普及センターでは「沖縄県協同農業普及事業の実施に関する方針」に基づき、毎年度目標を定めた普及指導計画を策定し、普及指導活動を継続展開している。 また、次年度の普及指導計画に結びつけるため、中間評価や年度末評価を行い、P D C Aを活用した普及指導事業を継続して展開している。</p> <p>2 監査の意見は、農業者との信頼関係の構築や属人的業務の継続性等の観点から、同一地域における長期在任期間の設定を求めているが、しかし、県の人事異動の周期が3年となっており、普及指導員の在任期間も概ね3年となっている。 そのため、普及指導員の異動による農家指導に支障が生じないように、組織的な業務の取組みを強化し、農業者に対する継続した指導・支援を推進するため、特任主幹を配置するとともに、プロジェクトチームを編成し、生産現場で抱える課題の解決や拠点産地の育成及び担い手への支援を強化している。また、普及指導活動に関する記録は、普及指導支援データベースを活用し、普及組織として、農家指導の継続活動につなげている。</p> <p>3 普及事業外部第三者評価委員会は、平成22年度までは各農業改良普及センターにおいて5年に1回実施していたが、平成23年度から3年に1回として変更した。また、平成22年度の外部第三者評価委員会より農家代表を評価委員として実施した。</p> <p>4 普及指導員の業務は、農業改良助長法第8条により定められており、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善等の技術及び知識の普及指導を行っている。 市町村との役割分担については、拠点産地協議会の取りまとめなど産地育成に関することや土壌分析による土づくり等、市町村と密接な連絡と業務連携を図っており、</p>	農林水産部 営農支援課

		効果的な業務・役割分担を継続して実施している。 5 監査の意見は、各支援機関が一体となり、連携して担い手の育成に取り組む必要があるとの観点から、農業大学校との機能統合を視野に入れた組織作りを念頭に置いている。 しかし、農業改良普及センターは、農業者に対して、巡回指導、講習会等を通して技術等の普及や経営指導を実施している。 これに対し、農業大学校は、就農を希望する学生に対し、専門的な栽培技術及び経営技術の習得を図る実践的研修教育を行っており、農業改良普及センターと農業大学校では役割が異なっている。なお、農業大学校の学生に関しては、研修から就農定着まで支援を継続的に実施することが重要であり、就農定着に向けた農業大学校と普及センターとの連携を強化しているところである。	
監査結果	〈情報公開〉 沖縄県情報公開条例に指定管理者の管理情報の開示に関する規定がないのは適当でない。	平成17年の条例一部改正時の議論において、指定管理者の管理情報の開示に関する規定を検討したものの、指定管理者との基本協定書に開示義務を設けることが可能であり、特に条例化の必要はないと判断した経緯がある。指定管理者に対して、情報公開規定を設置し、指定管理者の開示努力及び実施機関の指導努力を管理協定等で定めるよう指導していきたい。	総務部 総務私学課
監査意見	〈情報公開〉 1 指定管理者の情報開示規定を条例に新設すべきである。 2 条例改定に至るまでの間は、協定書に定めを設けることにより対応すべきである。沖縄県だけでなく、指定管理者、専門家、県民等を広く交えてその内容を決めていく必要がある。	1 平成17年の条例一部改正時の議論において、指定管理者の管理情報の開示に関する規定を検討したものの、指定管理者との基本協定書に開示義務を設けることが可能であり、特に条例化の必要はないと判断した経緯がある。指定管理者に対して、情報公開規定を設置し、指定管理者の開示努力及び実施機関の指導努力を管理協定等で定めるよう指導していきたい。 2 指定管理者が情報公開規程を設けていない場合は、情報公開規程を設けて情報公開を推進するよう実施機関等も通じて指導していきたい。	総務部 総務私学課
監査意見	〈個人情報保護〉 業務監査の際に個人情報の侵害がなされていないかを不断に経緯する必要がある。プライバシーマークの取得を選定要素のひとつに入れるのが望ましい。	個人情報の漏えい防止対策を講じる措置として、沖縄県個人情報取扱事務委託等の基準の周知について（平成20年2月13日付け総総第3507号）により通知を行っている。個人情報取扱事務の監査の充実を図るため、指定管理者制度導入施設所管課に対し、当該通知の周知を図っていきたい。	総務部 総務私学課

—平成22年度包括外部監査報告にかかる分—

〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

1 平成11年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容			平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容及未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価	
監査意見	〈監査の結果及び意見〉 資金余剰団体から資金不足団体へ貸付を行うことにより各団体の財務改善が図られるので、県を中心とした組織的対応が望まれる。		措置を講じたとは評価できない。平成22年度包括外部監査人から総務部行政改革推進課に対し、措置について本一覧表に記入した方式で回答を再三求めたが、同課からは記入がなかった。県を中心とした組織的対応を求めるとい	総務部 財政課
			公社等外郭団体については、個別の組織のそれぞれの経営の効率性・自律性が徹底されるべきであり、資金の借入れ（貸付け）は、個々の経営状況に鑑み、法人としての公社等外郭団体が自主的に行うものである。 県は、4分の1以上出資している法人等について、毎年9月に議会へ「県の出資等にかかる法人の経営状況報告書」を提出していることから、各団体は他の団体の経営状況を把握することができ、自主的な判断は	





	ように、担当者から上司への報告及びチェックシステムを整備運用していく必要がある。		類信用保険と のことである。 措置の公表方法については、回答がなく不明である。	正味財産増減計算書、財産目録)をホームページで公表している。	
監査結果	〈(財)沖縄県産業振興公社〉 公社には、機械類貸与事業・設備貸与事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行うなどの慎重な対応が望まれる。県には、損失補償の事実を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要がある。	公庫や保証協会からの信用情報強化や事後フォローの強化を行っている。	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	公庫や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行っている。財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)をホームページで公表している。	商工労働部産業政策課
監査結果	〈(財)沖縄県産業振興公社〉 実質的な未収金が把握できるような明細表の作成が必要である。	貸倒引当金算出時に実質未収明細を作成している。	貸倒引当金算出時に実質未収明細を作成している。	貸倒引当金算出時に実質未収明細を作成している。財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)をホームページで公表している。	商工労働部産業政策課
監査結果	〈(財)沖縄県産業振興公社〉 企業化促進事業(創造的中小企業創出支援事業)により投資した企業の株式の評価を適時適切にすべきであり、投資先の倒産によるリスクを県と公社のどちらが負担するのか取り決めが必要であり、損失発生の可能性が高い場合には予想損失に対する引当計上が必要である。	貸倒引当金を満額計上しており、株式の時価評価を行っている。	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	貸倒引当金を満額計上しており、株式の時価評価を行っている。財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録)をホームページで公表している。	商工労働部産業政策課
監査結果	〈(財)沖縄県私学教育振興会〉 ①外貨預金の運用枠(預金のうち●%または●円までの外貨預金運用を認める等の枠)の設定 ②運用単位・運用期間・理事会への含み損益の報告・損失が生じた場合の対応等、の2点についての明確な定めが必要である。	運用基準策定済(H13)指摘の外貨預金についてはすべて処分済(H17)	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	平成12年12月26日の沖縄県公報にて公表済みである。	総務部総務私学課
監査意見	〈(財)沖縄県私学教育振興会〉 管理費及び負担金の見直しを行った上で、リスクのある外貨預金の運用を見直す必要がある。	管理費の削減に取り組み、指摘の外貨預金は廃止した。	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	平成12年12月26日の沖縄県公報にて公表済みである。	総務部総務私学課
監査結果	〈(財)沖縄県畜産振興基金公社〉 事故報告書につき、 ・日付の記載の無いものが多い、 ・添付書類の獣医の報告書は原本を徴求すべき、 ・網羅性の確認のため、一覧表(年度別等)の作成をすべきである。 また、肥育状況確認のための現場確認につき、	事故報告書の日付確認を行い、その後は、記載漏れがないように留意し事務を行っている。 獣医師の診断書は、原本または農協長の原本証明を添付することに改めた。 事故の発生一覧	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。	措置済。 公表は平成12年沖縄県公報号外67号に登載済。	農林水産部畜産課

	実施状況の把握、事故状況報告書との照合のできる報告書を作成すべきである。	表を作成し、処理状況を回議することとした。肥育状況の現場確認を肥育牛管理台帳で照合し、生産者へ指導を行っている。			
監査結果	＜(財)沖縄県畜産振興基金公社＞ 退職給与引当金に不足があり、早急に解消する必要がある。	平成11年度の理事会において、不足分を補正措置し積み増しを行った。	措置がなされたといえる。措置の公表方法については、回答が無く不明である。	措置済。 公表は平成12年沖縄県公報号外67号に登載済。	農林水産部畜産課
監査意見	＜(財)沖縄県畜産振興基金公社＞ 他の団体または県事業に対する資金提供等による運用の検討が望まれる。	運用財産の一部を利率が高い国債を購入した。	措置がなされたといえる。ただし、資金の運用は継続的なものであるから、金利・勘案して適切な運用を望まれる。	措置済。 資金運用検討会を定期的に行い、適切な運用に努めている。	農林水産部畜産課
監査意見	＜(財)沖縄県保健医療福祉事業団＞ 損益計算を反映した事業報告を県民に開示する必要がある。	公益法人会計基準(平成18年度)に則り正味財産増減計算書を作成し、平成18年度から(平成17年度決算状況等)ホームページで公表している。	措置がなされたといえる。報告された措置は平成18年度についてのものである。平成17年度の監査で指摘されたことについて平成18年度に当該措置は、遅すぎたことではない。そうであるならば、その検討過程を明示すべきである。	平成18年度からのホームページ(以下HP)での公表は、より県民に開示の機会を与えるため、県総合健康増進センター(現在、施設は民営化)のHPからリニューアルしたHPの変更にあわせて公表したものであり、それ以前の公表については、県民の開示要求の窓口や電話での対応により事業報告等の公表を行っていた。また、そのほかにも経営状況報告については、地方自治法第243条の3第2項に基づき毎年度県議会へ提出しているところである。	福祉保健部健康増進課
監査意見	＜(財)沖縄県保健医療福祉事業団＞ 温泉事業につき県の外郭団体として実施するにどのような意義があるのかを明確にし、既存施設での有効利用、民間への委託等を含めて、より慎重に検討すべきである。	温泉事業に関しては、新たな施設を建設せず、平成17年9月から既存施設を民間へ賃貸し、温泉の供給事業を実施している。	措置がなされたといえる。ただし、平成11年度の監査で指摘されたことについて平成17年度に当該措置は、遅すぎたことではない。そうであるならば、その検討過程を明示すべきである。	温泉事業と民営化の検討過程(平成11年度監査にて「慎重に検討をすべき」との意見) 平成11年8月 温泉施設建設計画検討委員会開催 平成12年11月 温泉水の埋蔵量推定調査の実施、経営診断及び健全化計画作成 平成13年11月 経営健全化検討委員会開催 平成16年2月 沖縄県総合健康増進センターの有効活用方策に関する調査 平成16年6月 「平成17年4月を目途に健康増進センター事業については、民営化により施設の有効活用を図る。」ことを決定(第2回理事会) 平成17年3月 沖縄県総合健康増進センターの有効活用における民間参入業者決定、基本合意書締結	福祉保健部健康増進課

				平成17年4月 沖縄県民健康増進センター施設を営 温泉水事業に関しては、健康増進センター(施設)の有効活用や当事業団の経営計画等、総合的な検討を計画しており、平成17年度に民営化による決定までの時間を要した。	
監査結果	〈(特)沖縄県住宅供給公社) 各現場の損益が把握できる明確な工事台帳を備え付けるべきである。	平成11年度決算作成から工事台帳を別個に作成し、各現場別損益を把握できるようにした。	措置が講じられたいと認められ、現場実地監査を分帳で行うべきでない。	公事で作成している工事台帳は、民間に発注した工事毎の工事名称、場所、契約額、設計額、契約額、着工日、竣工日、検査合格・不合格の摘要の事項について記録・保存することを目的としており、沖縄県の様式及び趣旨に準じている。 このような工事台帳は、目的・性格を勘案すると、損益把握になじまないことか、現場と分譲住宅1戸を1つの現場と捉えた「実際原価計算書」を作成し、分譲取得及び分譲に要した用地取り壊し・造成費、工事費、電気・ガス工事費、管工事費、水道工事費、その他諸経費を整理して損益を把握している。 なお、分譲住宅事業については、平成14年度を以て撤退しており、以降は分譲住宅における実際原価計算書の作成は行っていない。	土木建築部住宅課
監査結果	〈中小企業高度化資金) 貸付対象の経営計画についてより慎重な判断が必要である。	事業計画のあらゆる角度から検討を行い、営業体制の強化や収益構造の改善等を指摘し、それが改善されるものとして判断した。(H13以降、企業・組合等への貸付実績なし)	措置されたいと評価でき、償還の状況が下で、対策を講じたのか不明である。 公表有りと成っているが、時期は不明である。なお、H13年以降の貸付が認められ、返済の意向が不明である。	当該貸付先に対する診断にあたっては、市場の動向等を踏まえると、事業計画において経営状況、資金調達状況、償還計画等多方面からの検討を実施し、営業体制の強化や収益構造の改善等を前提として、総合的に行われたものである。当該貸付先のうち、完済している組合員も3社あるが、経営環境の変化に伴い、経営状況の悪化している組合員については、これまで、適宜、運営判断の実施や遊休化施設への入居企業の診断を行うなど、返済に向けた支援を行ってきたところである。 公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号において実施したところである。なお、貸付実績については、平成13年以降2件あり(年度：平成15年度、平成22年度、貸付総額10,257千円)、協議融資を行う中小企業基盤整備機構と共同で事業計画の診断を実施した上で貸付を行っている。	商工労働部経営金融課

<p>監査結果</p>	<p>〈中小企業高度化資金〉                  延滞債権について、期限未到来分を含めた債権全額の金額、件数、構成状況を把握、分析する必要がある。</p>	<p>期限未到来分を含めた債権管理をしている。また、個別組合員別の状況と両方を把握する。</p>	<p>措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。</p>	<p>公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号において実施したところである。                  債権管理については、平成21年10月に債権管理マニュアルを見直し、貸付先・償還状況等に比べて、破綻先・延滞先等の分類を行い、21年度に策定した新執行財政改革プランに基づき未収金の解消に取り組んでおり、未収金解消の数値を設定する際、期限未到来分管理を実施し、個別組合員の状況と全体状況の両方を把握している。</p>	<p>商工労働                  部経                  営金                  融課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈中小企業高度化資金〉                  定期的な担保評価の見直しにより回収見込額・損失見込額の把握が必要である。</p>	<p>適時担保評価の見直しを行い、回収見込額・損失見込額の算定ができるよう努める。</p>	<p>措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。</p>	<p>貸付先からは適宜、担保物件の固定資産評価証明書等を徴求し担保評価の把握を実施している。また、民間の債権回収会社を活用して連帯保証人の資産調査（平成20年度2件実施）を行う等、回収見込額・損失見込額の把握を行っている。                  公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号において実施したところである。</p>	<p>商工労働                  部経                  営金                  融課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈中小企業高度化資金〉                  事業計画の見直し等により一定の経路を経て、最終期限の延長を認め、返済条件を明確にすることが確実な回収につながると思われる。</p>	<p>随時償還計画の変更を行い、確実に回収に努めている。</p>	<p>措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。また、債権の状況について、適切な措置を講じていく。</p>	<p>現在、条件変更先は1件であり、経営診断を実施するなど、貸付先の経営状況・資産状況を把握した上で、随時、償還計画の見直しを行い、回収を行っている。                  また、指摘を受けた時（平成11年12月31日）の状況と比べ、延滞企業は3件増加しているが、1件は不正貸付の発覚による繰上償還に伴うもの。1件は条件変更を何度か行ったものの、不況の影響等により償還が困難になったため、やむを得ず延滞に陥ったもの。1件は不況の影響により、経営が困難になったことから、やむを得ず倒産となり延滞に陥ったものである。                  上記3件のうち不正貸付を除く2件については、債務者と相談の上、償還方法を決定し回収を行っている。                  条件変更及び最終期限の延長については、協議融資を準備機構の承認も必要であることを、今後、経営診断を実施するなど、事業の継続性、経営状況及び償還計画の妥当性を確認し、必要に応じて実施していきたい。</p>	<p>商工労働                  部経                  営金                  融課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈中小企業設備近代化資</p>	<p>今後の貸付審査</p>	<p>措置された</p>	<p>指摘のあった案件について</p>	<p>商工労働</p>

<p>金) 貸付審査について、売掛金の経常的な残高であれば毎期において残高として残るものであり、その分は売上と重複して収入に計上されたことになるので資金調達に算入すべきではない。</p>	<p>についてはより慎重に対応する。(H15より事業休止中)</p>	<p>ものと認められない。「慎重な対応」だけでは、いつ、どのよう行動をとったのかわか、不明である。</p>	<p>ては、売掛金の8割程度が安定した換金性を有していること、売上計画の妥当性及び連帯保証人である代表者の資産等を勘案し、慎重な貸付審査を実施したところである。当該企業については、貸付金の返済は全額終了している。 なお、平成12年度以降、法改正に伴い当該貸付の実施機関は(財)沖縄県産業興公社となっており、県では貸付審査は行っていない。(平成15年より事業休止中) 公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号にて実施済。</p>	<p>部経営金融課</p>
<p>監査結果 〈中小企業設備近代化資金〉 回収不能分は、回収コスト等を考慮して、不納欠損処分も検討する必要がある。</p>	<p>H16に7件、H17に1件等、随時不納欠損処理を行っている。</p>	<p>措置を講じたといえる。いつ、どのような方法を、何を公表したのかわかは不明である。</p>	<p>平成14年度に行った不納欠損処理については、平成15年5月2日付け沖縄県公報第3154号にて公表済である。その後も不納欠損処理については随時実施している。</p>	<p>商工労働部経営金融課</p>
<p>監査結果 〈中小企業設備近代化資金〉 延滞分の貸付台帳を整備すべきである。</p>	<p>企業毎の台帳を作成し、債権管理を行っている。</p>	<p>措置を講じたといえる。いつ、どのような方法を、何を公表したのかわかは不明である。</p>	<p>公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号にて実施済。</p>	<p>商工労働部経営金融課</p>
<p>監査結果 〈中小企業設備近代化資金〉 設備代金支払完了後の直近の決算後には、完了検査を行う必要がある。</p>	<p>完了検査を速やかに行った。(H15より事業休止中)</p>	<p>措置を講じたといえる。いつ、どのような方法を、何を公表したのかわかは不明である。</p>	<p>公表については、平成12年12月26日付け沖縄県公報号外第67号にて実施済。</p>	<p>商工労働部経営金融課</p>
<p>監査結果 〈沿岸漁業改善資金〉 例えば、個別基準を廃止して、合計基準として600万円基準を設定する。</p>	<p>平成17年度8月より貸付規則を一部改正し、個別基準を廃止して600万円を基準とする合計基準（既に貸付を受けた貸付金の償還残額を含む）を設定した。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、平成17年度の包括外部監査による指摘に対し、平成17年8月には措置したというの、あまりに対応が遅すぎる。いつ、どのような方法を、何を公表したのかわかは不明である。</p>	<p>平成17年8月12日付けで、漁協を含む関係機関へ一部改正通知を行った。また、平成17年8月2日付け沖縄県公報定期第3379号に登載。</p>	<p>農林水産部水産課</p>
<p>監査結果 〈沿岸漁業改善資金〉 具体的な手続による連帯保証人の意思確認が必要である。</p>	<p>平成11年度第3回貸付分から、漁協の担当者が連帯保証人と面談して意思確認を行っている。保証承諾書に意思確認を行った日付、方法、場所及び確認者名を記入</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、平成17年度の包括外部監査による指摘に対し、平成17年8月には措置したというの、あまりに対応が</p>	<p>平成17年8月12日付けで、漁協を含む関係機関へ一部改正通知を行った。また、平成17年8月2日付け沖縄県公報定期第3379号に登載。</p>	<p>農林水産部水産課</p>

		する欄を設け、漁協の担当者に記入させている。	遅すぎる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。		
監査結果	〈沿岸漁業改善資金〉連帯保証人の返済能力の判定基準は不十分である。	平成12年度第1回貸付申請分より、連帯保証人の返済能力を判定する基準として、所得証明書、資産証明書の提出をするよう漁政課長名で各漁協へ通知した。	措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。	平成12年4月19日付けで各漁協へ漁政課長通知した。措置を講じた内容について平成12年12月26日付公報号外第67号に登載。	農林水産部水産課
監査結果	〈沿岸漁業改善資金〉条件付適合の場合について、条件には具体的示しを運営協議会に指針を加えては漁政課において行う必要である。	貸付申請案件の条件付の場合の「条件」とし、その場合は運営協議会にて審査することとする。	措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。	平成12年2月4日付け平成11年度第3回運営協議会において、運営委員へ文書配布及び説明を行った。措置を講じた内容について平成12年12月26日付公報号外第67号に登載。	農林水産部水産課
監査結果	〈沿岸漁業改善資金〉運営協議会において再確認し、計画段階において延滞が申請を却下する必要がある。	収支計画書において予想返済額が多いものは却下する。借受者の家族所得を計上している場合は、その家族の収支も明らかにさせる。	措置を講じたといえる。いつ、どのような方法で、何を公表したのかは不明である。	平成18年2月17日開催の運営協議会において、貸付指針の見直しを図り、同年4月5日付けで各漁協及び関係機関へ水産課長通知を行った。措置を講じた内容について平成12年12月26日付公報号外第67号に登載。	農林水産部水産課
監査意見	〈沿岸漁業改善資金〉延滞者にかかる書類については、1件書類として整理することにより必要とあり、当該1件書類は償還完了まで保存すべきである。	対象機器等1件につき1件書類として整理することとし、償還完了するまで保存とする。	措置されたいは、平成11年度監査の意見は、延滞者（債務者）ごとの延滞額が一元化して管理し、一覧し、債権判断し、管理すべしという趣意で、対象機器を整理し、台帳をいり、台帳の優位性、明すべきである。	貸付台帳により債権償還状況を把握している。延滞者の延滞債権については、平成12年度より延滞者ごと整理し、償還完了するまで保存している。	農林水産部水産課
監査意見	〈沿岸漁業改善資金〉債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行い、分類された債権に対処法を検討し、実行する必要がある。	平成17年度に債権管理要領を策定し、管理分類と分類債権毎の管理方法を定めた。	措置を講じたといえる。平成17年度の包括外部監査による指摘に對し、平成17年8月には、措置したことがあり、対応が	平成17年5月18日付けで運営協議会委員へ通知した。	農林水産部水産課

			遅すぎる。 いつ、どの ような方法で、 何を公表した のかは不明で ある。		
監査意見	〈沿岸漁業改善資金〉 水揚げについて漁協を分 通す者と通さない者につ 対して、それぞれについて 処策が必要である。	年賦償還に充て通 るため、漁協は水協 す者について漁協は積 揚げる一部を積み 立てるとし、漁協つ を通過しない者で定 期的に口座積立を 行う。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。	定期的積立を行うため、 平成12年度より償還準備 積立等実行誓約書を作成して いる。	農林水産 部水産課
監査結果	〈農業改良資金〉 具体的な手続による連 帯保証人の意思確認が必 要である。	現在は、保証人 と事前に面談を行 っている。 債務保証承諾書 と併せて印鑑登録 証明書と併せて徴 求している。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。	平成12年3月の農業改良 資金運営会議において、連 帯保証人の意思確認につ いては、申し合わせ事項に 追加している。	農林水産 部農政経 済課
監査結果	〈農業改良資金〉 連帯保証人の返済能力 の判定について所得証明 書の提出が無い場合は他 の保証人を要求する必要 がある。	連帯保証人の返 済能力の判定資料 として所得証明書 と併せて提出を要 求し、保証能力基 準、借受者の年賦 金以上の所得を有 するものとした。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。	平成12年3月の農業改良 資金運営会議において、連 帯保証人の返済能力の判定 資料として所得証明書を徴 求し、保証能力基準を最低 限、借受者の年賦金以上の 所得を有する者として、申 し合わせ事項に追加してい る。 平成12年12月26日発行の 沖縄県広報（号外第67号） で公表している。	農林水産 部農政経 済課
監査結果	〈農業改良資金〉 連帯保証人の欠格事項 について強化または緩和 の検討が必要である。	連帯保証人は同 一世帯人であって も返済能力がある 場合、保証人とし て認めることとし た。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。	平成12年3月の農業改良 資金運営会議において、同 一世帯人であっても、支払 能力がある場合は、連帯保 証人として認めることを申 し合わせ事項に追加してい る。 平成12年12月26日発行の 沖縄県広報（号外第67号） で公表している。	農林水産 部農政経 済課
監査結果	〈農業改良資金〉 農業改良普及員による 実現可能な農業経営の事 業計画書の作成のため 助言をすることが必要 である。	借入申請時の普 及員の指導強化と して、経営に導入 する確かな市場情 報を確保すると同 じく、借受者の経 営実績に基づいた 適切な指導を行っ ている。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。 助言も必要 かつ適切であ る。	農業改良普及員は、改良 資金の借入相談の際に、相 談者の経営状況や経営実 績を確認し、経営改善計 画による経営改善や借入 金の償還が可能なかどう か判断を行っている。（平 成12年12月26日発行の 沖縄県公報（号外第67 号）で公表している。） なお、経営改善計画によ る、相談者の経営改善や 借入金の償還が困難な場 合は、借入れを断念させ る助言を行っている。	農林水産 部農政経 済課
監査結果	〈農業改良資金〉 新規借入については、 申請時に宣誓書等による 帳簿づけをすることにつ いての承認をもらい、既 借受者については、帳簿 づけの必要性及び農業 普及員の情報を利用	貸付実行後にお ける普及員の指導 強化として、借受 者に農業経営簿記 帳簿を配布し、記 帳簿及び経営分析 指導を行っている。	措置を講じ たといえる。措 置が不明である。	各普及センターで毎年 作成している農業改良 普及員指導計画書の中 で資金借受者の経営支 援を掲げ、経営改善指 導を行っている。 平成12年12月26日 発行の沖縄県公報（号 外第67号）で公表して いる。	農林水産 部農政経 済課

<p>した指導の有効性を理解させる。</p> <p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 運営会議申し合わせ事項の変更及び追加事項に関して記載漏れがないように適時に更新することが必要である。</p>	<p>法改正に伴う制度改正に合わせて、運営会議の申し合わせ事項等も、更新する。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、措置がされた時期が不明である。</p>	<p>平成12年度より、運営会議申し合わせ事項及び追加事項等がある場合は、更新している。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 運営会議議事録の作成が必要である。</p>	<p>運営委員会を開催した際は、随時議事録を作成している。</p>	<p>措置を講じたといえる。措置がされた時期が不明である。</p>	<p>平成12年度より農業改良資金運営会議を開催した際は、随時議事録を作成している。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 延滞者に係る書類に関しては1件書類として整理することが必要である。</p>	<p>貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、措置がされた時期が不明である。</p>	<p>貸付台帳については、事業開始以来、資金の貸付実行の際に作成し、債務者、連帯保証人、償還状況を記録し管理している。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 申請時から現況まで延滞者に関する書類は上記の保存期間を超えて、その消滅(回収あるいは不納欠損処理)まで保存する必要がある。</p>	<p>貸付台帳により、債務者本人、連帯保証人、償還状況を管理している。</p>	<p>措置されるものとは認められない。的確はすれの回答であり、包括外部監査に対する対応に問題がある。</p>	<p>農業改良資金の債権が消滅するまでは、借受者に係る書類は保存することとした。 平成22年度包括外部監査後、総務私学課に保管依頼している債務者に関する書類関係については、保存期間を延長する手続きを行った。 課内に保管されている借受者に関する書類関係と併せて、債務者の償還が完了するまで保管する。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 債権の回収可能性について、延滞期間・借受者の現況・連帯保証人の現況の観点から分類を行ったり、分類された債権ごとに対処法を検討し、実行する必要がある。</p>	<p>農業改良資金債権管理指針を制定し、債務者区分を現実実施。一部の債務者については民間債権回収会社へ、未収金の回収を委託している。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、措置がされた時期が不明である。</p>	<p>平成16年6月に農業改良資金債権管理指針を制定し、債務者区分を行っている。 回収が困難な債務者については、平成20年4月より民間債権回収会社へ、未収金の回収を委託している。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査意見 <b>〈農業改良資金〉</b> 全債権について、年賦償還に充てるため農協で定期的に口座積立を行い、農協借入も行っている者については、農協へ協力依頼を行い農協借入金償還予定分を農協で積み立てる。</p>	<p>債務者から償還について相談がある場合は、J A と連携し、償還計画を立てている。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、措置がされた時期が不明である。</p>	<p>平成11年度以前より農業改良資金の年賦償還が困難な借受者については、適宜、分割償還を指導している。 農協資金の借入も行っている者については、これまでも債務者から農協借入金償還方法について相談がある場合は、農協と連携して償還計画を立てている。</p>	<p>農林水産部 農政経済課</p>
<p>監査結果 <b>〈母子・寡婦資金〉</b> 延滞債権額の把握については、償還期限が未来の分も含めて把握すべきである。</p>	<p>延滞金については、償還期限が過ぎた後に確定することから、未到来分を把握することはできない。 なお、償還期限未到来の貸付金償還金については、債権として把握している。【平成14年4月30日付け公報】</p>	<p>未措置。 平成11年度包括外部監査趣旨は、延滞が発生した債務者については、償還期限未到来の分についても返済がなされない危険が生じており、期限未到来分も延滞に相当</p>	<p>償還率の改善を推進するため、「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づき、毎年、償還促進対策会議を開催し、各福祉保健所に対して償還金の滞納状況の把握と周知を徹底している。平成23年度から、当該会議においても、期限未到来分についても併せて把握と周知を図っているところである。</p>	<p>福祉保健部 青少年家庭課</p>

			<p>程度あるといえ、そのため、現滞金の延滞分はなるとなり、危険の生じても把握し、ならぬに注意し、留意する趣旨と平成22年度監査人による</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈母子・寡婦資金〉 コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。</p>	<p>平成14年度から債権管理システムを導入し、平成19年度に、再度新システムを開発運用している。</p>	<p>措置を講じたといえる。公表についてどのようになされたか不明である。</p>	<p>平成24年度に公報登載を行う。</p>	<p>福祉保健部 青少年・児童家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈母子・寡婦資金〉 延滞債権については、不納欠損処分することは認められて良いものではないか。</p>	<p>平成13年度に、不納欠損処分の実施基準を制定し、平成17年度に福祉保健所あて不納欠損処分の提出依頼したところ、8件の案件が提出された。内容を検討した結果、平成19年度に、うち5件の不納欠損処理（5,046,242円）をした。滞納者の時効の援用書をとること、また行方不明者の追跡等に時間を要したこと、行方不明者の取扱いが国の通知にある「みなし援用」が、県の内部で認められないなど決裁にも時間がかかった。</p>	<p>措置を講じたといえる。公表についてどのようになされたか不明である。</p>	<p>平成24年度に公報登載を行う。</p>	<p>福祉保健部 青少年・児童家庭課</p>

2 平成12年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄都市モノレール株式会社〉 「モノレール事業活性化対策委員会」のようなものを設置し、実効性のある需要喚起策を検討し、実現可能性のあるものについては早急な実施をなすべきである。</p>	<p>・平成13年10月に、都市交通に精通する者、有識者、商工観光等関係団体、関係行政機関及びモノレール事業者を構成委員とす「沖縄都市モノレール利用促進協議会」を設置した。 ・第1回(H13.10)</p>	<p>措置がなされたものを含む外部監査の効率的に実施したものである。今後の活動</p>	<p>【中長期経営計画策定について】 ・モノレール社において、平成24年1月27日に中長期経営計画を取りまとめ公表済み（記者発表済み）。 ・同計画には、今後の需要喚起策の内容も含まれており、関係機関（県、那覇市、浦添市、公庫、会社）へも意見照会をしている（意見を反映している）。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>

		<p>・沿線地域の整備促進等について</p> <p>・モノレールの利用促進について</p> <p>・第2回(H14. 3)</p> <p>・第1回利用促進協議会の提言に対する取組みについて</p> <p>・モノレールの利用促進について</p> <p>・第3回(H14. 7)</p> <p>・モノレール利用促進策の取組みについて</p> <p>・第4回(H15.10)</p> <p>・モノレール利用状況について</p> <p>・モノレール利用促進策の取組みについて</p> <p>【需要喚起策関係】</p> <p>・モノレール需要喚起アクションプログラムの策定及び実施を継続して実施している。</p> <p>・モノレール連絡調整会議を隔月で開催し、需要喚起策を検討・実施している。(県・市・会社)</p> <p>・隔週で営業推進会議を開催し、需要喚起策を検討・実施している。(会社)</p>	<p>透明にし、追跡可能な担保する努力が要する。</p>	<p>・同計画の確実な実行を図るため、4半期ごとの関係機関による検証会議を実施し、モノレールの経営状況の改善やモノレールの需要喚起策の状況を把握する。</p> <p>【需要喚起策の活動の透明化】</p> <p>・モノレール社においては、毎年6月に株主総会を開催しており、その中でモノレール需要喚起(利用促進策)の状況を株主に報告するとともに、記者会見を開いて活動の透明化に努めている。</p>	
監査意見	<p>〈沖縄マリンジェット観光株式会社〉</p> <p>本事業類似の事業課の是非を論ずる審議会・協賛会等を設置した場合その内容を公開していくべきである。</p>	<p>平成13年10月31日の「附属機関に関する指針」を策定し、審議会及び関係団体等との協議を経て、関係機関の公表方法については不明である。</p>	措置がなされたものといえる。措置の公表方法は不明である。	<p>平成22年12月24日沖縄県公報号外第38号で公表済み。</p>	総務部行政改革推進課
監査意見	<p>〈沖縄マリンジェット観光株式会社〉</p> <p>第三セクターの設立運営に関する指針を明確に制定しておくべきである。</p>	<p>平成13年3月に「公社等外楽団の財政支援に関する指針」を策定し、県と連携・協力して公共的サービスを提供する公社等外郭団体に対する財政支援等について、統一的かつ適切な対応に努めている。</p> <p>また、当該指針の他、「公社等の指導監督要領」(平成16年11月19日知事決定)に基づき、上記団体のうち、</p>	措置がなされたものといえる。措置の公表方法は不明である。	<p>平成22年12月24日沖縄県公報号外第38号で公表済み。</p>	総務部行政改革推進課

		出資比率等の一定の基準により選定した団体について、人的・財政的支援評価、情報公開の促進等について、所管部において統一的な指導監督を実施している。			
監査意見	<b>〈財団法人沖縄国際交流・人材育成財団〉</b> 人件費の削減をはじめとする行政コストの削減を第一に検討すべきである。	平成12年4月1日の財団統合に伴い、人件費で対前年比41,103千円、光熱水費等の維持管理費で740千円のコスト削減が図られた。今後とも効率的な事務の執行による行政コストの軽減に努力したい。	措置がないと認められなかった。措置の方法については、不明である。	公表については、平成14年4月30日沖縄県公報第3055号に掲載済みである。	文化観光スポーツ交流推進課
監査結果	<b>〈財団法人沖縄県建設技術センター〉</b> 海外研修・視察について、研修・視察対象者を絞り込むか、回数減らす等の措置が必要ではないか。	派遣人員を2名以内としている。	措置がないと認められなかった。措置の方法については、不明である。	公表については、平成14年4月30日沖縄県公報第3055号に掲載済みである。	土木建築部技術管理課
監査意見	<b>〈財団法人沖縄県建設技術センター〉</b> 本来沖縄県が行うべき業務を、沖縄県とは全く別な団体である本財団に任せるメリットがあるかどうか再検証されるべきである。	新沖縄県行財政改革プランの策定を通じて検討している。	措置がなされたと認められない。 平成12年度度の監査の指摘に対し、平成22年3月の新沖縄県行財政改革プランの策定を通じて検討したと見なすのは、監査意見を見を放置してせざるを得ない。同プラン93～94頁によれば、中でも遅い項目については平成25年度まで掛かるとされ、改革のスピード感は全く感じられない。	前沖縄県行財政改革プランに引き続き、新沖縄県行財政改革プランのなかで検討を行ってきたが、現在、当センターの今後のあり方について検討委員会を土木建築部内でもち、事業の必要性についての検討を行っている。しかし、様々な関係機関との調整が必要ないため変革に時間を要している。	土木建築部技術管理課
監査意見	<b>〈財団法人沖縄県建設技術センター〉</b> 収益事業の利益によって公益事業の損失を補填した場合に、税金が発生しないよう工夫をすべきである。その処置が不可能である場合には、材料試験手数料の増額による見直し、収益事業の委託費の減額による見直しが検討されるべきである。	収益事業から公益事業への操出を行っている。	措置がなされたと認められない。税金問題に関しては、お外部監査に包摂する問題がある。措置の公表方法や時期については、不明である。	収益事業から公益事業へ収益事業の収支差額の20%程度を操出しており、その額は課税対象から控除されている。 平成15年5月2日付け公報第3154号に掲載済み。	土木建築部技術管理課

<p>監査意見</p>	<p>〈財団法人沖縄県建設技術センター〉 給与・退職金規程の見直しや、多様な雇用形態を考えて独自の職員をやすきことを検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県にない「業務手当」は、平成18年度から廃止。</li> <li>・「主幹級の管理職手当」も平成13年度で廃止。</li> <li>・運転手職は、平成17年度で廃止。</li> <li>・平成22年4月1日現在、正職員31名（うちプロパー2名）臨時職員32名、賃金職員11名</li> <li>・なお、公共事業縮減等でプロパー採用の予定はない。</li> </ul>	<p>措置がなされなかったものといえる。措置の公表方法は、不明である。</p>	<p>平成14年4月30日付け公報第3055号に掲載済み。</p>	<p>土木建築部技術管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈財団法人沖縄県建設技術センター〉 各役職ごとに沖縄県からの職員派遣の必要性があるか否かについて具体的に検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度から常務理事を廃止。</li> <li>・新沖縄県行財政改革プランで、平成25年度までに県派遣職員を9名削減予定。</li> </ul>	<p>措置がなされなかった。常務理事以外の者について検討がなされたか（なされたか）説明すべきである。措置の公表方法は、不明である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度から常務理事を廃止。（平成17年5月17日付公報第3357号掲載済み。）</li> <li>・新沖縄県行財政改革プランで、平成25年度までに県派遣職員を9名削減予定。</li> <li>・これまでに班長職3名の派遣を削減した外、技術管理班、市町村プロジェクト班の職員を各々1名削減している。</li> <li>・業務自体の必要性について、現在、検討委員会をもって検討中である。</li> </ul>	<p>土木建築部技術管理課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈沖縄県公文書館〉 県が毎年負担している財団の出向職員に係る人件費が県の決算上は「委託料」に含めて支出されているため公文書館運営に係る人件費相当額を判別しにくい。</p>	<p>平成15年度から平成17年度までの人件費については収支決算を作成。導入後(H18)の人件費は県ホームページに公表。</p>	<p>未措置。監査結果について対象とした点がどうなるかを検討する役割が県になかかったことが根本的な問題である。</p>	<p>平成15年度から平成17年度の人件費については収支決算を作成。指定管理者制度導入後(平成18年度)の人件費は毎年度ホームページに公表している。今後明らかにするよう努めていく。</p>	<p>総務部総務私学課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈沖縄県公文書館〉 併任職員(県の職員として身分を保持したまま公文書館の業務にあたる職員)に関する人件費が含まれていない。併任職員の人件費も含めて把握すべきである。</p>	<p>平成15年度から平成17年度までの人件費については収支決算を作成。導入後(H18)の人件費は県ホームページに公表。指定管理者制度導入後の派遣職員の人件費については平成22年9月のヒヤリングを受け、指定管理者から取り寄せ把握している。</p>	<p>未措置。監査結果について対象とした点がどうなるかを検討する役割が県になかかったことが根本的な問題である</p>	<p>平成15年度から平成17年度の人件費については収支決算を作成。指定管理者制度導入後(平成18年度)の人件費は県ホームページに公表。指定管理者制度導入後の派遣職員の人件費については平成22年9月のヒヤリングを受け、指定管理者から取り寄せ把握している。今後把握に努めたい。</p>	<p>総務部総務私学課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈沖縄県公文書館〉 毎年度の実質的コスト負担額を把握するために、公文書館(有形固定資産)の減価償却費及び調達財源(地方債)に係る金利も考慮に入れるべきである。</p>	<p>平成15年度から平成16年度の減価償却費及び公債(利子分のみ)の間接的コストを含めた損益を計算し、平成16年度までに償還している。また、指定管理者制度導入後の実質的</p>	<p>未措置。監査結果について対象とした点がどうなるかを検討する役割が県になかかった</p>	<p>措置されたものと理解しているが、今後も把握に努めていきたい。</p>	<p>総務部総務私学課</p>

		コスト負担額把握について、平成22年9月のヒヤリングを受け、上記の様式を準用している。	とが根本的に問題である。		
監査意見	〈沖縄県公文書館〉 受益者負担の原則も強く導入し、県民の税金によるコスト負担の適正化を進めるべきである。	沖縄県出先機関の見直しに関する県方針（平成17年9月30日知事決定）により、指定管理者制度を導入することが適当とされ、沖縄県公文書館に冲縄県公文書館に財政改革プランにおいて、集中的に改革を行う項目として、「平成19年4月1日から公文書館の管理及び運営に係る事務を指定管理者に委託する」と決定された〔推進項目番号12、18〕。指定管理者制度導入に先立ち、沖縄県公文書館等管理規程第19条の規程により、複写紙1枚につき20円と定めた（公報平成18年8月30日号外第25号告示第593号。従来から徴収していたが、明文化した。）。	措置したものである。評価はできない。右の回答は、平成12年度外部監査結果を認識せずして、措置しようとした。また、受益者負担の原則による1枚20円（10円）は、不十分である。	平成12年度の指摘も踏まえ、コピー代その他を削減していききたい。	総務部総務私学課
監査意見	〈沖縄県公文書館〉 アンケート結果に基づき改善点及び改善の明確化を図ること、魅力ある常設展示場の工夫、児童生徒の利用を広く広げると、県外観光客として光景を改善するための施策を効果的に実施し、コスト削減が実現されることを求める。	これまで企画展、移動展、講演会、写真展など開催し、当館所蔵資料のPRを図るための活用促進活動を実施してきたところである。今後ともホームページの充実を進め、来館者へのサービスの充実を図っていくこととしている。（ <a href="http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/countview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1">http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/countview.jsp?cateid=6&amp;id=21975&amp;page=1</a> 平成21年度事業報告書（その5））。	措置したものである。評価はできない。平成12年度外部監査結果を認識せずして、措置しようとした。	常設展として、「公文書が語る沖縄」や「写真の他、活用講演会も開催した。また、児童生徒の授業の一環として、見学のPＲにも活用していきたい。	総務部総務私学課
監査意見	〈沖縄県公文書館〉 民間からの委員を活用して設置するよう見合った県民の利用率を高める。	平成13年12月12日に第8回沖縄県公文書館運営所蔵物のPR方法を検討した。指定管理者の候補者選定は、外部等で構成する	措置したものである。認められない。監査意見は、民間から委員の活用を促すこと、コスト削減を促すことなどについて、	従前の懇話会ではなく、平成19年から民間委託による管理運営に切り替えて、指定管理者制度の活用を促すこと、コスト削減を促すことなどについて、	総務部総務私学課

		<p>委託の管理運営等を、民間の業者（候補者）に委託し、その結果、申請する業務の計画の進捗などについて、民間の業者が積極的に取り組んでいると期待される。また、指定管理者制度の導入後の民間からの活用についても、毎年ホームページにより公表している。(http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/countview.jsp?catid=6&amp;id=21975&amp;Page=1個別評価シート)。</p>	<p>この見解は、民間の業者が積極的に取り組んでいると期待される。また、指定管理者制度の導入後の民間からの活用についても、毎年ホームページにより公表している。(http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/countview.jsp?catid=6&amp;id=21975&amp;Page=1個別評価シート)。</p>		
監査意見	<p>〈福建・沖縄友好会館〉シンガポール事務所（沖縄県の海外事務所の一つ）のように、現地において有能な人材を嘱託として採用する等の方法を検討していくべきである。</p>	<p>平成17年度から嘱託職員を配置している。</p>	<p>措置したものと認められない。平成12年度の指摘は、現地の採用により、費用も節約する趣旨の指摘である。また、平成12年度の指摘が平成17年度にすりやまに遅い。措置方法は不明である。</p>	<p>福州事務所については、平成17年度より県職員の駐在員制を廃止し、現地委託員制に切り替えたところである。今後は、包括外部指摘・意見を真摯に受け止め、速やかに措置を講ずるよう努める。なお、福建友好会館については、平成22年度に民間管理運営方式に変更することを決定し、平成22年度末（財）沖縄県産業振興公社（財）福州事務所は廃止している。平成12年度包括外部監査意見への措置状況回答については、平成18年5月16日付け第3455号にて公表済みである。</p>	<p>商工労働部 産業政策課</p>
監査意見	<p>〈沖縄県女性総合センター〉 実質としての管理委託費がどれだけ、いくらが援助であるのか、県民</p>	<p>地方自治法の一部改正を機に、より一層の効率的・効果的なサービスを提供すること</p>	<p>措置したものと認められない。平成12年度の指摘は、現地の採用により、費用も節約する趣旨の指摘である。また、平成12年度の指摘が平成17年度にすりやまに遅い。措置方法は不明である。</p>	<p>監査の意見は、施設管理費に含まれている人件費が不明であった状況について、追跡して明確にするべきであるとしている。</p>	<p>環境生活部 平和・男女共同参画課</p>







	<p>ます。【平成19年5月18日付け公報号外第26号】平成22年度現在、指定管理制度が導入され、施設管理の経費は、指定管理料で賄われます。指定管理（貸館業務・図書情報業務）に係る人件費は、指定管理料から支払われます。また、委託を受けている、啓発学習事業に係る委託料は、支弁されません。財団組織の業務は、運営されています。</p>	<p>活動してきたことを明らかにする必要がある。客観的に追うべきである。</p>
--	---	--

3 平成13年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する監査人の評価		
監査意見	<p>〈回収業務の強化について〉 証協会の保証により金融機関の融資はリスクとなり、また、保証協会も信用保険により2割のリスクしか負わないため審査は甘くなりがちです。また、依然として不良債権の増加に苦しみ金融機関による安易な保証利用も考えられる。</p> <p>一般には、銀行等の金融機関の方が中小企業との普段の接触があるため、情報収集力がある。また、人員も揃っているため、融資審査力もあり、延滞債権の回収能力もあると思われる。部分保証により、金融機関にもリスク負担を残し、相互の連携による審査能力の強化を図り、債権回収も強化する必要がある。</p>	<p>部分保証制度については、中小企業信用保険法で認められていたところは、導入することは困難であった。</p> <p>※沖縄県公報（平成15年5月2日第154号）にて公表済み。しかし、平成19年10月1日より緊急保証制度等一部の保証を除き、金融機関が2割のリスクを負うこととなっている。また、現在金融機関もリスクを負っている。</p> <p>※今後、沖縄県公報にて公表予定。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、指摘された経過5年以上経過し、結果として包括的に行なっている。法制度に関わることであるが、容易な解決は難しいが、思わぬような対応はすべきである。また、国の導入を待つ必要があった。</p> <p>平成19年10月1日より緊急保証制度等一部の保証を除き、金融機関が2割のリスクを負うこととなっている。また、平成23年6月28日付け沖縄県公報号外第22号にて公表済み。</p>	<p>部分保証制度については、全国一律の制度であり、県単独での導入が困難であったため、検討にあたっては国の導入を待つ必要があった。</p> <p>平成19年10月1日より緊急保証制度等一部の保証を除き、金融機関が2割のリスクを負うこととなっている。また、平成23年6月28日付け沖縄県公報号外第22号にて公表済み。</p>	商工労働部経営金融課
監査結果	<p>〈信用リスクに応じた保証料率の設定について〉</p>	<p>国において、信用リスクに応じた</p>	<p>措置を講じたといえる。</p>	<p>信用リスクに応じた保証料率の設定については、全</p>	商工労働部経営金融課

<p>現状の保証料の基本料は、利率1%が必ずしも低いわけではないが、機関信用たき程度は信用料率をわけるから必要である。</p>	<p>保証料率の設定が景気はどうか、利率の状況を見送らなければ、利率の低下がいつまでも見送られず、利率の低下がいつまでも見送られる。</p>	<p>保証料率の設定が景気はどうか、利率の状況を見送らなければ、利率の低下がいつまでも見送られず、利率の低下がいつまでも見送られる。</p>	<p>指し、かねてから、経過として、準備の結末も、当面、5年以上の経過を待たなければならない。</p>	<p>国の導入を待つ必要があつた。平成18年4月より緊急保を考慮して、9段階の保証制度を全国的に適用されているところである。※平成23年6月28日付け沖縄県公報号外第22号にて公表。</p>	<p>融課</p>
---	--	--	---	---	-----------

4 平成14年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する監査人の評価		
監査意見	<p>〈指名競争入札の指名業者数の増加〉</p> <p>企業局では、県他部局と同様に、当該工事における指名業者数について、請負金額によって8名から12名の業者を指名していたところ、平成15年1月から現在の指名業者数より2名ずつ増やす(結果として10名から14名となる)ことで改善する方針を示している。疑われない状況下において、僅か2名の指名業者を増やすことと、公正な競争が促されることが、最低限の競争の指名業者数の2倍程である20業者以上を増やす努力をすべきである。</p>	<p>平成15年1月より指名業者数を2名増(10名から14名)とした。また、平成18年1月より指名業者数を1.5倍増の15名から21名を指名することと競争入札において指名業者数を24名とする等、改善に取り組んできた。現在は、一般競争入札の対象工事を拡大するよう努めており、平成22年度は、5千万円以上の全ての工事を一般競争入札の対象とした。指名競争入札は250万以上5千万円未満が対象であり、指名業者数は一律15名としている。</p>	<p>段階的に措置はされているが、遅く適切な措置とは言えない。</p>	<p>平成15年度から平成22年度の期間で入札制度改革を拡大及び指名競争入札の指名業者数を増やす等措置を講じている。</p>	<p>企業局総務企画課</p>
監査意見	<p>〈一般競争入札の拡大〉</p> <p>企業局では、「企業局発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領」を定め、一般競争入札の対象工事を7億3000万円以上としている。この額は、まだ全国的に高いわけではないが、埼玉県、静岡県等のように「金1億円以上の工事」を一般競争入札の対象としている例もあり、一般競争入札の対象工事の金額を下げ、一般競争入札の実施件数</p>	<p>上記のとおり、企業局においても土木建築部に準ずる形で入札制度改革を実施しており、一般競争入札の拡大を図った。現在は、一般競争入札の対象工事を5千万円以上の工事を引き上げることを行った。</p>	<p>措置はされているが、平成14年度の指摘に対し平成22年度の対応と対応が遅く、適切な措置とは言えない。</p>	<p>平成15年度から平成22年度の期間で入札制度改革を拡大及び指名競争入札の指名業者数を増やす等措置を講じている。 なお、現在は5千万円以上の全ての工事を一般競争入札の対象としている。</p>	<p>企業局総務企画課</p>



だに企業を企つて成り立っている上、  
 場合内限るが、  
 企業内限るが、  
 内限るが、  
 ない限るが、  
 でき限るが、  
 等で、可能とする。弊害が J・V  
 問題でも、注を目的とする。記  
 術的に対しても、注を目的とする。記  
 けでおいておき、注を目的とする。記

一般競争入札の拡大、予定値  
 競争入札の拡大、予定値  
 入札の拡大、予定値  
 札の拡大、予定値  
 の拡大、予定値  
 の拡大、予定値  
 入札の拡大、予定値  
 札の拡大、予定値

監査意見

〈工事設計の民間委託に  
 関する情報漏洩対策〉  
 企業局では、工事設計  
 書の作成を民間コンサル  
 タント業者に依頼してい  
 るが、その場合、民間  
 サル業者が指図書内容  
 者にも漏洩している。そ  
 し、予設計書に記載さ  
 工事設計書に記され、資  
 材・人件費等に基づい  
 る内容の事前漏洩は、  
 価格が漏洩するのとほ  
 ぼ同様の状況となる  
 と思われる。

現在も民間コンサルタ  
 ント業者の作成した工  
 事設計書や見積書等  
 を依頼しているが、計  
 算定額や積算システム  
 があり、設計金額が  
 積算システムを利用して  
 いる。また、見積書の  
 作成は、業者から提供  
 されている。

措置を講じたが、不正防止の  
 最大限の対策を講じて  
 いる必要がある。

監査の意見は、委託業務  
 の内容が、指名業者の  
 指図書に漏洩する可能  
 性が極めて高い。民間  
 コンサルターの技術職  
 員の配置及び報酬等  
 は、民間コンサルティ  
 ング会社の慣習に基  
 づき、適切であると思  
 われる。また、情報  
 管理の観点から、指  
 図書の内容が漏洩する  
 危険性がある。この  
 ため、民間コンサル  
 タンターへの委託に  
 ついては、事前に漏  
 洩防止の対策を講  
 じておく必要がある  
 としている。

企業局総務企画課



	<p>に行われているのは、当然の点であります。下請業者も、おかしな決定をしない時期には、必ずしもその時期に下請業者との契約書の提示を求めることとは可能であると思われる。</p>			<p>算内訳を審査し、談合等不正がないことを確認してから開札を行っている。 以上のことから、指摘にある積算内訳の事前提出及び談合防止対策は十分講じられていると判断している。(平成23年11月2日企業局決定)</p>	
<p>監査結果</p>	<p><b>〈再入札後の随意契約の廃止〉</b> 企業局では、2回目の入札でも最低価格が予定価格に届かず落札者がいない場合、「不落随契」(随意契約)として、指名業者がそうすると、指名業者が談合を行って最低価格を提示してしまいうる。そこで2回目に入札により落札者がいない場合、業者を入れ替えること、日再入札を検討する。 担当課は、業者を入れ替えての後の再入札は、時間的制約のため困難であるとしているが、入札回数を増やすことは、予定価格に達するまで入札を繰り返すこととなり、結果として1回の指値発注となることから適切でないが、国土交通省直轄工事等、公共工事発注者として2回目までを1回目から10分間をとり、第1回目の入札日に行き、第1回目の入札に行き、第2回目の入札を行って落札者がいないときは、業者を入れ替えて再入札を行うことを検討すべきである。</p>	<p>ほぼ、1回目の入札で落札者が決まり、入札制度改革に取り組む中で、改善は図られていると思われる。</p>	<p>十分な措置とは言い難い。1回目の入札で全て決定するとは言えず、対策は必要である。</p>	<p>入札制度改革に取り組む中で、改善は図られているものと思われる。 なお、現在は電子入札制度等で業者間での指名業者は把握できないようになっている。</p>	<p>企業局総務企画課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>〈談合防止の意識改革〉</b> 談合防止のための対策として、企業局では、平成13年度に「沖縄県企業局談合情報対応マニュアル」を策定しており、入札談合に関する情報があつた場合の速やかな対応と談合の抑止を図っている。 しかし、入札談合に関する情報があつた場合の企業局に突きつけられていた課題は、予定価格に対する落札率の96%~99.9%という状況を踏まえ、談合が疑われる状況をいか解消し、市民負担を抑えていく</p>	<p>大テーマ1の4項回答のとおり、現場説明会を平成15年7月より原則廃止、指名業者についても平成18年1月より事後公表とし、参加業者を互いに見えないようにしている。 また、電子入札システムも導入済みである。 設計金額については、平成18年1月より250万以上の工事及び工事に関連する委託業務を事前公表していたが、平成21年度</p>	<p>措置を講じたといえるが、対応が遅い。</p>	<p>平成15年度から平成22年度の期間で入札制度改革を実施し、一般競争入札の拡大及び指名競争入札の指名業者数を増やす等措置を講じている。 なお、予定価格に対する平均落札率は平成22年度実績で91.0%となっている。</p>	<p>企業局総務企画課</p>

	<p>という問題である。</p> <p>また、企業局は、「電子入札制度の導入などを知り、事前公表を廃止し、平成22年度現在、250万円以上の全工事の事前公表を廃止する等、入札制度改革への罰則だけでなく、談合を取り組むべきである。」</p> <p>企業局が発注した工事の国庫負担部分を除く建設費や、浄水場・送水管等の施設の維持費は、国の負担と、公共工事削減の流れの中で低減される傾向にあるので、民民の負担を抑える観点から、工事の発注に限り、費用を削減し、競争入札制度を推進する。職員の意欲を高めるか、と、入札制度の改善は進まないと思われる。</p>	<p>より、工種により2、500万円・5,000万円以上の工事については、事前公表を廃止し、平成22年度現在、250万円以上の全工事の事前公表を廃止する等、入札制度改革への罰則だけでなく、談合を取り組むべきである。</p>			
<p>監査意見</p>	<p>〈企業局の実施している設計金額の入札前公表の試行について〉</p> <p>企業局は、「公共工事の入札、契約手続きにおける、透明性、公正性の確保と不正防止を図る観点から、有効であると考えられる。このため、沖縄県企業局においては、予定価格にかえて設計金額の事前公表を試験的に導入することとする。」として、平成14年10月から同15年3月まで、競争入札に付する建設工事設計金額が250万円以上全ての工事を対象として試行することとしている。</p> <p>平成14年末までに2件の入札があったが、その予定価格に対する落札価格の比率はいずれも98.7%であり、競争性確保の観点からはまだ問題があると思われる。上記で述べた改善策、とくに指名業者の事前公表の廃止、指名業者数の増加等の改善策を同時に試行すること</p>	<p>入札制度改革の流れの中で、建設工事及び建設工事に関する委託業務については、設計金額を事前公表し、積算内訳書の提出を求めた。だが、平成22年度からは、250万円以上の工事設計金額の事前公表を取り入れた。積算内訳書の提出は、内容確認の必要性から設計金額の事前公表も引き継ぎすることとしている。</p>	<p>措置を講じたといえるが、対応が遅い。</p>	<p>平成15年度から平成22年度の期間で入札制度改革を実施し、監査意見にある指名業者の事前公表の中止・現場説明会の廃止・指名業者の増加等の改善策を講じている。</p> <p>なお、予定価格に対する平均落札率は平成22年度実績で91.0%となっている。</p>	<p>企業局総務企画課</p>

	要望する。				企業局総務企画課
監査意見	<p>〈修繕費（保存工事）についても、競争入札の制度が機能していない実態がある〉  抽出した保存工事についての契約に関しても、高落札率、複数回入札（7件）において全て第1回目の低価格業者が落札しており、競争入札の制度が機能していない実態がある。また、契約変更による追加工事も多いことから競争入札の意味を薄める結果になっている。</p>	<p>入札制度改革に取り組む中で、改善は図られているものと思われる。</p>	<p>十分な措置や変更等の対応も求められる。</p>	<p>監査の意見は、高落札率や競争入札の制度が十分機能していない実態の改善を求めている。その趣旨は、競争入札制度が原因であり、改善措置を講ずることにより、競争入札制度本来の機能が果たされると考えられる。企業局では、平成15年度以降、入札制度改革及び電子調達システムの導入等に指名業者は互いに把握等されないことから、談合等の改善は図られているものとする。また、監査意見の保存工事はメンテナンス工事が主要であり、機械部品等の分解後不良箇所を替り替える場合は追加工事が必要となってくる。通常建設工事現場の形状・地質・湧水工事現場が一致しない場合には適切な事務手続きを行い、契約約款及び土木工事積算要領等の規定により契約変更を行っている。以上のことから、談合防止の改善及び契約変更の適切な事務処理を行っており、本意見については対応済みと判断している。「入札制度改革の内容：一般競争入札の拡大・指名業者の非公表・現場説明会の廃止・予定価格の事後公表等」（平成23年11月2日企業局決定）</p>	企業局総務企画課
監査意見	<p>〈委託料についても、競争入札の制度が機能していない実態がある〉  高落札率、複数回入札（5件）において全て第1回目の低価格業者が落札していることから、競争入札の制度が機能していない実態がある。また、相見積りをとった場合、予算の100%の金額による契約というのは、原価低減の努力がなされていないと思われる。</p>	<p>設計金額の事前公表により高落札率となっている。平成22年度より、工事は競争入札に付する250万以上の工事について事前公表を取りやめた。委託についても現在検討中（土木）との事である。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。対応が遅い。</p>	<p>監査の意見は、高落札率や競争入札の制度が十分機能していない実態の改善や見積もり採用における原価低減の努力を求めている。その趣旨は、競争入札制度が原因であり、改善措置を講ずることにより、競争入札制度本来の機能が果たされると考えられる。企業局では、平成15年度以降、入札制度改革及び電子調達システムの導入等に指名業者は互いに把握等されないことから、談合等の改善は図られているものとする。また、見積もり採用でも、現在は複数業者から見積りの徴収及び過去の採用価格を参考にして、設計価格が設定されていることから原価低減に努めていると判断している。以上のことから、談合防</p>	企業局総務企画課



<p>千円)は「困難な折衝等による心身の特別な負担」を理由としているが、特別な負担があるとまでは言えないと思われる。      特殊現場作業手当(日額300円 特殊現場、危険な工事個所で行う監督、測量検査、調査等に従事した職員へ支給、H13実績なし)、この手当は62年に設置され、H13は支給実績もなく、その廃止が必要である。</p>					
<p>監査意見</p>	<p>〈時間外勤務手当の運用厳格化が必要〉      時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与(給料・手当)の7.8%を占め、H13は182百万円(時間外141百万円6.7%、休日41百万円2.0%)の支払いがあり、時間外勤務手当では、沖縄県職員の平均1.9%(142,800/7,554,000、「平成13年地方公務員給与の実態」)に比べてもかなり多額となっている。      時間外勤務手当では、与沖縄県企業局職員の給与の種類及び基準に関する、条例第11条において、以下のように規定されている。      ① 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、      ② その正規の勤務時間を越えて勤務した全時間について支給する。      職員服務規程において、「所属長は、職員に正規の勤務時間を越えて勤務することを命じようとするときは、時間外勤務及び休日勤務命令簿(第11号様式)により行わなければならない。」とされ、運用上は自己申告により事後的に所属長が内容等をチェックし承認することにより超勤命令の発令となっている。実務上の運用は自己申告の承認でやむを得ないとしても、時間外及び休日勤務命令簿と申告がすべて承認されていることから、申告内容の検証・承認が形式的なものになり、甘いチェックになっているようである。そのため時間外勤務手当が全体として多くなっているようにも思われ、取り扱いの厳格化が必要と思われる。</p>	<p>平成21年度の時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与(給料・手当)の6.5%を占め、113百万円(時間外80百万円4.6%、休日33百万円1.9%)の支払いがあるが、沖縄県職員(普通会計)における、給与に占める時間外勤務手当は1.5%(2,143百万円/142,194百万円「平成20年人事行政運営等状況報告」)と比べても依然として多額となっている。しかし、局の平成13年度時(7.8%)と比べると支払額は減額されており、これは平成20年度に勤務管理システムを導入し、時間外の申告内容について、具体的な検証・承認が可能となり、チェック体制の改善が図られたことと考えられる。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。勤務管理システムとして措置を講じたことは平成20年度であり、対応が遅い。今後制度として定着させる必要がある。</p>	<p>企業局の時間外・休日勤務手当は、水道事業会計の給与(給料・手当)の7.8%を占め、平成13年度は182百万円の支払いがあり、沖縄県職員の平均1.9%にくらべてもかなり多額となっていることから、平成14年度の監査では、「時間外及び休日勤務命令簿と申告がすべて承認され、申告内容の検証・承認が形式的なものになっており、取り扱いの厳格化が必要である」と指摘されている。      その後の対応策として、「平成20年度に勤務管理システムを導入し、時間外の申告内容について具体的な検証・承認が可能となり、チェック体制の改善が図られた」と回答したところ、平成22年度の監査では、「勤務管理システムとして措置を講じたのは平成20年度であり対応が遅く、今後制度として定着させる必要がある」と評価された。      しかしながら、企業局においては、昭和60年度以降8次にわたる経営健全化計画を策定し、経営の健全化・効率化に努めてきた結果、水道事業会計において平成22年度の時間外・休日勤務手当は108百万円で、平成13年度の182百万円と比較して約41%減少している。また、平成20年度に導入した勤務管理システムの取り組みにより、一層の運用の厳格化に努めてきたと考えている。      以上のことから、企業局としては、今後とも、経営健全化計画に取り組み、経営の健全化・効率化に努めていく。(平成23年11月2日付け、企業総第1408号で決定)</p>	<p>企業局総務企画課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈(財)沖縄観光コンベン</p>		<p>措置は講じ</p>	<p>(財)沖縄観光コンベン</p>	<p>文化観光</p>

<p><b>ンションビューローにおける適正な原価管理の要)</b></p> <p>現行方式のOCVBへの包算委託の有格から予受主義固有の性格による発的原価管理の強化や冗費削減を期するところでは、これら困難を克服する上、当局担当者や財団内中心の再委託費用及びコスト管理と分析を可能にする構築システムによる誘客事業の場合、誘客事業の目的は明確であり、そのための手段は定型的に定まらないうものではなく、それに果も明確でない。沖繩県の場合、特に県経済において観光事業は重要であり、国内外から観光客を誘致することは極めて重要である。よって、県が率先して当該事業を画することでは大変意義があることである。しかし、一方で県民から託された税金を無蔵に当該事業に投下され、費用が最大効果を生み出す者及び受託者は及ぶ義務がある(自治法第2条13項)</p> <p>そのために、OCVBは適切な原価管理及び組織作りのため、一層な見積計算の厳格化が望まれる。現状では、人件費や共通費が各事業への按分基準が明確ではなく、予算に実績原価を合わせてしまっており、予算と実績との差異が結局は正しく示されていない。しかしながら県から受注した事業に対してOCVBは適正な原価計算を実施し、個々の事業の原価把握を報告する必要がある。現状のようなトータル原価での考える方法では、原価効果向上の動機づけは生み出されにくく、委託者(県)に対して十分な責任を達成していない。</p>	<p>から放り、おら、ずあて置、早急めらなれらざる。受託業務に一般管理費等を含め、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。また、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。また、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。</p>	<p>ら放り、おら、ずあて置、早急めらなれらざる。受託業務に一般管理費等を含め、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。また、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。また、観光客の誘致に必要となる経費を削減する。</p>	<p>スポーツ観光振興課</p>	
<p>監査結果</p> <p><b>〈施設管理の再委託契約(入札)について競争性が疑わしい実態がある〉</b></p> <p>OCVBの再委託契約の内、1件4,000千円以上の委託業務について、指名競争入札の実施状況を調査した結果、特徴として下記の2点が挙げられる。</p>	<p>競争入札の原則を徹底するが、ご指摘のとおり、指名入札業者の理由により競争入札を実施し得る事</p>	<p>(1)及び(2)に關しては措置を講じたといえる。 (3)及び(4)に關しては措置を講じたといえる。 (1)及び(2)に關しては措置を講じたといえる。 (3)及び(4)に關しては措置を講じたといえる。</p>	<p>(3)について、平成23年度に県が直接発注した特殊舞臺装置修繕業務において、競争入札を実施した。施設の維持管理については、指定管理業者による効率化を図ることを判断す</p>	<p>文化観光振興課</p>

れ、競争性が疑わしいものとなっており、原価低減のためには改善する必要がある。  
 ①落札価格の予定価格に対する割合はほとんど95%以上である。  
 ②数回入札を行った場合は、必ず1回目に最低価格の入札を入れた業者が契約している。

ては、平成15年度から次の措置をとるよう改めている。  
 (1)一般競争入札へ移行する等、競争原理の確保を図る。  
 (2)指名競争入札、見積競争にあっては、概ね10万円の未満の契約を以上、最低10社以上の業者を参画させるのとする。  
 (3)特殊業務業者が限定される等のため、一般競争入札が困難な場合は、入札にあたっては、仕様書や明細を明瞭にし、明細を提出する根拠とともに、業務の範囲やサベットの向上も含めた要素の導画コンベの価格、質両面での評価システムを検討する。(4)清掃等の単業業務や、技術委託業務が可能な業務については、積極的に個人への委託を積極的に入札の新規参入者への大を関り、競争原の確保を図る。

り対応が遅い。

る。  
 (4)については指定管理業務であることから、指定管理者において業務全体の効率化を図る観点で判断すべきことと考える。

**監査結果**

〈沖縄コンベンションセンターの利用状況の向上が必要〉  
 沖縄コンベンションセンターは昭和62年開館以降、催別件数はH5～H11まで約400件前後で推移し、H12、13は500件を超えた。これは、大会議室2が平成12年5月に新規開館したためである。また、入場者数は、H2以降70～80万人で推移し、H13は67万人、H14は63万人と会議室新設にもかかわらず減少している。県外入場者数は5%で推移しており、かなり低い状況にあると思われる。稼働率は全体(施設1件でも稼働の場合は稼働のみなした場合は約9割前後であるが、個別の棟室では約4～6割で推移している。中小会議室はやや低く4割程度となっている。最大使用料収入(低めに算定)からみると、約50.8%なる。観光客数に単純に比例するものではないが、観

- ・ 利用率の向上を図るため、県外・国外利用者数と目標を定め、割引料金を設定する等、誘致活動を強化する体制仕組みを構築した。
- ・ 稼働率の算定方式について、見直した。
- ・ 月2回の休館日(第2、4火曜日)を廃止した。

措置を講じているが制度が定着するまでが定なる努力が求められる。

平成18年度から指定管理者制度で利用料金制を採用し、稼働率向上のインセンティブが働くよう措置した。県としても引き続き沖縄コンベンションセンターへのMICEの誘致活動に重点的に取り組み、稼働率の向上を目指していく。

文化観光スポーツ部観光振興課

<p>光客数の大幅伸びに比して、センターの利用は、全体として横ばい状況にある。悪影響を及ぼさず、県外参加の大会等を優先する。配慮から、県内利用を促進する方策を積極的に採っていないこと、で、「待ち」の姿勢が強く感じられる。何らかの工夫により利用の工場を図る必要がある。</p>				
<p>監査結果</p> <p>〈事業目的が達成されたかどうかの事業評価・報告が必要〉 委託事業はそれぞれ目的をもち、当然の報告はしながら、その際額について十分な照らし合わせの評価を求め、また、その再評価が必要である。 ・産業新生アクションプログラム「アクションプログラム」報告書の評価、改善点は十分に検討されているか。どのように「沖縄振興計画」「沖縄県総合計画」に反映されたのか不明である。</p>	<p>産業新生アクションプログラム盛り込まれた現状分析、課題、方向性、実施方針等「沖縄振興計画」10月策定と、現在「第3次沖縄振興計画」を推進している。</p>	<p>事業終了の報告のため対応は必要とする。</p>	<p>沖縄県においては、新報告書に盛り込まれた3次計画である。その書に盛り込まれた3次計画について、産業分野に総合的を反映している。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>監査結果</p> <p>〈事業目的が達成されたかどうかの事業評価・報告が必要〉 委託事業はそれぞれ目的をもち、当然の報告はしながら、その際額について十分な照らし合わせの評価を求め、また、その再評価が必要である。委託事業別には以下のとおり。 ・旅の案内の指 導記録や各観光協会からの報告はあ るが、どの ような情 報提供を 行ったの か等しい か、また、 実 施 状 況</p>	<p>旅の案内の指 導記録や各観光協会からの報告はあ るが、どの ような情 報提供を 行ったの か等しい か、また、 実 施 状 況</p>	<p>事業終了の報告のため対応は必要とする。</p>	<p>緊急地域雇用創出特別基金事業 ・観光協会等に旅の案内や地域観光協会の案内など、観光客の受入体制の整備を図るとともに、就業機会の創出を図る。 達成内容：観光客からの問い合わせ年間約29万件に対応し、那覇空港や地域観光協会等へ年間累計61人を採用した。 改善内容：観光客は、アクセス情報から地域の観光情報まで幅広い情報を求めている。それらにニーズを必要に応じてWEBサイト、パンフレット等へ掲載し、反映させている。また、ボランティアガイドについては、育成研修を実施してきた。さらに、(財)沖縄観光コンベンションビューローWEBサイトにおいて、観光客の目的に応じた選択ができるようボランティア</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>

況を踏まえ、事業目的を達成するためのどのような改善点があるのか、観光客のニーズはどうかなどの自己評価・報告はなされていない。  
・観光従業員資質対策  
実施したセミナーのレジュメ等は報告されているが、事業目的を達成するためにどのようなセミナーを実施することとし、実施先をどういう選考で選び、セミナー参加者が何名で、参加者の見はどうか、今後の改善点はどこか等の詳しい報告はなされていない。

ガイドの連絡先を掲載する等の情報提供を行っている。  
・観光従業員資質対策  
事業目的：ホテル等宿泊施設やタクシー・バス従業員の接遇向上、沖縄の歴史・文化等観光の基本的知識の習得のため、研修事業を実施するとともに、講師を採用することにより就業機会の創出を図る。  
達成内容：研修を希望する企業ごとに要望に応じた実施内容を組み立て講習を実施し、年間159ヶ所、5,010名が受講した。また、接遇、歴史の講師として年間累計19人を採用した。  
改善内容：当該事業終了後も引き続き観光人材を一元的に育成する機関が必要との認識から、平成15年度から3カ年計画で観光人材育成のための各種研修の構築を図り、平成18年度に（財）沖縄観光コンベンションビューロー内に観光人材育成センターを設立、現在も同センターを活用し、各種研修事業を実施している。

5 平成15年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容及未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>〈長期遅滞未収金について〉 長期滞納先に関して、回収率が極端に低下する1年半～2年を経過し滞留先については、病院管理局で一括管理・回収（法的措置を含む）を、外部委託を含めて行うほうが効率的である。</p>	<p>【外部委託】については、平成18年度2月から債権者と委託契約を締結し、平成19年度は全県立病院で回収委託をおこなった。また、平成20年7月から未収金発生初期段階における債権回収委託（サービス）を北部病院で実施しており、平成21年度からは中部病院、南部医療センター、こども医療センター、宮古病院、八重山病院の4病院にも導入している。 【法的措置】については、平成15年度から支払い督促を申し立てており、平成22年7月末までに412件の支払い督促を申し立て、うち267件の債</p>	<p>措置を講じたといえる。タイミングが遅い公表がない。指し図意の趣旨は、実効性ある回復措置を講じることにあつた。そうだとすると、債権回収委託や法的措置を踏み込み、一括管理を採ったこととは異なるが、ないか。一括管理を採った理由はない。一括管理しない理由はない。問題点はない。</p>	<p>一括管理について、各病棟で未収金台帳システムを稼働させており、病院毎に把握できる状況である。また、法的手続きである支払督促については、相手方（患者）の住所を所管する簡易裁判所に対して申し立てることから各病院毎で対応している。このようなことから、一括管理については困難であると考えている。包括外部監査に対する指摘事項に係る公表について、今後は遅滞なく対応するよう努めていく。</p>	<p>病院事業 局立病院 課</p>

		<p>義務名義を取得している。 強制執行は、平成19年度において、北部1名、八重山1名の債務者について強制執行手段として、債権差押えと命令申立てを実施した。 一括管理については、各病院が効率的に業務を行ううえで困難と考えている。</p>			
監査意見	<p>〈長期遅滞未収金について〉 長期滞納者に関して、本人が死亡しており、保証人がいない場合でも、時効期間5年が経過し、償却をしない例が見られた。このような滞納者の場合は、早期に納欠損処理をする必要がある。</p>	<p>当該債権については、沖縄県第6号規則第52条第6項により、不能欠損処理を実施している。 平成17年度、最高裁判決による公立病院の個人債権等の消滅時効（5年、時効の援用の必要なし）から、私法上の債権（3年、時効の援用が必要）へと変更になったことに伴い、時効消滅による不納欠損が減少している。【平成21年5月22日付公表</p>	<p>措置を講じたといえる。平成15年度の指摘・意見に対して、何年か後に外部監査への対応がある。</p>	<p>長期滞納者に対する不納欠損処理について、平成15年度包括外部監査の指摘を受けたが、措置の時期が5年経過している。この点につき、平成22年度包括外部監査の評価のとおりと認識している。 今後、包括外部監査における指摘事項等に対する措置状況の公表については、早急に対応するよう努めていく。</p>	病院事業局 県立病院課
監査意見	<p>〈人件費について〉 ①医師の初任給調整手当に関して、離島その他へき地と根拠を見いだしがたく、再検討の余地がある。</p>	<p>医師不足等の中、初任給調整手当のエリア区分に差を設けることは困難と考えています。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。いつ検討されたのか、時期が不明。（どういう形で検討されたのか、それとも検討もされなかったかについて不明瞭）。「医師不足等」という抽象的な概念から、具体的な検討を回避しようとするものではない。公共性を理由とし、非合理性を温存している。</p>	<p>監査意見は、給与条則及び初任給調整手当規則において、医師の初任給調整手当は、「(1)離島その他へき地に所在する公署、(2)人口が少ない市及び市町村に所在する公署、(3)人事委員会規則で定める公署」と規定しているが、本県においては、病院内の所在地に関係なく「(1)離島その他へき地に所在する公署」を適用しているが、沖縄県全体を離島その他へき地とする根拠を見いだしがたく、再検討の余地がある。 本県において、病院内の所在地に関係なく「(1)離島その他へき地に所在する公署」を適用している理由は、初任給調整手当は、民間企業と一般の初任給調整手当との差を原因とする採用手当等を緩和し、必要な人材を公務に誘致し確保することを目指す必要があるが、国においては、沖縄県の地理的特殊性を勘案し、離島その他</p>	病院事業局 県立病院課

				<p>へき地及び沖縄県に所在する公署と同様の区分としていたことも踏まえ、国に準拠したものである。</p> <p>医師を含め、県立病院の職員には平成18年度から地方公営企業法が全部適用された。</p> <p>地方公営企業法において、企業職員の給与は、国、地方公共団体等を考慮して定めなければならないという給与決定原則を踏まえ、国において沖縄県全域を離島その他のへき地と同様と規定しており、又、知事部に属する医師においても同様な措置がされていることから、エリア区分を設けていない。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈人件費について〉          ④給与に関して、一定以上の効果に貢献した担当者又は組織に対して、相応の見返りを与えるべきである。た          んえば、能率給の導入、勤奨手当の弾力的運用、給与体系の抜本的変更。地方公営企業法全面適用も検討課題である。</p>	<p>包括外部監査意見も参考にしながら、平成21年度に          関係労働組合に対し、給与見直しを開始          した。(現在協議中)          なお、県病院事業は平成18年4月1日から、い          わゆる全適企業へ移行した。</p>	<p>措置を講じたといえる。          地方公営企業法を全面適用したのだから、その平成18年度で、この点には措置があったとして、公表すべきだった。手続に問題あり。          給与体系の抜本的見直しについては、対応がきわめて遅い(平成15年度指摘。平成22年度になっても措置なし)。公表検討プロセスと時期については明示している点はある。</p>	<p>給与見直しについては、その具体的内容を今年度、労働組合に提案し、今後は、労働組合にも理解を得られるよう話し合いたい。          措置内容については、平成24年度に公報掲載を行う。          なお、指摘を行った事項については、今後、速やかに公表できるようにしたい。</p>	<p>病院事業          局 県立病院課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈材料費について〉          ①薬品の滞留がある。病院管理局において、各県立病院の滞留に関する情報を共有化し、必要に応じて転送、消費が望まれる。</p>	<p>薬品の滞留への対応については、指摘事項に基づき、平成16年度から各県立病院間において、期限切れ見込み薬品、不要薬品の情報を共有し、必要に応じて転送、消費している。          なお、平成20年度には、県立病院課による一括見直しによる採用品目一覧の活用、他の採用品目での採          取り          必要          ない          必要          ない          必要          ない          必要          ない</p>	<p>措置を講じたといえる。指摘に対して、すみやかに措置がとられている。ただし、この点については平成20年公表?)</p>	<p>薬品の滞留に関する指摘事項に対する措置状況については、平成20年5月23日の号外第22号において公表しているが、記載内容が不十分であったことから、22年度包括外部監査の追加記載し改めて公表することとする。          県立病院課において各県立病院で滞留している薬品の状況を調査し、その結果を各病院に還元することにより保管転換を行っていることに加え、15年度の包括外部監査の指摘に基づき、各県立病院間において見込み薬品、不要薬品の情報共有し、必要に応じて転送、消費している。          なお、平成20年度から、</p>	<p>病院事業          局 県立病院課</p>

		<p>一ズな転送が可能 となつている。【平 成20年5月23日付 け号外第22号】公 表</p>		<p>県立病院課による一括見積 に併せて作成する全県立病 院の採用品目一覧表を活用 することにより、各県立病 院の採用品目を把握するこ とができ、より円滑な転送 が可能となっている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p><b>〈材料費について〉</b> ② 診療材料の購入に際し、単 独見積もり提示となっている ものがある。単独見積もりは 例外とし、それしか得られな い場合は合理的理由を検討す べきである。</p>	<p>各病院における見積もりや、平成1 3年度から県立病院に おいて実施している一括 入札の見積もり・入札の 提示も多く見られたため、 監査の指摘に基づき、平成 18年度から、材料の統 一を図ることを図るスケ ールメリットを生かして、 広く見積もりを受け付け るため、診療材料規格統 一化委員会を立ち上げ、 県立病院課における統一 材料の納入札を実施し、 低廉購入に努めてきた。 平成19年度から、外部 民間コンサルタントを活用 した診療材料費削減プロ ジェクトを実施し、低廉 購入に努めてきた。 その手法は、県立病院課 において、各県立病院が 採用している材料情報 をとりまとめ、一括見積 りに付し、複数の会社か ら見積もりを徴し、最低 価格を提示した会社と契 約を締結している。な お、年度途中新規採用 する品目については、一 括見積もりから外れる ため、2社以上を見積も り徴する各病院を指導 し、診療材料分野にお ける業者間競争も積極 的に進め、単独見積も り品目がないため、外 部コンサルタントから 得たベンチマーク情報 を基に、同一品種の 受付け、案件の切替 については、</p>	<p>措置を講じたといえる。但し、対応はやや遅い。公表もやや遅いと思われ、措置の内容については、具体的かつわかりやすいといえる。</p>	<p>診療材料の購入に関して、平成15年度包括外部監査において指摘を受けているが、22年包括外部監査の時期は遅かったと認識している。措置内容については、平成24年度に公報掲載を行う。今後、包括外部監査における指摘事項に対する措置・公表については、遅滞なく対応するよう努めていくこととする。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>

<p>監査意見</p>	<p><b>〈医療機器の稼働状況管理について〉</b> 各病院の責任者は、高額医療機器に関して定期的に稼働状況を把握することが望ましい。そして、利用率の向上を方策を検討することが有用である。具体的には、高額医療機器が有効に利用されている場合、定期的なメンテナンス等現場医師等に報告し、有効に利用されるような意識づけを行う。利用率が低下している場合は、迅速な対応を考える。</p>	<p>1 平成18年11月に「今後講じる措置の予定」表を作成。 2 高額医療機器については、年度ごとの稼働計画（年間〇〇件、〇〇時間）等を報告することとした。 3 各病院の現在の対応状況は次のとおり。 ① 北部病院：月に一度定期的に開催している経営健全化委員会でMRI・CT等の使用件数の推移を年度別・月別に分析し、稼働状況の把握や業務の効率化に取り組んでいる。 ② 中部病院：業務月報等で常時稼働状況を把握、実態としては、高額医療機器の殆どがほぼフル稼働の状況であり、慢性的に予約待ちの患者を多くかかえている。むしろ需要に対して機器整備が全く追いついていないのが現状。 ③ 医療センター：高額医療機器については、開院した平成18年度以降月別の検査件数について把握。 ④ 宮古病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標（各月平均）を年度当初で計画し、目標達成を進めている。利用状況については、院長ヒアリング（上半期・下半期）や医局会に必要に応じて報告している。地区内の開業医に対しては地域連携室を通じて情報提供を努め、共同利用を促進している。 ⑤ 八重山病院：毎月、機器の利用件数、人数を集計している。また、利用目標を年度当初で計画し、目標</p>	<p>措置を講じた各病院毎に具体的な対応がとられている。しかし外部監査や遅い（平成15年度→平成18年11月）が、実際の措置が公表される。</p>	<p>平成18年11月に「今後講じる措置の予定」表を作成し、以降は高額医療機器については予算要求において、稼働計画（年間件数等）を報告する運用としている。 また、各病院においては、高額機器の稼働状況の把握・分析、院長ヒアリングや医局会での報告、地区内の開業医に対する地域連携室を通じての共同利用促進に取り組んでいる。 今後は、包括外部監査の指摘・意見事項への迅速な対応、措置の公表に努める。</p>	<p>病院事業 局県立病 院課</p>
-------------	---	--	---	---	-----------------------------







				り、適切に運用されていると考えている。	
監査結果	<p>〈補助金の「ゼロ精算」〉          実支出額について合理的に集計されたものか吟味する必要がある。</p>		措置を講じたとは評価できない。	<p>身体障害者福祉工場運営費補助金：収入に算定する科目を適正化し、あらかじめ決まった基準額に合わせて清算することは改めた。          なお、当該事業は、平成18年度で事業を終了し廃止している。</p>	福祉保健部障害保健福祉課
監査結果	<p>〈臨床研修医奨学金等補助金〉          研修期間終了後中・長期的に県内に定着している者をベースに県内定着率を計算すべきである。</p>	<p>県立中部病院の会員名簿（平成15年度）を基に県内勤務医師の割合を確認したところ60.4%であった。なお、それ以降については、会員名簿は作成されていない。また平成22年4月1日現在の県立病院勤務医師のうち、県立病院の研修医を調べたところ61.0%であった。当該事業は、県立病院で実施している初期・後期研修医に対して奨学金を支給し、その後研修を完了した者に対して、離島・へき地等での1年間の勤務義務を課す事により、医師不足地域における安定的な医師確保を目的として実施しております。ご指摘の「県内定着率」に関しては、研修終了後に離島・へき地等での勤務義務を果たした者の割合を算定し、正しくは「県内定着率」ではなく、「義務履行率」になります。なお、県内定着率の算定については、現情報は、個人情報保護法等により、全医師の追跡調査が困難なことから、正確な数値を出すことはできません。中・長期的な医師の勤務状況を把握可能な数値として、県立中部病院の会員名簿（平成15年度）を基に県内勤務医師の割合を確認したところ60.4%でありました。</p>	<p>措置を講じたといえる。平成20年5月23日公表は、「定着率を算定するに当たっては、調査方法を今検討する必要がある。予定している。」と、具体的な検討状況が不明瞭である。改善策を定める方法については、調査方法について検討すべきである。</p>	<p>県内定着率を算定するたりの調査方法を検討した結果、個人情報保護の制約などから、医師の追跡調査は不可能であることからは、定着率を測定するとの結論に至った。また、事業の効果算定する際には、研修内での医療機関で勤務しているかどうかで算定し、これを研修終了後1年間、義務率として事業の効果と判断した。なお、当該奨学金等補助金制度は平成15年度をもって廃止された。</p>	福祉保健部医務課

<p>監査結果</p>	<p>〈沖縄県身体障害者デイサービス事業補助金〉 事業実施内訳書の記載方法が市町村により区々である。</p>	<p>補助金交付にかかる提出様式に記載方法について、市町村への周知徹底を図っていく。</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、実態を検証がなされているか回答がない。</p>	<p>平成18年度の障害者自立支援法施行により、本補助金は廃止された。なお、平成18年度に新たに創設された沖縄県障害者自立支援給付費負担金では、市町村へ周知を図り、統一した記載方法となっている。</p>	<p>福祉保健部 障害保健福祉課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈市町村障害者社会参加促進事業〉 交付通知等が交付要綱に従っていない。</p>	<p>交付申請の提出期限については、本補助金交付要綱第5条で「6月末日」と定めているが、ただし書で「知事が特に必要とするときはその定める期限を変更することができる」と記している。国内示は、このためにより対応していく。遂行状況報告については、平成16年2月にその規定を一部見直し、実態に即した要綱に改めた。</p>	<p>措置を講じたといえる。意図は見えていないが、常態化し、要綱の見直しが必要か、というところからこの点について検討されていない。</p>	<p>平成18年度の障害者自立支援法施行により、本補助金は廃止された。なお、平成18年度に新たに創設された地域生活支援事業の県の交付要綱第6条では、交付申請について、「知事の定める日までに行うものとする。」と規定している。</p>	<p>福祉保健部 障害保健福祉課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈身体障害者福祉工場運営費補助金〉 従業員の要件が本来の趣旨から外れる傾向にある。</p>	<p>当該施設では従業員に就業契約を締結しているが、その趣旨に基いては、従業員も雇用している。今後は、指導を行う。</p>	<p>措置を講じたといえる。省庁の労働省局長を現職としており、規範性のある個別案件を考慮し、従業員の縮小は通知の妥当性を議論する。</p>	<p>監査等により重度障害者を雇用するよう指導した。なお、平成18年度の障害者自立支援法施行による制度改正による移行により、当該補助事業は廃止しており、指摘していない。</p>	<p>福祉保健部 障害保健福祉課</p>
<p>監査意見</p>	<p>補助対象経費に対する補助率・補助額の基準について明らかにする必要がある。 ①観光振興事業（OCVB運営費） ・・・補助率等の基準を明確にすることが望ましい。補助対象の決算処理に合理性が求められる。</p>	<p>観光振興事業交付金要綱を定めて、観光振興事業補助金交付規程第3条別表に規程するとともに平成19年度予算から人件費や一般管理費の補助率をより明確にした。また、当該補助金の対象と観光コンベンション収入</p>	<p>措置を講じたといえる。改善する期間が長すぎる。</p>	<p>監査人指摘のとおりである。包括外部監査の主旨を踏まえ、今後は迅速な対応を行うようにしていきたい。</p>	<p>文化観光スポーツ部 観光政策課</p>

		<p>書上の管理諸費（役員給与・一般管理費）については、補助対象人員、補助費で負担する範囲を明確にする。</p>			
<p>監査意見</p>	<p>補助対象経費に対する補助率・補助額の基準について明らかにする必要がある。 ②観光振興事業（OCVB事業費） ・・・決済等の手続書類上において各事業の補助対象経費に対する補助率が望ましい。補助対象の削減につながるよう補助金交付の仕組みについて検討の余地がある。</p>	<p>平成15年度事業実施においては補助率は90%だったが、決算に於いて事業費が予算額を下回ったため、精算したとき当該事業の経費削減が認められる。</p>	<p>「補助金削減の対称性」について、補助金の削減は補助金の削減に等しい。補助金の削減は補助金の削減に等しい。</p>	<p>当該補助金については、補助金の削減は補助金の削減に等しい。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>退職派遣職員の給与等に対する100%補助は見直す必要がある。</p>	<p>平成17年度限りで当該団体を廃止したところである。</p>	<p>措置を講じて、補助金の削減は補助金の削減に等しい。</p>	<p>監査人指摘の通りである。派遣会社（第3セクター）の事業内容が望ましいと判断し、平成17年度をもって当該補助金を廃止したものである。なお、公表が遅れたことについては、平成21年度に過去の改善措置状況が明らかになり、公表していないことについては、以後、手続きを無にするようしている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光政策課</p>
<p>監査結果</p>	<p>観光イベント補助のOCVBに対する実績報告書提出等の手続は迅速に行う必要がある。</p>	<p>OCVBの事務の進捗を迅速にし、また迅速な事務処理に努めている。</p>	<p>措置を講じて、補助金の削減は補助金の削減に等しい。</p>	<p>補助事業の報告書の提出は完了しているが、OCVBに対しては、報告書の提出について説明を徹底して行い、逐次進捗を指導している。今度も県に連携を密にし、実績報告書提出等の手続を迅速に行うよう指導強化していく。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>補助事業者の代表者に就任していること等については見直しが必要である。</p>	<p>①TTCの代表者等が、TTCに就任して、今後に直しに行う。</p>	<p>措置を講じて、補助金の削減は補助金の削減に等しい。</p>	<p>今後は、包括外部監査の指摘・意見を真摯に受け止め、速やかに措置を講ずる。</p>	<p>商工労働部新産業振興課</p>

		②株式会社ロボティカルテクノセンターの代表者について、見直しを行い、平成18年12月をもって知事は退任している。	はない。		
監査意見	研究開発への100%補助は、委託研究への転換などの見直しを検討することが望ましい。	① T T Cにおける研究開発推進のあり方について、効果的な実施及び研究成果の帰属を含めて検討する。 ② 研究開発への支援についても採りやすい事業成果を帰属している。	措置を講じたといえる。しかし、T T Cについては、具体的な状況が不明瞭であるため、検討時間を要する。	今後は、包括外部監査の指摘・意見を真摯に受け止め、速やかに措置を講ずる。	商工労働部新産業振興課
監査意見	交付規程、交付要綱について必要に応じて定めることが望ましい。	観光振興事業においては、平成15年5月16日に「観光振興事業補助交付要綱」を制定しており、補助対象経費等については明確に示している。 また、その他補助事業についても同様、独自の補助金交付要綱を定めている。	措置を講じたといえる。5年近く経過している点から、監視機能が確保できると、問題である。	公表の対応が遅れたことに関する包括外部監査人の評価を真摯に受け止め、今後は措置が行われ次第、速やかに公表等の措置を行う。 なお、平成22年度の商工労働部の所管する補助金は32件で、そのすべてにおいて独自の交付要綱を定めている（負担金及び交付金を除く）。	商工労働部政策課
監査意見	補助対象や補助効果をモニタリング又は事後評価をすることが望ましい。	補助対象者へのモニタリングについては、継続的に実施しているが、効果をチェックするについては、企業に設備投資や居住・操作者を雇用することなどが補助の要件となっているので、具体的な効果がある。平成19年に要綱を改正し、財産処分制限について明確にしております。また、補助金を分割して交付するに規定を設けました。要綱及び規則を改訂し、改正した旨を踏まえて主書等で考えていきます。	措置を講じたといえる。対応が遅い。5年近く経過している点から、監視機能が確保できると、問題である。	公表への対応に関する外部監査人の評価を真摯に受け止め、このような対応の遅れがないよう措置を行う。	商工労働部企業立地推進課
監査意見	〈心身障害者小規模作業所補助金〉 補助金額の算定方法に合理性が乏しいものは見直す必要がある。	① 補助金算定の基礎となる平均利用者数については、他県の補助制度や県財政も考慮の上、	① について、コメントしづらい。報告書では、固定と変動に分ける	平成15年度外部監査の意見を受け、関係する多くの小規模作業所の運営や利用者の活動に支障とならず、かつ従来の算定方法よりも	福祉保健部障害保健福祉課

	<p>適切な算定方法について検討する。 なお、当該障害者小規模作業所補助金は、平成20年度限りで廃止されている。 包括外部監査の監査意見に基づき、平成20年度補助金の額の確定に当たり、算書の記載事項に該記載事項の内容を把握し、事業所が支出した経費のうち補助金の対象となる必要経費を詳細に検査した。</p>	<p>方式を出し、県に直接討問する。また、この場合、監査は、算定方法について検討する。なお、当該障害者小規模作業所補助金は、平成20年度限りで廃止されている。 包括外部監査の監査意見に基づき、平成20年度補助金の額の確定に当たり、算書の記載事項に該記載事項の内容を把握し、事業所が支出した経費のうち補助金の対象となる必要経費を詳細に検査した。</p>	<p>より細かな算定方法について検討を行ったが、次のような理由から見直しは行わないこととした。 ①平成17年10月に成立した障害者自立支援法に基づき、小規模作業所等は法に基づく地域活動支援センター等の新たな事業への転換が図られることとなり、小規模作業所運営補助金の交付税は市町村へ移管された。これにより、県補助金は廃止となることが確定であったこと。 ②法制度の大きな転換のなかでの算定方式の見直しは、多くの作業所（平成17年度時点、小規模作業所数：53か所）の運営や利用者の活動に支障をきたすおそれがあったこと。 なお、平成18年度までは従前どおり（H15監査以前と同様に）補助を実施し、平成19年度から20年度までは、新法に基づく新たな事業の要件（実利用人員概ね10名以上等）を満たせないため直ちに新事業に移行できない小規模作業所（利用人数が概ね常時5名以上9名以下であるような作業所）に対する経過措置的な支援として新たな補助金交付要綱に基づき補助を実施し、平成20年度で当該補助事業を廃止した。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈乳幼児医療費助成事業補助金〉 補助対象者の要件（所得制限）を見直す必要がある</p>	<p>補助金交付要綱を改正し、平成19年10月1日より、児童手当に準じた所得制限を助成要件に加えた。</p>	<p>措置を講じたい。措置を講じる期間が長すぎる。</p>	<p>医療費の助成については社会的な影響が大きいため、他府県の状況調査や市町村及び関係機関の意見聴取等、より慎重な検討を講じており、補助金交付要綱改正の調整に時間を要した。</p>

6 平成16年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容			平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価	
<p>監査意見</p>	<p>〈中城湾港新港地区における港湾・埋立事業〉 (2)新港地区には、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計と中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の二つ特別会計が設けられており、この特別会計が公営企業という位置づけられており、効率性を念頭に採算性が求められているが、特別会計毎にバランスシートを作成すべきである。</p>	<p>当該特別会計は、地方公営企業法を適用する事業ではないため、キャッシュフロー計算書、バラ損益計算書、バランスシート等は作成していない。会計制度の変更は、新たな会計システムを導入した新たな会計制度に合わせた人員配置等を伴うため、国</p>	<p>措置を講じた。趣旨の達成を期すべく、是非や質を厳しく見直しを行う。一歩前進の期待を込めて、引き続き取り組む。</p>	<p>明確な資産・債務の実態把握及び住民への開示を図るため、平成20年度分より財務諸表を作成している。これは総務省からの要請によるもので、各特別会計ごとに作成し、港湾整備事業、土地造成事業毎に計上した財務諸表を提出している。 今後はこの方針に従って決算年度ごとに財務諸表を作成したい。 【港湾整備事業】 ・ 宜野湾港整備事業特別会</p>



	<p>湾・埋立事業))</p> <p>(1)現計画における「海掘りポイント」「国際交流リゾート拠点」形成の根拠が明確でなく、また判断が甘い。また、事業費が約491億円かかるが、内容も必要でなく、また判断が甘い。また、事業費が約491億円かかるが、内容も必要である。</p>	<p>9年12月にI区域について、土地利用率を前提とした計画の見直しを推進した。当市は土地利用率を前提とした計画の見直しを行い、22年8月沖繩県へ報告し、了承された。沖繩県としては、今後、市において土地利用率を前提とした計画の変更を行う。</p>	<p>たといえる。ただし、需要予測にたがった指摘が点明部がある。</p>	<p>種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等を基に算出されている。具体的には、沖繩市への入域観光客数は、昭和61年から平成20年までの沖繩県入域観光客数の推移より算出した平成30年における沖繩県入域観光客数を基に、観光統計実態調査を用いて推計されている。</p> <p>また、沖繩市の宿泊需要は、市入域観光客数を基に、平成20年の宿泊実績から求めた宿泊率を用いて平成30年における宿泊需要を算出している。</p> <p>宿泊施設用地、商業施設用地、及び健康医療施設等の施設規模については、「沖繩県観光統計実態調査」や「沖繩県観光要覧」、「レジヤード白書」等の基礎資料、さらには企業等へのヒアリング調査結果に基づき需要を算出し計画されている。</p> <p>県は、市が作成した土地利用計画について経済合理性を検証した上で、港湾法に基づき地方港湾審議会の答申や国土交通大臣の審査を経て、港湾計画の一部変更を行い、また、公有水面埋立法に基づき公有水面埋立免許の変更許可を得ている。</p>	<p>部港湾課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈泡瀬マリンシティ(港湾・埋立事業)〉</p> <p>(2)泡瀬マリンシティは、本格的な事業開始には至っていないが、事業費の財源として起債を行うことから、今後の処分状況如何によっては、新港地区、西原・与那原マリンタウンと同様の厳しい財務状況に向かう可能性が十分想定される。コスト意識を持つた財務分析と情報開示を行う必要がある。</p>	<p>今回の土地利用計画の見直しにおいて、民間に直接売却する土地は無い計画となっている。民間の土地購入者が決定した後、国から土地を購入し、地盤改良等を行ったうえで、沖繩市が民間へ売却する予定である。事業の実施に当たっては、今後も効率的な運用に努めていきたい。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。意見の趣旨は、公共的な目的を達成する場合でも、赤字体質をなすという点も考慮する必要がある。採算性を検証する必要がある。事業の採算性を検証するためには、シュブロー計算や行政側から視点で見ると、重要な点から検討する必要がある。</p>	<p>明確な資産・債務の実態把握及び住民への情報開示を図るため、平成20年度分より財務諸表を作成している。これは総務省からの要請によるもので、各特別会計ごとに作成し、港湾整備事業、土地造成事業毎に計上した財務諸表を出している。</p> <p>今後はこの方針に従って決算年度ごとに財務諸表を作成したい。</p> <p>【港湾整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宜野湾港湾整備事業特別会計</li> <li>・中城湾港(新港地区)整備事業特別会計</li> <li>・マリン・タウン特別会計</li> </ul> <p>【土地造成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計</li> <li>・中城湾港マリン・タウン特別会計</li> <li>・中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計</li> </ul>	<p>土木建築部港湾課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈那覇港湾・新港ふ頭地区・浦添ふ頭地区埋立事業)〉</p> <p>(1)那覇港湾管理組合は</p>	<p>那覇港管理組合の設立に伴う協定書第5条第3項の規定に基づき、</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。意見の趣旨</p>	<p>那覇港管理組合の予算や諸施策等については、那覇港管理組合議会においても審議しており、また、那覇</p>	<p>土木建築部港湾課</p>





				<p>対策ができない経緯、交通配分の整理、定期フェリーの安定的な運行のため、港の改善等について、事前説明時に意見をいただきました。</p> <p>・最後に、委員の独立性及び専門性を確保するため、NPO法人代表(都市計画)、観光協会、物流・経営等に携わる方を委員として選定しており、客観的、かつ多様な見地から意見をいただくことが可能となっております。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について〉      (3)独立委員会等の設置・・・一定規模以上の事業を対象に事業評価基準の作成、評価、公表など。</p>	<p>本件については、以下のとおり平成10年度から実施している。土木建築部では事業採択後長期間が経過している事業の評価(再評価)を実施しており、事業の継続にあたり、必要に応じて見直しを行っている。再評価については、第三者の学識経験者などで構成される沖繩県公共事業評価監視委員会を踏まえ、対応方針を決定している。再評価の実施結果等は、沖繩県ホームページの他、行政情報センターで閲覧している。</p>	<p>措置を講じたといえる。措置を講じるまでの期間が長すぎないか。</p>	<p>平成10年4月に国の事業再評価実施要領の制定と国への取り組みの要請についての通知があったことから、平成10年9月から既に沖繩県における事業再評価を実施している。</p> <p>平成10年度から平成23年度までの間に土木建築部に關する218件の事業再評価を実施し、公表を行っているところである。</p>	<p>土木建築部土木企画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈長期間に渡る事業について事情の変化に対応した見直し制度の構築について〉      (4)人事ローテーションの工夫による専門性の向上・・・県財政に重要な影響を及ぼす重要事業を關しては長期間の勤務を命じる(処遇もそれに優遇する)。</p>	<p>①人事異動における原則3年ローテーションについては、職員の士気向上や組織活性化を図る観点から適した配置を行う期間であると考へております。</p> <p>②他方、複雑な行政業務に対応する専門的な業務については、3年を超えて配置を行うスペシャリストの育成にも取り組んでいます。</p> <p>③人事ローテーションについては、職種や職務の特殊性に配慮し、専門性の向上を図られるよう職員の適材適所に努めて</p>	<p>措置を講じたといえる。運用の効用を検証をいつ行うかを今書き込むことが必要ではないか。</p>	<p>運用の効用については、定期人事異動の所長ヒアリング等で、適材適所の人事配置が出来るかどうかの把握は可能と考へており、計画を作成することは検討していない。</p>	<p>土木建築部土木企画課</p>

<p>監査結果</p>	<p>〈県立芸術大学〉                  (10)建学の精神を踏まえ、例えば、武道学設置等、新たな専攻科のあり方を検討する。その際、委員会も入れたグループを上げるべきである。</p>	<p>【H18. 5.16公報(第3455号)】                  【H20. 5.23公報(号外第22号)】                  県立芸術大学の将来構想について、「県立芸術大学内連絡会議」で検討を進めており、新たな学部学科の設置についても検討している。また、外部有識者の意見をとり入れるため設置する「県立大学改革検討委員会」においても検討したい。</p> <p>【その後の状況等】                  ・県立芸術大学のあり方については、大学の独立行政、法人化の検討の中で議論する予定であったが、十分に討がなされていない。                  ・この検討については、今後外部有識者等で構成する検討委員会を予定している。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。時間を要し、スピード感が感じられない。環境変化にこれでは、二層にない。</p>	<p>・「芸大あり方検討委員会」については、平成23年3月16日に第1回を開催した。平成23年度は7月29日に第2回目を開催し、今後、3回開催する予定である。検討事項として、「学部・学科組織の検証・検討」、「大規模学連携の検証・検討」、「産学官連携の検証・検討」、「地域社会への貢献手法の検証・検討」、「大学施設の整備計画の策定」を挙げ、年度末には知事への提言として取りまとめる予定である。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県立看護大学〉                  (4)工事請負契約について、競争入札による原則を踏まえ、例外として適用的な要件を厳格に定める。また、任意契約による場合でも相見積りが形骸化しないように自主ルールとして金額基準を2社以上に増やすべきである。</p>	<p>自主ルールは作成していないが、コスト管理を高めるため、業者数に2社以上を要するよう努める。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。「努める」というだけでは、客観性を担保できない。自主ルールを作るべきである。</p>	<p>財務規則第139条第1項の規定に基づき任意契約を行う場合は、2社以上から見積書を取ることに沿って見積書の徴収は適正に行われている。</p>	<p>福祉保健部医務課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県立農業大学校〉                  (4)工事請負契約について、県の財務規則第138条によると、契約金額(100万円以上)から指定競争入札によるべきと執行しているのが、違法な財務の執行となっており、合規性の観点から問題がある。任意契約によるべき場合でも、複数見積による必要である。</p>	<p>農業大学校における工事請負契約については、沖繩県財務規則に基づき、契約額250万円以上の場合には競争入札による額を複数業者から見積りを行って、複数を採る。なお、委託契約については、複数業者の見積りを受けること(食堂の賄い契約)</p>	<p>措置を講じたといえる。しかし、公表されていない点については、早急に公表すべきである。</p>	<p>平成18年5月16日付け第3455号沖繩県公報に登載。</p>	<p>農林水産部営農支援課</p>





<p>監査意見</p>	<p><b>〈首里厚生園の交通費について〉</b>                  非常勤職員へ支給される通勤手当に、距離の遠近による不都合が生じている。正職員の同様に支給する通知が求められる。</p>	<p>非常勤職員及び特別職の通勤手当は、人による差支給結果として、全庁的に統一的な取扱いを要する。当該局の現状を確認した。【平成20年5月23日公報(号外第22号)】                  当該局においては、今後、非常勤の通勤費用相当額について見直しを行う予定である。</p>	<p>「人事関係」として、局長の現況は「予て定めた」と見られており、説明がなされていない。当該局の現状は、予て定めたのと異なる部分がある。</p>	<p>非常勤職員に対する給与の支給額は、平成24年3月23日訓令第10号及び平成24年3月30日訓令第22号に基づき、改定されたところである。</p>	<p>福祉保健部 高齢者福祉課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>〈首里厚生園の未収金管理、回収について〉</b>                  入所者の家族が管理する施設等による未収金を発生させる恐れがある。</p>	<p>未収金の発生を防止するため、利用者の預金口座の管理と回収を徹底させる。【平成21年5月22日公報(号外第19号)】</p>	<p>措置がなされたといえる。公表がなされている。</p>	<p>当措置については、平成19年5月18日付け(号外第26号)に公表したところである。なお、平成20年度においても同様の措置を講じたものである。</p>	<p>福祉保健部 高齢者福祉課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>〈首里厚生園の利用契約書について〉</b>                  サービス利用の結能力があるし、後見人がいない。先送りされている。成人後見制度を活用すべきである。</p>	<p>身元引受人がいない。市町村その他の身元引受人を指定する。【平成21年5月22日公報(号外第19号)】</p>	<p>措置がなされたといえる。公表がなされている。</p>	<p>当措置については、平成19年5月18日付け(号外第26号)により公表したところである。なお、平成20年度においても同様の措置を講じたものである。</p>	<p>福祉保健部 高齢者福祉課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>〈沖縄県社会福祉事業団〉</b>                  給与体系の功今後の方針へ転換する。</p>	<p>平成18年度から、自主経営が短期間で達成し、成果を挙げている。</p>	<p>措置がなされたといえる。措置の具体的な判断がなされていない。</p>	<p>沖縄県社会福祉事業団については、平成18年度以降は、一社会福祉法人として独立した運営を行っている。給料表改定についても、県の関与をうけず、事業団が自ら改定を遂行している。県の意見</p>	<p>福祉保健部 福祉・援護課</p>



	<p>談所という一つの組織に基き適正に算 取支の状況をもとに、その活動に 握し、それと生計一つとをさ 価する単位で、コストを 者更生相談所と、コストを 計一つとをさ とで、コストを とをさ とをさ とをさ</p>	<p>に基き適正に算 出費は削減の 状態である。</p>	<p>でも、正確に把握 ないコストは難しい。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈職員人件費を含めた場の 身体障害者更生相談所 の収支について〉 職員人件費を加えた結果、平成16年度で△244 百万円の支出超過(赤字)となっ ている。シミュレーションの結果、毎年 一億円以上の赤字を出し続けているこ とがわかった。その原因は、人件費が 非常に高いことにある。県下の状況下 において、毎年赤字が続いている。一 億円を超える赤字が続く原因として いくらか福祉施設の利用状況にある 高コスト体制である。その原因として コスト削減策の見直しが必要である。 また、運営費の削減も検討すべきで ある。</p>	<p>行財政改革プランに基づく地域 整備を念頭に、業務の見直し、行政 運営に努めている。【平成19年9月 18日付け(号外第26号)】 県の設置あり、相談もな で収入がなくなっている。また、 県民の理解を得ることができず、 コスト削減策の実行が難しくなっ てきている。</p>	<p>「組織・機 構の見直し」の成果・効率性を 重視し、行政運営の改善に努 めている。また、施設整備の 必要性も検討している。</p>	<p>身体障害者更生相談所の見直し等については、平成18年3月に策定された沖 縄県行政改革プランの下、併設の身体障害者更生指導所を平成18年度に廃止した。 身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき、身体障害者の更生に必要な医学的、心理的及び職能的判定を行っている。平成23年度に職員定数の削減も見直し等、適切に行っている。</p>	<p>福祉保健 部高齢者 福祉</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈直近3カ年の身体障害者 更生相談所の収支 の状況について〉 精神センターでは、一般 イケア事業として、うつ病 イケアを実施しているが、うつ 病イケアが重要な事業となっ てきている。このうち、平成17 年8月から開始したうつ病イ ケアは、技術的進歩が追いつか ず未実施であるから、県が蓄積 したノウハウを蓄積し、市民 間への技術移転を図ることも、 また、患者の需要に応えるた めに継続して実施する必要性 が極めて高い。また、行政改 革による予算削減の影響で、 平成18年度以降のイケアの 実施を断念するところがある が、実施すべきである。</p>	<p>総合精神保健福祉センター でイケアを実施しているが、 効果を実感できず、費用対 効果が低い。また、うつ病 イケアは、技術的進歩が追 いつかず未実施であるから、 県が蓄積したノウハウを蓄積 し、市民間への技術移転を 図ることも、また、患者の 需要に応えるために継続して 実施する必要性が極めて高い。 また、行政改革による予算削 減の影響で、平成18年度以 降のイケアの実施を断念する ところがあるが、実施する必 ずである。</p>	<p>監査人の指摘 の通りである。また、施設 整備の必要性も検討してい る。</p>	<p>「うつ病イケア」について は、沖縄県自殺対策二次 計画における「うつ病イ ケア支援事業」として、 民間企業と連携して、 うつ病イケア支援事業 においては、うつ病イ ケアの技術移転・普及の ための研修生受け入れ 等を行い、県内の基盤 整備に取り組んでいる。 県内での実施状況は、 医療機関でうつ病イ ケアが4ヶ所、集団認 知行動療法が5ヶ所 で実施されている。ま た、地域におけるうつ 病者の回復支援の必 要性が高まり、集団 認知療法を用いた取 組を支援し、現在中 部地区の地域活動支 援センター(1カ所)で 実施されている。 事業の見直しについて、 平成23年度の「第3次 沖縄県福祉保健計画」 の見直しの際に行 うこととしている。</p>	<p>福祉保健 部総合精神 保健福祉 センター</p>



<p>思に基づき生活できる社 会を実現するため、差別 禁止条例案を提出し、障 害者が出生、医療、教育、 伝達、就労、居住、移動、 などの面で差別されない よう、障害者差別禁止条 例の制定に努力すべきで ある。また、障害者によ り生活に支障を及ぼす 行為は、単に消極的に差 別扱いを禁止するのみは 十分で、積極的に差別的 措置を講ずることが必要 とされている。</p>	<p>の状況も参考とし、い 調査・研究していきたい。 【平成19年9月18日付 (号外第26号)】禁 止については、国条 連の障害者権利条 約の批准に向けた集 中的改革の推進に 関し、障害者権利条 約の趣旨を踏まえ、 障害者の権利を確保 する観点から、積極 的な取組を進め、そ の取組の進捗状況を 定期的に報告するこ とを要している。</p>	<p>ただし、意見や 内容が、議論の 的となっており、 把握し、整理する 必要がある。また、 関係機関との連携 を強化し、必要な 取組を進め、そ の取組の進捗状況を 定期的に報告するこ とを要している。</p>	<p>「第3次沖繩県障害者基 本計画」を策定し、「障 害者の生活や社会参加 の支援」を推進してい る。また、多岐にわた る課題があり、県民 の支援と協力が求め られている。障害者 の権利を確保する観 点から、積極的に差 別禁止条例の制定に 努力を要している。 障害者の権利を確保 する観点から、積極 的な取組を進め、そ の取組の進捗状況を 定期的に報告するこ とを要している。</p>	<p>社センタ ー</p>
---	---	---	--	-------------------

8 平成18年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の 評価に係る措置	担当部課
当初の指 摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又 は未措置理由	当初の措置内 容等に対する監 査人の評価		
監査結果	<p><b>〈どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか〉</b> 県全体としての施設管理のあり方や指定管理者に対するモニタリングなどを把握検討するのではなく、各施設の問題点、指定管理者の問題点などの情報を共有して、県全体で活用していくことが必要である。そのためには、利用者たる県民、外部の有識者などを交えた「公の施設管理検討委員会(仮称)」を設置し、各施設の管理状況等の問題点、指定管理者の状況などを全庁的に検討する必要がある。</p>	<p>① 公の施設は広範に及び、個々の施設に及ぶ機能も多岐にわたる。このことから、モニタリング結果の検証が、指定管理者制度管理委員会の総務部及び指定管理者の総括を要している。 ② 全庁的な検討委員会については、必要に応じて今後検討し、</p>	<p>未措置。 左記の説明のとおり、現在、理由を明記し、状況説明を求め、モニタリング結果の検証が、指定管理者制度管理委員会の総務部及び指定管理者の総括を要している。</p>	<p>公の施設は設置目的や行政サービスの内容が異なることから、施設毎の問題点等を行う必要がある。このため、施設の問題点等、指定管理者制度運用委員会において検討を行っている。また、指定管理者制度管理運用委員会は、有識者や施設利用者等の外部委員から構成されており、民意は反映されているものと考えている。 全庁的に検討を要する事項については、各施設所管課と意見交換を行い、運用方針への反映を検討する形で改善を実施しており、全庁的な検討委員会の設置の必要性は無いと考えている。</p>	総務部行政改革推進課
監査結果	<p><b>〈どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか〉</b> 公の施設にかかる行政コストについて企業会計的手法を用いて算定し、施設ごとに期間コストを把握することは、施設の効率性を検討する観点か</p>	<p>公の施設の管理に係る行政コストについては、沖繩県行政改革プラン(平成17年度から平成21年度まで)に基づき、指定管理者制度の導入等を進捗管理として、</p>	<p>措置がなされたと認められない。平成22年3月に公表された新沖繩県行政改革プランには個々の施設の</p>	<p>「沖繩県行政改革プラン」(平成17年度から平成21年度まで)において、公の施設の管理にかかる行政コストの削減、県民サービスの向上を図るため、指定管理者導入等を含む「公の施設の管理の見直し」について取り組んだ。</p>	総務部行政改革推進課

<p>ら有用である。県及び住指定管理にりよるすを公認しめると同ブランの取り組みによ</p>	<p>民が施設を利用する材料や効率は、管理にりよるすを公認しめると同ブランの取り組みによ</p>	<p>性が判断すためのコストが実態が把握してある。状況を材料や効率は、管理にりよるすを公認しめると同ブランの取り組みによ</p>	<p>ら有用である。県及び住指定管理にりよるすを公認しめると同ブランの取り組みによ</p>	<p>同ブランの取り組みによ</p>	
<p>監査結果</p>	<p>くどうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか) 指定管理者については、知事等と一定の関係者を有する者及びなっており、団体としての資格要件を設けるべきである。 ア 県議会議員並びにその者の配偶者及び二親等以内の親族が役員である法人その他の団体のこと。 イ 知事、副知事、助役及びこれら者の配偶者及び二親等以内の親族が役員である法人その他の団体でないこと（ただし、県金、基本金、その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資し、又は拠出している団体を除く。）。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p>	<p>未措置。 未措置の理由の明示は、今後の検討課題とする。この中で、監査の指摘は、指摘事項の整理を要する。</p>	<p>指定管理者制度は規制緩和の観点から官民間事業者を募る制度を導入することとする。一方、指定管理候補者の選定は、外部委員から構成される指定管理委員会において公平性及び透明性が確保されるなかで、施設の管理運営能力を総合的に判断しており、提案事項を欠格事由に設ける必要はないと考える。 なお、指定管理者への指定は、議会議決を経て行われ「契約」ではなく「行政処分」であり、地方自治法における兼業禁止規定（第92条の2及び第142条）の適用はされず、知事等と一定の親族関係を有する者が役員となっている団体であっても指定することは可能となっている。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>
<p>監査結果</p>	<p>くどうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政</p>	<p>①選定基準については各施設</p>	<p>未措置。 左記の説明</p>	<p>公の施設の管理業務中、「公平利用の確保」は県の</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>



<p>的に管理運営していくの務否るか、不安な程度に在るか、内容を独自して審査すべきか、工夫すべきである。</p>	<p>ざるを得ない。</p>	<p>要因であり、経営面のみを、独立して審査する場合は、審査委員等の審査に精通する必要がある。また、審査委員等の審査に精通する必要がある。</p>			
<p>監査結果</p>	<p>くどうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか) 審査方法としては、施設により提供するサービスの質を維持しつつ、より多くの行政経費削減効果を得るといふ観点から、まず第一次に審査点における、応募者から提出される応募団体の人的能力を低く招くことを審査し、その第一次に審査通過者のうち指定管理料額が最低額であるとする。また、指定管理料額の最低額を第一次に審査通過者のうち指定管理料額が最低額であるとする。また、指定管理料額の最低額を第一次に審査通過者のうち指定管理料額が最低額であるとする。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p>	<p>未措置。未措置の理由を説明し、「今後の検討課題」として提示する必要がある。</p>	<p>指定管理料額は、民間活発化を促進する観点から、効果的な利用を図ることを目的として、最大の費用対効果を得ることを目指す。従って、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。また、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>
<p>監査結果</p>	<p>くどうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか) 指定手続等に関する内容は、指定管理料額の引き下げを促進する観点から、効果的な利用を図ることを目的として、最大の費用対効果を得ることを目指す。従って、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。また、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。</p>	<p>①「公の施設の指定管理に関する運用方針(平成19年3月策定)」において、公募原単位等、指定管理料額に関する考え方については、実施方法を示している。→沖縄県行政改革推進課ホームページに掲載。 ②条例化については、具体的な措置を講じていない。</p>	<p>未措置。左記の説明は、現状説明にとどまっておらず、理由が述べられていない。</p>	<p>指定管理料額は、民間活発化を促進する観点から、効果的な利用を図ることを目的として、最大の費用対効果を得ることを目指す。従って、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。また、指定管理料額の引き下げを促進する必要がある。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>

				<p>における兼業禁止規定（第92条の2及び第142条）の適用はされず、知事等と同一の親族関係を有する者が役員となつてゐる団体であつても指定することは可能となつてゐる。</p> <p>公募の原則等の条例における明確化については、県行政改革推進課ホームページに掲載している「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成19年3月策定）」において統一的な考え方や実施方法を示し明確化を図つてゐることから、条例化の必要性はないと考へてゐる。</p>	
監査結果	<p><b>〈どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか〉</b>        公の施設の管理業務を民間に開放するのは初めていふ試みであり、これについて過去のデータ等は存在しておらず、業務の特性は個別施設ごとに異なるため、あるべき指定管理料の水準を計算法等によつて算出することには困難がある。よつて、P D C Aサイクルを構築することにより、収斂させていくことが現実的であり、実績値に基づき、算出の枠組みに囚われず、固定費と変動費を分解する等の原価分析を行い、業務のコスト構造について情報を蓄積し、フィードバックを行う体制を構築する必要がある。</p>	今後の検討課題としたい。	<p>未措置。指定管理者の利益獲得目的を限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由も明示なく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人が評価しづらくはない。</p>	<p>本県における指定管理者制度の導入は、平成18年度3期目を迎へてゐる。次期指定管理料の上限額の積算は、過去の実績から算定するP D C Aサイクルを構築してきてゐる。</p>	総務部行政改革推進課
監査結果	<p><b>〈どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか〉</b>        正確に原価分析された原価に関するデータが前提となる。そのため、数値自体の妥当性があつても、検証を行う必要がある。たとえば、指定管理者が警備や保守点検等の個別業務を委託する場合、発注金額・発注先の妥当性（指定管理者の子会社、あるいはJ Vのメンバーか否か）について検証を行う体制を構築する必要がある。</p>	今後の検討課題としたい。	<p>未措置。指定管理者の利益獲得目的を限定した監査人の分析にも一部、違和感があるが、未措置の理由も明示なく「今後の検討課題としたい」とするのでは、監査人が評価しづらくはない。</p>	<p>指定管理者制度導入の目的は、民間活力等を活用した行政サービスの向上と経費の削減を図ることであり、指定管理者が警備や保守点検等の個別業務を委託する場合、民間ノウハウが活用され、経費削減が図られる。以上のことから、指定管理者が必要に基づき支出した内容に関する詳細な監査を行う必要はないと考へる。</p>	総務部行政改革推進課
監査結果	<p><b>〈どうすれば施設管理コストの削減ができ、県財政改善に寄与するか〉</b>        妥当な指定管理料の水準を模索している段階に</p>	今後の検討課題としたい。	<p>未措置。指定管理者の利益獲得目的を限定した監査人の分析にも</p>	<p>本県における指定管理者制度の導入は、平成18年度3期目を迎へ、指定管理料の積算は、過去の実績</p>	総務部行政改革推進課







				可しないことができる事項として、「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する、恐れがある」と認められる」場合等を規定している。	
監査意見	<p>〈沖縄県男女共同参画センター〉</p> <p>施設管理は民間に委託し、財団は男女共同参画事業に特化する方向で検討することが求められる。</p>	<p>当財団としては、設立目的の推進と経営を兼ねながら、県に設置募集要項に基づき募集し、管理委託している状況で、社会の実現に向け活動の拠点として共同参画センターを管理することは、男女共同参画事業の効果的、効率的な推進に必要であると考えています。</p> <p>当財団としては、今後の財団のあり方、次の指定管理への応募等を含め、対応を検討してまいります。【平成20年5月23日公報号外第22号】</p> <p>・平成21年度から民間企業との共同企業体を構成し、指定管理者の受託者の一構成員として、県からの委託事業及び自主事業を実施しています。</p>	<p>未措置。検討を怠り、未措置のままでは、措置がなされず、左記の監査意見は、同財団のあり方にも関係するものがあり、所管課が抵抗するおそれがある。自然である。同財団は、ハコモノを管理する目的を設けたい。同財団の継続と、外部監査人による監査意見の一致を図る。</p>	<p>監査の意見は、施設管理の民間委託、財団の男女共同参画事業への特化、その趣旨は、施設管理の目的として、財団の存続を前提とするのではなく、共同参画事業に特化するにあり、民間事業に部分で、財団が事業計画に基づき実施するものである。県の指定管理している民間団体が実施すること、財団の自主性及び民間との関係とみない。</p> <p>以上ことから、県としては、財団がなすべき事業については、県が検討するに当たっては、同センターの管理については平成18年度から指定管理者制度を導入したことから、管理者の指定に当たっては、有識者から構成される指定管理委員会が公募した団体等を評価し、その結果を尊重したうえで、議会の議決を経て指定することとなった。公平性、透明性を確保した上で、施設の効用を最大限に発揮し、経費の縮減を図っている。</p>	<p>環境生活 部平和・同 参画課</p>
監査意見	<p>〈沖縄県平和創造の森公園〉</p> <p>施設管理に不備がある。管理受託者は県と十分に協議して施設管理に遺漏がないようにする必要がある。</p>	<p>①噴水ポンプの修理を完了した。 ②トイレ清掃は毎日行うこととした。 ③園内清掃、草刈りは常時3人を雇用し対応している。刈り取った草はチップ化して雑草抑制資材として利用するなど、適切に処理している。 ④マヤーガマを訪れる観光バスについては、園内駐車場</p>	<p>措置がなされなかったといえる。措置の公表方法については、回答がなく不明である。</p>	<p>平成20年5月23日付け沖縄県公報号外第22号P16～17にて公開。</p>	<p>農林水産 部森林緑 地課</p>

		を 利用するよう、 県観光ポラ ンテ、イ アガイド友 の会に 申し入れ る一方、 も 運転手 に対して も 巡回指 導して いる。			
監査意見	<p>〈沖縄県平和創造の森公園〉 指定管理者による管理事業計画の履行状況は未達成部分が多い。県は指定管理者の計画履行状況のモニタリングを適切に実行する必要がある。</p>	<p>基本協定期間毎に提出する業務報告書に、毎月の事業報告を求め、事業の進捗をモニタリングして、定期的に巡回し、公設施設と適切に管理運営を行っている。</p>	<p>措置がなされなかったと見える。公表はなされていないが、平成20年5月23日公報号外第22号P17号で措置の内容が公表されている。</p>	<p>平成20年5月23日付け沖縄県公報号外第22号P17にて公開。</p>	<p>環境生活部森林緑地課</p>
監査意見	<p>〈沖縄県平和創造の森公園〉 森林組合連合会は県からの出資や出向はないものの、県や市町村のOB職員が理事職についている点などを考慮すれば、極めて県や市町村と密接な結びつきがある団体であるといえる。同連合会は指定期間満了に向け、より一層の効率的経営を目指す必要がある。</p>	<p>総務部長より改善措置事項に挙げられなかったため。</p>	<p>未措置。左記の説明は、監査人の見解をなすものである。左記の措置は、左記の通りである。</p>	<p>効率的経営に関する指摘事項については、平成18年度の指摘後、県からの指定管理者に対する指導と併せて、指定管理者自らも、教室、森林公園まわり、ゴルフ大会など、各種事業を通じて、各営に努めてきたところであるが、森林組合連合会については、平成20年度末に指定期間を満了しており、平成21年度からは別の指定管理者が管理をおこなっていることから、前指定管理者を対象とした当該指摘事項は、今回の回答の対象外と認識し、措置無しと回答したものである。</p>	<p>農林水産部森林緑地課</p>
監査意見	<p>〈沖縄県平和創造の森公園〉 指定管理者において適切な会計処理がなされるよう県は指導を徹底することが必要である。</p>	<p>森林組合連合会の運営の健全性、財務処理の透明性、確保に関する指導については、森林組合指導方針に基づき指導を行っているところであり、その中で、退職給付引当金については毎年度計上するよう指導した。</p>	<p>措置がなされなかったと見える。しかし、包括外部監査制度における措置はなされていない。</p>	<p>平成20年5月23日付け沖縄県公報号外第22号P17にて公開。</p>	<p>農林水産部森林緑地課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 自販機、コインロッカー等の現金の收受手続に関し、現金事故防止の観点から自販機収入についても複数名による立ち会いを望ましい。</p>	<p>平成21年4月から複数名による立ち会いを実施している。</p>	<p>措置がなされなかったと見える。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外第22号で措置の内容が公表されており、監査対応が適切である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 現在、施設利用料が免除になった場合、同時に実費経費分（電気料、空調費）も減免される。当該実費相当分は指定管理料に含まれ、結局、公費</p>	<p>沖縄県都市公園条例第15条の規定による事項であるため。指定管理料を算定するに当たって考慮している。</p>	<p>措置を講じたことについては、監査人の意見は、指定管理料の目的が、実</p>	<p>実費を利用者から徴収することについて検討した結果、学校の授業又は地方公共団体が公益上の目的のため公園を使用する場合から、施策上、実費もあわせて使用料を減免す</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>

	<p>で負担することになる。指定管理者制による民間事業者の活用向上を図るとして、免除する経費は適当である。</p>		<p>については利用者から徴収することの検討は、先づき実施しない。利徴収することの検討は、先づき実施しない。利徴収することの検討は、先づき実施しない。</p>	<p>る必要があると判断した。</p>	
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 指定管理者の（財）沖繩県公園・スポーツ振興協会は、3年後の管理の効率化を図ることは困難である。県の行財政改革プランに沿って解散する方向で検討する必要がある。</p>	<p>平成21年解散。 官報平成22年6月17日号外第126号。</p>	<p>未措置。外監査の指摘にどのような対応をしたかの明示が、措置がなされたと評価できない。</p>	<p>県の行財政改革プランに沿って解散する方向で検討し、平成21年4月20日の理事会において解散決議、同月30日付解散した。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 平成18年9月の台風により、修繕を要する部分（聖紫花の橋、多目的お祭り広場、展望台広場、名蔵遠見台、遊具広場に建築材・生垣コーナー）が多数発生している。早期に修繕が必要であり、県又は指定管理者が負担することが求められる。</p>	<p>聖紫花の橋：県が改修工事をし、平成21年12月から通行再開した。多目的お祭り広場：指摘後直ちに照明設備を修繕した。展望広場：平成19年には老朽化した屋根を撤去して通行止めを解除した。名蔵遠見台：平成19年には屋根を撤去した。</p>	<p>一部未措置。早期の修繕が必要である。</p>	<p>本件については、台風による被害として、全て大規模修繕に該当することから、県の負担で全部措置済みである。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 設計図の保管がずさんである。一部が紛失しており、万一、災害による緊急事態が起きた時に配水管やガス管の配置を確認できず混乱する恐れがある。</p>	<p>配水管の図面は、平成21年には対応済み。ガス管はプロパンガスで対応している。</p>	<p>措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 県はJVの掲げる事業計画が着実に進展していくようモニタリングを適切に実施していくとともに、取り組みに対しては積極的に協力すべきである。また、地元とJVの間の調整役としての役割も果たすべきである。</p>	<p>平成21年からは、モニタリングを適切に実施しているとともに、取組に対して積極的に協力している。</p>	<p>措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>
監査結果	<p>〈県総合運動公園〉 JVでの経理処理に関し、施設管理に必要額を算出する必要がある。予想額をもとに事務委託費として報告することではない。</p>	<p>平成19年からは、JVでの経理処理に関し、施設管理に必要額を算出する必要がある。予想額をもとに事務委託費として報告することではない。</p>	<p>措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応が不適切である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部都市計画・モノレール課</p>

<p>監査結果</p>	<p>〈県総合運動公園〉 JVの財務に重要な影響を及ぼすものではないが、決算処理に一部適切でないものがあった(貸倒引当金の計上不足や退職給付引当金の過大計上)。</p>	<p>平成19年からは、適切に処理させている。</p>	<p>措置がなされたといえる。監査人が意見として述べたものではないが、適切に処理されれば、その内容を具体的に説明する必要がある。</p>	<p>計上不足の貸倒引当金を計上し、過大計上となっていた退職給付引当金についても是正したことから、適切に処理されている。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県総合運動公園〉 県への報告書の記載が指定管理者によつてばらつきがあり、全体的に不統一なことから指定管理者間の支出内容の比較可能性が損なわれている。県は、支出報告書の書式統一を図る必要がある。</p>	<p>平成21年からは、報告書の書式統一を図った。</p>	<p>措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈首里城公園〉 部門別原価計算を整備するなどして、財団を取り巻く経営環境を検討し、競争に負けない体力をつける必要がある。</p>	<p>経営環境を引き続き検討し、適切に処理させている。</p>	<p>措置がなされたといえる。公表無しとしているが、平成20年5月23日公報号外22号で措置の内容が公表されており、監査対応である。</p>	<p>公表の有無等については、適切に把握していく。</p>	<p>土木建築部 都市計画・モノレール課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県営運動場・奥武山運動場〉 (公園施設内での漏水やスポーツセンターの老朽化・耐震不足、プールの地面の陥没(地滑り)、武道館の雨漏り等の欠陥が放置されてきた実状を指摘したうえで、その原因が担当者の怠慢にあるのか制度上の問題なのか十分検討し、今後の施設管理に生かすべきである。 外郭団体である前管理者による施設の現状把握は不十分であり、県の監督状況も十分であったか検証する必要がある。</p>	<p>前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行ってまいりました。施設の老朽化に対し、修繕、建替え、撤去など予算確保を含め対応方法の調整を進め、その後、友愛スポーツセンターは解体撤去、奥武山プールは全面改築、奥武山テニスコートは北5面を改修しました。 なお、平成18年度以降は、県と指定管理者とで、月1回の定例会議を実施し、施設の管理運営状況や諸問題について適宜対応するよう努めています。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。ここでの監査人の意見は、修繕の必要性はもとより、このような問題が放置されたことの原因を検証し、今後の施設運営に生かすところにある。「前管理者と県は委託契約に基づき、施設の状況把握や連絡調整を行っていただければ、このようないずれの問題か、説明する必要があるし、左記の放置については原因は</p>	<p>修繕の問題放置については、前管理者の危機意識の不足や、予算要求の中で優先順位が低く見られ予算化出来なかった組織的な対応の弱さ等が原因だったと考えられる。 公園内の漏水については、所管する土木建築部から平成21年度において工事を終え措置済みである旨の回答を受けている。 なお、武道館の雨漏りについては、平成22年度に一部改修工事を行ったが、別途漏水調査事業として、平成24年度予算を要求しているところである。 また、平成23年度に弓道場を改築するなど、老朽化した施設については、改築工事を行い、利用向上に資するよう努めている。</p>	<p>文化観光部 スポーツ振興課</p>

			<p>ない。その点 についは、は措 置がなさい もくのとい に、施設の補修 ・改修・撤去 に、ついで順次 に、置は、い、の れ、て、漏、水、に だ、て、は、左、記 い、て、は、記 説、明、が、な、い。</p>		
<p>監査結果</p>	<p>〈県営運動場・奥武山運動場〉 指定管理者による事業導入計画は、指定管理者による事業導入計画に際して、事前準備がなされ、料金設定の方針を、事業計画の質を、指定管理者が不明確である。</p>	<p>①平成18年度に指定管理者が導入し、及び指定管理に際して、料金設定の方針を、事業計画の質を、指定管理者が不明確である。</p>	<p>措置がない。左記の「行政的課題を達成する」ということ、意見の食い違い、従来の管理と柔軟な発想の発せられること、象徴的である。</p>	<p>指定管理者制度は、個々の委託する事業の範囲を、指定管理の範囲と、適切に管理すること、月1回の定例連絡会議において、報告を受けている。現在、事業のノウハウを、自主的に、健康交流と全教室、特に、公園で、活用する。</p>	<p>文化観光スポーツ振興課</p>



<p>監査結果</p>	<p>〈万国津梁館〉 公益事業において執行が時期に疑義のたると取引があった(年度末の取引)。今後は、納品書は業者システムより発行され、その事実を明示すべきである。</p>	<p>指摘後は、業者提出の納品書、検印と出を依頼し、確認している。</p>	<p>措置がなされたい。公報の従来納品書に改め、納品書に提出し、現物納品の確認は、年度末の予算執行の関する金と問題の心して欲しい。</p>	<p>うことにより予防措置を講じた。 当該補助金については、事業報告書による検査と併せて行っている。限られた時間での検査は困難な把握に努めていく。また、年度末近くには、今年も適正な執行を指導して考える。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光政策課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈万国津梁館〉 リゾートウエディング事業など民間で行われている事業も財団が行う必要があるのか、指定管理者制度も踏まえ検討すべきである。</p>	<p>改善措置を講じるべき位置づけがなかった。</p>	<p>措置を講じた。左記の説明は、見直しも関係する点の証明は左記のとおりである。</p>	<p>指定管理者制度との関係については、万国津梁館OCVの指定管理者としてのウエディングを行う上では、施設管理上の特長も、効果的・効率的な管理の選択を取り組んでいきたい。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県営住宅(宮古・八重山地区)〉 個人情報保護について前管理者からの引き継ぎがない。個人情報保護対策を徹底するべきである。</p>	<p>2度目(平成21年度～)に選定された指定管理者は前回と同じ会社(会社)であった。指定管理者において個人情報保護法の下に管理された個人情報の変更、更新は今後の個人情報保護の対策を図る。</p>	<p>措置がなされたい。左記においても、公報に蓄積された個人情報への活用は、具体的な説明がない。</p>	<p>宮古・八重山地区の県営住宅の指定管理を行っている住宅情報センター株式会社は、独自に民間部門で実施している個人情報の取り扱いを県営住宅の入居者に対しても実施している。また、同会社は、沖縄県住宅供給公社において個人情報保護のノウハウを蓄積した「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱い」も参考としている。</p>	<p>土木建築部住宅課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県立郷土劇場〉 事業収入が計画を下回っている。観光客への割引券販売による収入増加を促進すべきである。</p>	<p>指摘・意見を受けた際に講じた措置として「那覇空港ターミナル内沖縄観光コンベンションビル」</p>	<p>措置がなされたい。個別具体的な前提となる包括的</p>	<p>指摘・意見を受けた際に講じた措置として「那覇空港ターミナル内沖縄観光コンベンションビル」及び「那覇空港ターミナル内沖縄観光コンベンションビル」</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>



		踊家等の育成を図る伝統芸能公演を実施している。			
監査意見	<p>〈沖縄自由貿易地域（那覇地区）〉        使用料・手数料の未収が多額にある。指定管理者制度を活用し、早期に解消する必要がある。</p>	<p>未収金については、平成15年度以前に発生した（H20.5月時点）過去の未収金で、債務者が現在の事業実態がないため、指定管理者制度を活用しても回収が困難な状況にあることや、債務者は少数であること等から、県が引き続き回収に努めることとした。        【平成20年5月23日公報（号外第22号）にて公表】        破産決定等により回収できない債権について、平成19年度に27,396千円、平成20年度に1,209千円が不納欠損となった。        平成22年8月末現在の未収金額は71,163千円である。</p>	<p>一部未措置。過去の未収金に責任の所在が不明なところがあるが、生じた原因を明らかにし、回収に努めている。</p>	<p>自由貿易地域の入居の判断は行っている。未収金の発生防止策として、入居希望企業に対しては、事業計画や資金計画を強化することにより、事前調査と審査を徹底し、既に入居企業に対しては、定期的なヒアリングを行う等企業の経営状況を把握に努めている。        また、使用許可申請の際には連帯保証人を徴求し、要望のある企業に対しては施設使用料の分割納付を見込まれるよう取り組んでいる。        それでもなお未収金が発生した場合は、自由貿易地域施設使用料等滞納整理業務処理要領に基づき、県が滞納者に催告及び納付指導を行い、長期の滞納者に整理して自由貿易地域滞納整理検討会を設置し、強制執行や訴訟等を含む措置方針を決定することとなっている。        未収金の発生防止及び回収は県の責任であるが、指定管理者と連携し未収金の発生防止に努める。</p>	<p>商工労働部企業立地推進課</p>
監査結果	<p>〈下水道施設〉        包括的民間委託により管理費の削減が見込まれる施設があるが、制度導入に際しては、その導入効果を県民に説明する必要がある。</p>	<p>①平成18年度に下水道事業団に委託した『包括的民間委託支援業務報告書（導入事前検討業務）』により、包括的民間委託導入を検討した結果、西原浄化センター及び具志川浄化センターで導入した効果が大きい。西原浄化センターでは導入効果が少ないことがわかった。        ②西原浄化センターについては、平成19年度より試行的に包括的民間委託を導入し、その結果を基に契約内容を見直し、本格的に導入する。        ③具志川浄化センターは、西原浄化センターの試行的導入の効果を踏まえ、試行的に導入し、効果が確認できれば本格的に導入する。        ④那覇及び宜野湾</p>	<p>措置を講じたい。効果的運用を認めるには、導入方法を認める必要がある。西原浄化センター及び具志川浄化センターの導入状況を説明し、説明を求めたい。説明は、段階的に行う必要がある。説明は、段階的に行う必要がある。説明は、段階的に行う必要がある。</p>	<p>監査人は、包括的民間委託や指定管理者制度を導入するに当たっては、その導入効果も含めて県民にわかりやすく説明することを求めている。        監査人意見の趣旨は、効率的な施設運営の観点から、包括的民間委託や指定管理者制度の導入を促しているものであり、両制度の比較検討を求めているものではないと理解している。その上で、導入する場合はその趣旨と効果を県民に説明することを求めているものと思われる。        なお、下水道施設の維持管理コスト削減については、平成16年3月30日付で国土交通省から2件の通知が同時に発出されている。両通知ではコスト削減の方法としてそれぞれ、指定管理者制度及び包括的民間委託の推進を周知している。        また、両制度とも民間の創意工夫によるコスト削減を創意的としており、導入に際して事務手続き上の相違はあるものの、コスト削減効果についてはほとんど差</p>	<p>土木建築部下水道課</p>

	<p>浄化センターは、従前通りの仕様に基づく民間委託を継続する。 【平成20年5月23日公報（号外第22号）】 西原浄化センターは、平成22年度に3年契約の包括的民間委託を実施し、具志川浄化センターについては、平成21年度に試行的導入、平成22年度には、3年契約の本格的な包括的民間委託を行った。</p>			<p>はない。 以上のことから本県としては、平成20年5月23日付広報（号外第22号）で、監査人の意見に則した適切な説明がなされたものと判断している。 (参考) ①『下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について』（国都下管第10号） ②『指定管理者による下水道の管理について』（国都下企第71号） 今後の対応として、西原及び具志川浄化センターにかかる包括的民間委託のさらなる拡充について、また、那覇及び宜野湾浄化センターへの包括的民間委託導入の可否について検討するため、平成24年度に第3者委員会を設置して検証する予定である。 (平成24年1月23日付け土下第1241号決定)</p>	
<p>監査結果</p>	<p>〈下水道施設〉 競争性の確保されていない契約があり、入札を行って、管理削減を図るべきである。</p>	<p>緊急時の修繕は、迅速な対応が必要のため、経験豊富な業者と、また、特殊機器の修繕及び予防保全業務を製造メーカーしか対応できないため、当該機器メーカーと随意契約を行っている。 その他の修繕及び委託業務については競争入札を実施しているが、今後可能な限り競争入札を実施する。 【平成20年5月23日付け公報（号外第22号）】 緊急時の修繕、及び特殊機器の修繕や予防保全業務以外は競争入札を実施している。</p>	<p>措置がなされたといえる。ただ、入札や契約の問題については税金の使い方であるという納税者の直接的な関心も高い。締結するに当たっては、詳細な説明がある。</p>	<p>随意契約理由については、平成22年12月27日付け土企第1972号「随意契約等の情報公表について」に基づき、250万円以上の工事及び工事に係る委託業務について、入札情報サービスで公表している。</p>	<p>土木建築部 下水道課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈県立博物館〉 新館では、指定管理者制度が一部導入されるが、県と指定管理者と適切に役割分担し、効率的な運営を図る必要がある。</p>	<p>【平成18年度改善点平成20年5月23日付け公報(号外第22号)】 平成19年11月沖縄県立博物館・美術館の開館後、県間調整会議(月1回)を開催し、両者の役割分担について確認を行うことなど、効率的な運営にあっている。</p>	<p>監査人の意図が不明確な点も指摘できない。</p>	<p>指定管理委託の際に締結する「沖縄県立博物館・美術館管理運営に関する基本協定書」において指定管理者の業務を示しており、また月に1度の経営調整会議においても両者の役割分担について確認を行っていることなど、効率的な運営にあっている。</p>	<p>文化観光部 スポーツ文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈県立博物館・美術館〉 指定管理者制度を導入</p>	<p>【平成18年度改善点平成20年5月23日付け公報(号外第22号)】</p>	<p>措置を講じたとは評価で</p>	<p>指定管理委託の際に締結する「沖縄県立博物館・美</p>	<p>文化観光部 スポーツ</p>

<p>したが、県と指定管理者との役割分担が曖昧である。</p>	<p>日公報(号外第22号)】平成19年度の開催準備に、11月と開館後、定期な経営調整会議(月1回)を開催し、両者の役割分担について、効率的な運営に於いては、</p>	<p>きよな。どの役割分担をなすに依り、明らかなる積極的でない。このため、措置は、</p>	<p>術館管理運営に関する「協定書」に示す通り、1度も両者の役割分担について確認を率行的な運営に於いては、</p>	<p>部文化振興課</p>
---------------------------------	---	---	---	---------------

9 平成19年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
<p>監査結果</p>	<p>〈雇用開発推進事業費((財)雇用開発推進機構運営費)〉 赤字決算の状況である。赤字の主な要因は、基金の運用益が見込めないなど、自主財源が不足している状況で、収入総額が、事業費、管理費を賄えないから、余剰資金は一切ない状況。特別基金も事業を実施してきた新しい事業は実施できない。</p>	<p>特別会計において、残高がわずかな額であることに加え、新規事業の実施は実質不可能(特別会計基金は、当初より取り崩し型)。そのため、国や県からの委託事業を積極的に受託し、県内の雇用情勢の改善に努めるとともに、事業費や管理費も受託費の範囲内に収め、平成21年度は単年度収支は黒字となっている。</p>	<p>指摘事項に正面から答えられている。不十分。措置なし。公表なし。赤字決算に於いては黒字改善の成果が示された。新規事業の説明がない。</p>	<p>監査における評価は、①エンパクトが実施できる点、②エンパクトのあり方を検討する第三者機関をまとめる点及び③エンパクトを行うべく集約している。うち①及び②については、エンパクトを活用した事業が、市町村、労働団体が設立された各団体から運営を行ってきた。平成21年度には、事業者や一般市民等による委員がなされた。これら第三者機関は必要ないものと考え、経営者団体等による協議を果した。清算する方針は、11月1日に開催された。また③については、エンパクトの事業率を全国並みにする目標がある。以上から、新たな措置は</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈雇用開発推進事業費((財)雇用開発推進機構運営費)〉 県派遣職員人件費の費用負担については、補助金、委託金という方法で支給。派遣法の趣旨を勘案し、派遣職員とその人件費という実態が見える形で支給する方法に改めるべき。県依存率は50%を超えている。</p>	<p>これまで(財)雇用開発推進機構職員分は補助金、センター職員分は委託料として県派遣職員の人件費を支出していたが、平成20年度から、(財)雇用開発推進機構補助金としてまとめて交付しており、人件費の実態の把握が容易になった(右記により公表済み)。なお、基金残高がわずかで、平成19年度以降は自主財源による雇用対策事業を行っており、県依存率も依然として50%を超えていることから、平成22年度から、</p>	<p>指摘に適切に回答している。措置はなされた。なお、在り方について検討もセスと公表関係十分。最終的結論を</p>	<p>以上から、新たな措置は</p>	<p>商工労働政策課</p>



		<p>ることではない。事業の効果を失うことにはならない。結びついていない。この指摘であるが、(財)雇用開発推進機構の実施事業のみで失業率の改善に結びつけることは、法律的分担、予算や実施体制、県内の失業者数等から考えると不可能である。なお、新行財政改革プランにおいて、平成25年度までに(財)雇用開発推進機構への関係与を段階的に見直しを今年度から、行政や経営者団体、労働者団体等関係機関で見直しをケジメ中である(平成22年9月現在、調整会議を2回開催)。</p>		<p>会においても確認された。また③については、マクロ的な指標については、エンパクトのみならず国・県等の事業をも含めた総合的な指標として「本県の完全失業率を全国並みにする」というみんなでグジョブ運動の目標がある。以上から、新たな措置は必要ないものと判断している。(平成23年11月4日付け商雇第837号雇用政策課長決裁)平成24年度に公報掲載する。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>〈高齢者・障害者等雇用対策事業費〉                  県は監督官庁として、沖縄県内のシルバー人材センターの実態と補助金支給との関連について、その効果等を含め公表することが必要。</p>	<p>シルバー人材センターの実態等については、ホームページで公表している(右記により公表済み)。補助金の効果として、県内シルバーの会員数、就業延人員数、受託契約額が増加傾向で推移してきており、県内市町村におけるシルバー人材センターの設置市町村数も平成18年度までは11団体だったが、平成19年度からは12団体、平成20年度からは13団体、平成21年度からは15団体と、県内全域にその取り組みが広がっている(これら推移については、雇用労政課のホームページで閲覧可能)。</p>	<p>措置がなされたと評価されている。公表データについては実態等と連続的な開示が要請される。</p>	<p>シルバー人材センターの実態等は、今後も公表を続けていく。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈若年者総合雇用支援事業〉                  キャリアセンターの事業効果については、データとしては利用者数のみで、このうち何人が就職に結びついているかなど</p>	<p>キャリアセンター及び隣接ハローワークを利用している就職者数については、平成19年度2,058人、平成20年度1,662人、平成21年</p>	<p>措置はなされたと評価されている。具体的な取り組みについても細かな</p>	<p>引き続き、データの収集を行っていく。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>

のデータはない。ある程度追跡調査は可能とされているので、そのデータを開示すべきである。就職希望者への周知手段が少なくないと思われ、効性、利便性に疑問がある。就職ミスマッチを防止するための専門家によるアドバイスなどがある。キャリアセンターは職業紹介機能は高い。ハローワークが接しているものが多い。受けた。

1,679人と比べて、ホームページでの掲載は、お問い合わせの回数が多い。公表済み。学生向上委員会が、平成17年度から、琉球大学内に設置している。就職希望者への周知は、関係団体を通じての周知活動は、平成22年度は、ハローワーク以外で就職相談を行う窓口の集めた会議を開催し、関係の対面やその内容について理解を深め、関係機関の連携を図ることを目指している。就職ミスマッチの対策として、キャリアセンターによる就職相談活動に、他役立として、各種セミナーを実施し、若年者の就職を支援している（平成21年度開催実績68回、参加者延べ5,679人）。

述があり、好印象。ただし、現在の状況は、下の調査等と異なる。追加の調査等を実施する必要がある。希望者への周知は、関係団体を通じての周知活動は、平成22年度は、ハローワーク以外で就職相談を行う窓口の集めた会議を開催し、関係の対面やその内容について理解を深め、関係機関の連携を図ることを目指している。就職ミスマッチの対策として、キャリアセンターによる就職相談活動に、他役立として、各種セミナーを実施し、若年者の就職を支援している（平成21年度開催実績68回、参加者延べ5,679人）。

商工労働部雇用政策課

監査結果

〈職業適応訓練事業費〉  
 訓練を終了／解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は70.2%→57.1%→58.9%と推移（平成16年度～平成18年度）。  
 修了者のみの就職率は、80.0%→80.5%→69.5%（平成16年度～平成18年度）。  
 制度としては常用雇用を目的としていることから、達成度は不十分。

平成20年度から、沖縄県雇用推進員が訓練開始時及び訓練延長時のほかに原則として毎月訓練委託先事業所を訪問して、実施状況を把握するほか、訓練生や事業主・指導員から意見や悩みを聞き、ハローワークや障害者就業支援センター等と連携して常用雇用につくよう支援している（右記により公表済み）。  
 訓練を終了／解除した者のうち雇用された者の割合を示す就職率は56.9%→64.3%→68.0%と推移しており、修了者のみの就職

措置はなされず、公表されている。比率がアップした事情も説明がなされている。なお、解除した者を含む就職率には、回答の問題がある。今後の就職率を向上させるべく、適切な措置を講ずる。

今後、修了者の就職率を指標として事業の効果を測っていく。

商工労働部雇用政策課

		<p>率は72.3%→84.2%→94.4%(それぞれ平成19年度～平成21年度)と、沖縄県雇用推進の設置効果が出てきている。        なお、訓練を終了した者の割合は、除いた割はあまりないが、これはハロワから紹介する障害者等に対する達成度は不適切と考える。</p>			
<p>監査意見</p>	<p>〈技能向上普及対策費〉        技能検定合格者がその技能を県内でどのように生かしているかについてもフォローアップして公表すべき。</p>	<p>平成22年6月、県内526事業所における技能労働者の確保・育成に関するアンケートを実施。136事業所(回答率27.2%)から回答を得て、処遇や給与への反映、事業所への貢献度、要望等についての現状を把握し、フォローアップに取り組んでいる。</p>	<p>措置は実質的に評価され、公表がまだである。アンケートをもとに分析をおこない、ことが望まれる。</p>	<p>平成22年度に実施したアンケートの結果を、平成24年1月に労政能力開発課のホームページで公表した。        平成24年度に公報掲載する。</p>	<p>商工労働部 労政能力開発課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈産業開発青年協会補助事業費〉        昭和30年に開始されたプロジェクトで、もともと海外移民を希望する次男、三男を対象にしたもの。事業の目的が現代に適合するとは思えず、公益上の必要性は乏しい(沖縄県行政改革プランによって、平成19年度中には補助金支給がなくなる予定)。        終了生の就職率は、現在は約30%に落ちこんでおり、事業の実効性に疑問が残る。</p>	<p>社会情勢の変化により、当初の事業内容が合わなくなってきたことから、平成18年度に定款の改正を行い、現在の青年技術者の健全育成を図るといった目的へ変更されている。        「沖縄県行政改革プラン」(平成18年3月)に基づき、段階的に削減することが決定している中で、産業開発青年協会が平成19年1月に設置した「あり方検討委員会」において、県は運営計画等の中で懸念されるものについて、同協会の推進を求めるとともに、今後協会が自立し、継続的な青少年の健全育成等、公益性を確保できるよう、助言した。        なお、補助事業は当初計画どおり平成19年度で</p>	<p>措置はなされず、公表すべきでない。この点については、別途の面談(社)沖繩産業開発青年協会に問うている。委員会の設置を評価するべきである。</p>	<p>社会情勢の変化により、当初の事業内容が合わなくなってきたことから、平成18年度に定款の改正を行い、現在の青年技術者の健全育成を図るといった目的へ変更されている。        「沖縄県行政改革プラン」(平成18年3月)に基づき、段階的に削減することが決定している中で、産業開発青年協会が平成19年1月に設置した「あり方検討委員会」において、県は運営計画等の中で懸念されるものについて、同協会の推進を求めるとともに、今後協会が自立し、継続的な青少年の健全育成等、公益性を確保できるよう、助言した。        なお、補助事業は当初計画どおり平成19年度で廃止し、その後は同協会の自主的運営に向けた指導を行っている。        また、監査の意見は、(社)沖繩産業開発青年協会について独立第三者委員会を設置し、最終的な存否に関する評価を求めている。        現在沖縄県は、(社)沖繩産業開発青年協会の役員</p>	<p>商工労働部 労政能力開発課</p>

	<p>止し、その後同協会の自立的運営に向けての指導を行っている。</p>			<p>等の人的支援や財政的援助を行っていない団体であることから、県は主務官庁として指導、監督を行うものとしてあり、当該協会は対し独立した組織である。よって、独立第三者委員会を設置して、最終的な存否を決定する権限は県にないものと判断した。 平成24年度に公報掲載する。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>〈浦添職業能力開発校運営費〉 プログラミング科の訓練委託選定過程について監査を行った。 委託先の選定は指名競争入札により行っているが、業者の中から、就職率等を勘案してさらに絞り込んでいるため、指名される者がいつも同じであるなど偏りが生じており、公平性に欠けている。 指名の基準を改めるべきである。</p>	<p>指摘内容等を踏まえ、現在は就職率等を勘案して絞り込むこととしておらず、委託先の実施可能としている者には全指名し、入札に参加させることによる指名の基準を改めた。</p>	<p>措置はなされず、評価は公表すべきである。</p>	<p>指摘内容等を踏まえ、現在は、就職率等を勘案して絞り込むことはしておらず、委託訓練実施可能としている者は全て指名し、入札に参加させることに指名の基準を改めている。 平成24年度に公報掲載を行う。</p>	<p>商工労働部労働能力開発課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈浦添職業能力開発校運営費〉 マリンスポーツ科は、平成9年の設置以来、継続して沖縄県の外郭団体(財)沖縄県マリレジャーセイフティービューローに随意契約で委託している。 他に委託先がないとも思われず、効率性、公平性を勘案し、公募入札方式に改めるべきである。 また、1人あたりの費用が70万円を超えている状況において、訓練を続けていく意義がどこにあるのか疑問である。</p>	<p>マリンスポーツ科については、費用対効果等を検討した結果、事業の継続が困難であると判断し、平成20年度から訓練を廃止することとした。(平成21年5月22日付け号外第19号沖縄県公報) 左記の措置内容のとおり、マリンスポーツ科については、平成20年度から訓練を廃止することとしたので、公募入札方式に改める必要性がなくなった。</p>	<p>包括外部監査人の指摘に該当し、訓練を廃止した。実質的にみれば、措置と評価してよい、公表もされている。ただし、随点意契約の論点は残る。さらには外郭団体に関する問題は、潜在的には、この2点について、公表内容に不足がある。</p>	<p>現在は、随意契約から委託訓練については全て指名し、入札に参加させることに指名の基準を改めている。</p>	<p>商工労働部労働能力開発課</p>
<p>監査結果</p>	<p>〈地域職業訓練センター運営費〉 実質的には、那覇地域職業訓練センターのセンター施設の賃貸業務。 センター施設の利用率は平均70%程度。一般企業も類似の施設を持つようになってきており、県がこのような施設を提供するニーズは減ってきている。委託理由は小さくなってきている。</p>	<p>センターの平成19年度から平成21年度までの利用実績の平均は、利用延人数割合が93.9%、施設利用率が62.8%で、厚生労働省が定める目標値(利用延人数割合60%以上かつ施設利用率50%以上)を大幅に上回っており、九州のセンターと比較しても高い状況である。(H19九州平均：利用延人数割合93.9%、施設利用率62.8%)</p>	<p>厚生労働省が目標値を設定しても、民間企業と競争するような施設(ハードウェア)を社会常識にかなうような水準の業務をおこなう必要がある。措置はなし。公表もなし。包括外部監</p>	<p>監査の意見は、那覇地域職業訓練センターは会議室等の賃貸業務のためであり、現在では一般企業でも類似の施設を持つこと、またホテル等の代替施設もあることから、県がこのような施設を提供する必要性は減少している、同センターは、県の誘致により、昭和58年、(独)雇用・能力開発機構の前身である雇用促進事業団により、各種職業訓練を行う事業主等に視聴覚教室、実習</p>	<p>商工労働部労働能力開発課</p>







<p>部監査を義務づけるべきである。</p>	<p>知った企業を委託するに当たっては、事前に委託先企業に、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p> <p>また、委託先企業は、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p>	<p>地元の企業に委託するに当たっては、事前に委託先企業に、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p> <p>また、委託先企業は、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p>		
<p>監査結果</p>	<p>〈公社の公有地取得事業及びあさせん事業について（公有地取得事業）〉 国立劇場おきなわ用地の取得に際し、沖縄県と土地開発公社で損失補償の念書を締結しているが、適切でない。 また、会計上は保有土地の評価損計上の有無も問題になる。</p>	<p>念書の締結は適切である。先行する事業の実施は、委託先企業に、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p> <p>また、委託先企業は、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p>	<p>借入地の貸付に際し、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p> <p>また、委託先企業は、事業の進捗状況、財務状況、その他必要な事項について、定期的に報告を求め、必要に応じて現場に赴き、実地調査を行うこととする。</p>	<p>土木建築部用地課</p>



監査結果	<p>〈財務状況と会計処理について ■豊崎プロジェクトの原価計算について〉 売価の10%が利益になるように、土地造成原価を確定している。 原価の計算は、売価から逆算して行われるものではなく、実際に発生したコストを積上げて行うべきである。 豊崎の土地造成コストは、区域/用地種別ごとに集計されており、そのため、各区域/種別の用地の造成にどれだけの費用がかかったのか把握できない。</p>	<p>豊見城市地先開発事業については、3区域に分けて順次着工していったが、砂搬入については、2区域同時に実施した。また、同一区域に複数回の用地種別が混在していること等、区域・用地種別毎の集計は困難であったため、原価については、毎期、総処分価格と総工事費を見直し、適正な期間損益計算を行うよう努めている。</p>	<p>措置がなされることがない。公表できない。措置の無欄のまま。指摘に対して、正面から答えずらして、説明旧来の方法を回答している。</p>	<p>埋立当初に遡って区域別にコストを積み上げ原価を算出するため、平成19年度包括外部監査において、極めて困難な監査に示されており、平成20年度決算から毎期、総処分価格と総工事費を見直し、それをその年度の収益額に算定している。</p>	土木建築部用地課
監査結果	<p>〈財務状況と会計処理について ■各種の引当金について〉 特別修繕引当金は、引当額に合理的な根拠がない。 運営経費引当金は、引当額に合理的な根拠がない。</p>	<p>特別修繕引当金については、今後、特別な修繕が発生する可能性が低いことから、平成21年度に取り崩した。 【沖縄県土地開発公社のホームページで決算書を公表】</p>	<p>監査に対する基本的な対応に問題がある。措置はなされつつある。対応が遅い。正式な形で公表する必要がある。</p>	<p>運営修繕引当金は平成22年に取り崩している。決算書については沖縄県土地開発公社のホームページで公表している。 なお、今後は公報手続きを速やかに行い、正式な公表に務める。</p>	土木建築部用地課
監査意見	<p>〈財務状況と会計処理について〉 事務費は沖縄県との通定で詳細に規定されているが、公社担当者の事務作業量に応じてはならず、総事業費予算によるあらかじめ決定される仕組みになっている。 あっせん事業は後にも利益をあげることは困難である。</p>	<p>現行の委託事務費の算定基準では、用地買収が困難であればあるほど公社としてみれば経費が増える構造となっており、用地買収業務に見合う正当な対価がいくらかという困難な課題が存在するのをご指摘のとおりである。 近年ますます用地取得が複雑化・困難化するなかで、県としては公社の専門性とノウハウを期待してあっせん等事業を委託する。そのため、公社による経費の見直し等の自主努力の結果を見定めたい。事務費について、適正な水準を確保できるよう措置を講じたい。 【平成21年5月22日付け公報号外19号P16】</p>	<p>指摘事項の内容は認めている（争いはない）。しかし、後半部分も措置がない。措置を講じたいという表現のみ。これで公表したならば、指し事項に對して“前向きに善処したい”腹の文章を入れれば、措置が表向きに解消されない。本事例は、包括外部監査実例である。</p>	<p>公社があっせん等事業で収支の均衡が図られるように、部において平成22年1月に土地開発公社活用調整会議を設置し、公社へ委託するあっせん等事業について相当量が確保されるよう調整を図っている。また、公社においても中期計画を策定し経費削減等の経営改善に努めている。</p>	土木建築部用地課

10 平成20年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容		平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由は	当初の措置内容に対する

<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉                  ただ漫然と補助交付するという投入重視の姿勢から、補助金の成果の評価を優先し、補助金の必要性を考える成果重視の姿勢への転換が求められる。                  補助金の投入と成果の関係があいまいなものが非常に多い。結果として、その補助金は温存されていく。                  県が補助効果をどのように評価しているか検証してみると、ほとんどが、相談件数が何件で、前年度より何件増減したとか、申込み件数が何件あったとか、派遣人数が何人増えたかなど、およそ政策目標達成度を判断する指標と言えないものが多い。                  補助金改革を推進していくためには、明確な政策目標の設定と、効果の測定、達成度の検証が必要である。そのためには、現在の事務事業評価システムを含む県全体の行政評価や、政策評価を客観的かつ厳格に実施するための指針を策定し、それらの評価に関する情報を県民に公表して説明責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政運営の実現を図っていくべき。</p>		<p>包括外部監査人の評価</p> <p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しを行ったところである。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉                  ①補助開始後10年以上継続しているものは、目的の達成の有無/制度自体の陳腐化など、その必要性を十分検討し、原則して見直をすべき。                  ②1件あたり100万円以下の少額・零細補助金については、事務コストや効果との関連性を十分吟味して、必要性を検証し、原則として統廃合すべき。                  ③団体に対する奨励的補助については、期限を設けて段階的に廃止/新規でも最長3年程度に限るなどのいわゆるサンセット条項を徹底し、団体の自立を促すべき。                  平成20年に至る過去4年間の分析からは、県全体の補助金総額は、ほとんど減少していないどころか、福祉保健部や教育委員会は大幅に増加して</p>		<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しをおこなったところである。                  また、予算編成方針においては、新たに補助金を設ける場合、終期の設定を併せて行うこととしている。                  なお、社会保障等に関連する制度的な補助金は、継続的に補助していることが多く、かつ財政需要も増える傾向にある。そのため、単に継続的に補助していることや補助金総額が減少していないことを捕らえて、見直しの理由にするとは困難である。</p>	<p>総務部財政課</p>

<p>いる。廃止、縮小等しても、また、それに代わる補助金や新たな制度に係る補助金ができるため、県単補助金総額としては減らないのが現状。補助金の見直しは、県全体の歳出削減にほとんど結びついていない。</p>				
<p>監査意見 <b>〈補助金改革に向けて〉</b> 前年度の予算額を基準にシーリングが決められ、前年度と同額か、マイナス10%程度といった形で決められている。不要な事業であっても基準の中であれば、あまり査定せず温存され、シェアの固定化を招いている。効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然。予算的な理由やシーリングに左右されずに、補助金額を決めることが望ましい。</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>予算編成方針においては、新たに補助金を設ける場合、終期の設定を併せて行うこととしている。さらに、シーリング導入後の枠内予算における補助金についても、内容の確認を行うことにしている。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈補助金改革に向けて〉</b> ①外郭団体の全般的な運営状況について効率的な運営がなされておらず、業務管理上の問題点も多い。 沖縄県土地改良事業団体連合会や(財)沖縄観光コンベンションビューローなど、職員退職金に多額の引当不足がある。現状のままでは、団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われない恐れがある。今後の団体運営に大きな影響を与えるのは必至。 このことは、今まで運営費補助として、職員人件費や管理費等を交付しても、団体の効率的運営にほとんど役に立っていないことを意味している。 これらの団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にすべきである。よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含む対策が早急に必要。</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社等外郭団体の経営は、法人としての公社等外郭団体が自主的に行うものである。</li> <li>・公社等への財政支援は、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」に基づき、公社等の事業の公共性、公益性の程度、事業ごとの採算性等に留意して行われてきた。</li> <li>・職員退職金引当に係る人件費補助を行うべきかは、これらの留意事項を勘案して当該団体を所管する部局が一義的に判断を行い、庁内調整を経て決定されるもの。</li> </ul>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈補助金改革に向けて〉</b> 未だに、会計処理に妥当性を欠いている団体が多い。このような粉飾まがいの行為が放置されていることは極めて問題。一定の基準を超える外郭団体については毎年、それ以外の団体においても3年に1回程度公認会</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>公社等外郭団体の会計・経理は、法人としての公社等外郭団体が主体的に行うものであり、外部の第三者による会計監査を行うことについてもその判断は公社等が主体的に判断すべきもの。 県は、4分の1以上出資している法人等について、</p>	<p>総務部財政課</p>

<p>計士等の第三者による会計監査を義務づけるべきである。                  会計監査の結果、団体の会計的、財政的問題点や内部管理上の問題点明らかになり、早急に対策を講じることが可能。結果的に損失拡大を防止できる。                  この点について、監査人は毎年意見として監査報告しているが、県ならアクションがない。そればかりか、(監査)費用がかかるという負担ばかりが言い訳に使われ、沖縄県が、外郭団体の経営改善や透明性確保に、自ら積極的に取り組む姿勢が全く見えない。                  このような状況では、外郭団体の運営に何かの後ろめたいことでもあるのかと勘繰りたくなる。なお、外郭団体については、県監査委員による「財政援助団体等監査」も実施されているが、会計監査の専門性からは、現状では十分とはいえない。</p>			<p>毎年9月に議会へ「県の出資等にかかる法人の経営状況報告書」を提出しており、公社等の経営状況の透明性確保につながっている。</p>	
<p>監査意見 <b>〈補助金改革に向けて〉</b>                  外郭団体と県との役割分担が極めてあいまいである。                  県は外郭団体に、毎年多額の事業費補助や運営費補助を実施。しかし、実態は、さまざまな事業を県職員の派遣と抱き合わせて外郭団体に押しつけてきたという点もある。この点に関して、ある外郭団体から、補助事業として行っている事業は、本来、県が行うべき事業であって、県から委託事業として行わせるべきものであるという意見もあった。</p>		<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>公社等外郭団体は、行政の行うべき分野を補完・代替・支援する役割を担い、これまで県民生活の向上に寄与してきた。                  公社等を取り巻く社会情勢の変化や公社等が行う事業の効率性やその効果、また、財務の健全性の観点から、県は「新沖縄県行政改革プラン」(平成22年3月策定)に基づき、そのあり方について見直しを行っている。                  見直しについての方向性は次のとおり。                  ○公社等と県との対等な関係(県関与の最小化)                  ○公社等運営の効率化(県関与の適正化)                  ○公社等と県との新たな協働体性の構築(県関与の段階的廃止)                  ○公社等の抜本的見直し(県関与の廃止等)</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈補助金改革に向けて〉</b>                  外郭団体へ派遣されている県職員給与に関する直接職員に支給するのではなく、一旦、県から人件費相当額が運営費等補助金として外郭団体へ交付され、外郭団体から派遣職員へ給与として支給されている。                  神戸地裁判決、その控訴審である大阪高裁判決</p>		<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>職員を派遣している公益法人等については、これまで、派遣職員の人件費について運営費等で対応していたが、これが派遣法に違反するという判決が平成21年12月に最高裁で確定した。                  これを受けて人事課では派遣先団体や所管課に対する調査を実施し、県の事務又は事業と密接な関連を有し、かつ県が特に援助等を</p>	<p>総務部人事課</p>

	<p>での違法とされた事例がある。                  公益性があるのか、職員派遣が、県として客観的に妥当かを再検討することが必要。</p>		<p>要する公共的団体については、派遣法第6条第2項に基づく直接支給の要件を満たす場合に、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、県からの直接支給とすることとし、平成23年度から実施している。(一部、人件費を委託料で対応している団体については、直接支給に向けて調整中である。)</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉                  100万円超の引当不足の外郭団体を調査したところ、以下の通りであった。                  (外郭団体)沖縄県土地改良事業団体連合会                  (決算期)平成20年3月末                  (引当不足額)▲9億3,075万円                  9億円強という多額の引当不足が明らかになった沖縄県土地改良事業団体連合会の財政運営は、きわめてずさん。県は指導監督すべき立場としての財源不足にどのように対処していくのか、早急に結論を出すことが強く求められる。</p>	<p>土地改良事業団体連合会は、経営健全化に取り組んでおり、その中で退職給与引当金を計画的積立てを指導している。</p>	<p>措置を講じたとは言えない。今後、早急な対応が求められる。</p> <p>監査の意見は、職員退職金に9億円強という多額の引当不足があり、これにより団体職員全員が一斉に退職する際に、規定どおり退職金が支払われない恐れがあるというものである。その趣旨は、県が指導監督すべき立場として財務状況の改善に対処すべきというものである。</p> <p>土地改良事業団体連合会は、土地改良区、及び土地改良事業を行う各市町村、並びに農業協同組合から成る土地改良法に基づく公法人であり、その経営について独立性を有するものであるが、連合会の要請により、役員体制において県は2名(派遣職員1名、非常勤理事1名)の理事を配置している。</p> <p>このことから、県においては平成21年度第2回理事会(平成21年11月11日開催)で、村づくり計画課長より退職積立金の計画的積立について提案を行った。</p> <p>また、連合会においては、給与・手当の減額(①平成19年度から継続中：管理職手当の減額、55歳からの昇給停止、へき地手当の減額②平成20年4月から平成22年11月まで：基本給10%の減額、賞与1.0月分の減額③平成22年12月から継続中：基本給8.2%の減額(管理職)、基本給8.0%の減額(一般職))及び職員数の削減(平成19年度59名、平成20年度51名、平成21年度49名、平成22年度42名)による人件費の減額等の経費節減により、平成20年度以降は経常収支(当期収支差額(前年度繰越金、土地改良基金を除く))：平成19年度△36,636千円、平成20年度20,602千円、平成21年度299,491千円、平成22年度96,999千円)が改善された。</p> <p>これにより、退職給与積立金額も平成20年度以降は毎年度1億以上が積み立てられ、引当不足額も平成19年度が9億3千万円であっ</p>	<p>農林水産部                  村づくり計画課</p>

				<p>たのに対し、平成22年度で3億6,700万円の不足と、引当金不足の改善がみられる。 今後とも引き続き、毎年度の計画的な積立と経費節減に努めるよう指導に取り組んでいく。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 県交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ環流している仕組みが多い。 離島海運振興株式会社からなぜ今でも船舶をリースする必要があるのか、理由が明確でない。</p>	<p>離島航路事業に老朽化に伴う船舶更新のため、船舶の更新費用が高額であり、自己資金の調達が必要となる。離島海運振興は、船舶リースを事業に求め、自己資金の提供を求めていることにより、民間金融機関からの借入が困難な事業者が船舶を購入するの可否を個別に判断しており、県は事業者がどちらの方式を選択しても費用として認定し、離島航路を維持するために必要補助を行っている。</p>	<p>未措置状況であるが、離島の航路維持のためには、言葉にできない。</p>	<p>監査意見では、離島航路補助金の一部がリース料と離島海運振興の間の再就職金や退職金、留保の観点から問題ないとし、その改善を求めている。 離島航路事業者が船舶を確保する方法として、自ら建造あるいは購入、他社所有船舶をリースする方法などがあり、どの方法を採用するかは、航路事業者の判断で選択している。 離島航路補助制度は、離島住民の生活安定のため不可欠な航路の確保、維持を目的として行っているが、船舶をリースで確保する場合は、購入する場合の経費として認められ、補助の要件として認められており、リース方式のものではなく、県は、事業者がどちらの方法を選択しても離島航路を維持するために必要な補助を行っている。 県内離島航路の多くは赤字航路のため船舶建造に等しい中、船舶建造には数億円規模の資金調達が必要となるが、離島海運振興は、民間金融機関からの借入やリースが困難な航路事業者から自己資金を求めず、船舶のリースを行い、離島航路の船舶に貢献している。 そのため、県は、今後も、航路事業者が離島海運振興からリースを行った費用も補助対象とすること、(平成23年11月9日付け企交第926号で決定)</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉 県交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ環流している仕組みが多い。 県の補助金が、国所管法人の出捐金として支出されており、補助金支給の公平性に欠ける。</p>	<p>出捐金は、全国公益全及協会の行う事業として交付する出捐金に比べて、国に比べて、国見直しの基準</p>	<p>未措置の状況であるが、国連関係の制約と、不当な言えない。</p>	<p>「運輸事業の振興の助成に関する法律」が平成23年8月30日に交付され、9月30日から施行されることになっており、これまでも関係省の通達を根拠とする事業となつたことから、今後は同法に沿った対応となる。</p>	<p>企画部交通政策課</p>

<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉                  県交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ環流している仕組みが多い。                  補助金の一部が国所管法人に支出されている。なお、沖縄県土地改良事業団体連合会は、各市町村から、「維持管理適正化事業費負担金を集め、各市町村に代わり、全国土地改良事業団体連合会へ支出している。県から土改連に対する補助 約1億8,000万円、土改連から全土連への支出 約1億5,000万円</p>	<p>踏まえ検討していきたい。                  (平成22年度包括外部監査報告書で記載もれのため、回答内容を転記した)                  ・県は沖縄県土地改良事業団体連合会に対して、運営費等に係る助成は実施しておらず、全て自己資金で支出である。                  また、県土連からは全土連への支出で約1千5百万円あり、うち1千2百万円は、各市町村や土地改良区が地理改良施設維持管理適正化事業実施要綱に基づき積立金としてあり、全土連が負担している。</p>	<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>土地改良施設維持管理適正化事業は、土地改良施設の機能低下の防止、機能回復のため、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、用排水路の補修等の整備補修を行うものである。ただし、一般の補助事業とは異なり、土地改良区等が相互扶助的に実施する。具体的には整備補修を希望する各土地改良区等が「適正化事業」に加入し、定められた期間内に整備補修等に必要経費を積み立て、その積み立て期間内の定められた年度に各々順番で整備補修を行う。                  従って、指摘のように県交付金の一部が全土連へ環流しているものではない。                  本事業の予算の流れ                  ①土会連は、適正化事業加入の市町村又は土地改良区から積立金として年間計600万円を徴収。                  ②県は、補助金として600万円を土会連へ交付。                  ③土会連は、1,200万円(市町村又は土地改良区からの積立金600万円と県からの補助金600万円)を全土連へ拠出金として支出。                  ④全土連は、土会連からの拠出金1,200万円に国からの補助金600万円を加え、土会連へ1,800万円を交付。                  ⑤土会連は、全土連からの1,800万円を当該年度の事業対象市町村又は土地改良区に交付。</p>	<p>農林水産部                  村づくり計画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金改革に向けて〉                  県交付補助金の一部が、国所管の特殊法人、公益法人等へ還流している仕組みが多い。                  5. 県の補助金が利子補給という形で、独立行政法人の収入になっており、民業圧迫につながっている。</p>	<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>平成24年度から事業廃止。                  事業棚卸しの結果を受け、年次毎に補助金の交付要件を厳格化し縮小した。                  平成23年度が終期となっており、平成24年度から廃止する。</p>	<p>福祉保健部                  青少年・児童家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈補助金アンケート(少額補助金)について〉                  少額補助金(ここでは100万円以下を集計。)は64件あり、補助実績がゼロのものも8件ある。合わせて、少額補助金の事務に係る職員人件費をみると、補助実績額を大きく上回る人件費がかかっているものもある。                  費用対効果も勘案し、その必要性について再検討すべし。</p>	<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>未措置。                  早急な対応が求められる。</p>	<p>・県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しをおこなったところである。                  ・なお、少額な補助金については、事務コストや効果との関連性を十分吟味し、事業統合等により事業効果を高めるなど、そのあり方を見直す必要があるもの</p>	<p>総務部                  財政課</p>

				<p>の、小規模な団体にとつては、貴重な運営費補助である場合があるなど、少額であることを理由に補助金を削減することは困難なところもある。</p> <p>このため、団体に対する奨励的補助については、補助期限を設けるいわゆるサンセット条項を徹底するなど、団体の自立を促す取組を強化する。</p>	
監査意見	<p>〈補助金アンケート（知事が補助交付先代表になっている補助金）について〉</p> <p>補助金を執行する側と受領する側が同一人。県の補助金監査権限の観点からも好ましくない。また、これ以外に副知事が代表を務める交付先団体も務めるのは問題である。</p>	<p>補助金執行・受領側が同一人であるが、規約に基づいて補助金の使途を適正に会計監査しており、支障はないと考える。</p>	<p>監査人の指し、等、責任を明確にする。また、支障を踏まえて、早急な対応が求められる。</p>	<p>大学院大学は、沖縄県に国際的に卓越した科学研究を行うことにより、世界の科学技術の発展に寄与している。このような、ベストインザワールドを目指す大学院大学の設置を支援する。また、補助金執行・受領側が同一人であるが、規約に基づいて補助金の使途を適正に会計監査しており、支障はないと考える。指摘された事項については、課HPへ寄附者名簿一覧と決算資料を掲載した。</p>	企画部 科学技術振興課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（過去の見直し状況がないか、アンケートに記載がない補助金）について〉</p> <p>過去の見直し状況がないものについては、補助金の必要性につき見直しが必要（新規実施分を除く。）</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しをおこなったところである。</p>	総務部 財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（補助金算出根拠なしとする補助金）について〉</p> <p>根拠を明らかにする必要がある。</p>		<p>未措置。 早急な措置が求められる。</p>	<p>補助金等については、補助金交付要綱等を策定し交付している。</p>	総務部 財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（補助金交付に伴う特定財源が有り、とする補助金）について〉</p> <p>同一の事業に対して、補助金以外に特定財源も使用されているものについては、補助金と特定財源との割合等合理的なものか否か、検討が必要。</p>		<p>未措置。 早急な措置が求められる。</p>	<p>補助対象団体において、自主財源の確保は重要であり、それを特定財源として活動費に充当することは特に問題はないと考える。なお、団体に対する奨励的補助については、補助期限を設けるいわゆるサンセット条項を徹底するなど、団体の自立を促す取組を強化していく。</p>	総務部 財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（補助金の効果がないとする補助金）について〉</p> <p>廃止するか、見直すべきである。</p>		<p>未措置。 早急な措置が求められる。</p>	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対</p>	総務部 財政課

				<p>応じた県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する等の見直しをおこなったところである。</p>	
監査意見	<p>〈補助金アンケート（収入に占める補助金の割合が50%以下で、かつ決算剰余金より補助金が少ないもの）について〉 自律が可能か否かを再検証し、期限を決めて廃止していくべき。</p>		未措置。 早急な措置が求められる。	<p>団体に対する奨励的補助については、補助期限を設けるいわゆるサンセット項を徹底するなど、団体の自立を促す取組を強化していく。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（1980年以前から制度があるもの）について〉 リストは、制度開始が1980年（昭和55年）以前からの補助金を古い順に並べた。過去の見直しがされていないものはなおさら、見直しを継続的に実施しているものについても、その必要性等絶えず検証していく必要がある。</p>		未措置。 早急な措置が求められる。	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しをおこなったところである。 社会保障等に関連する制度的な補助金、継続的に補助していることが多く、単に継続的に補助している等により見直しの理由にすることは困難であるが、その必要性や事業効果については絶えず検証している。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（事業の公益性）について〉 すべてのアンケート回答は、補助金に公益性あり、としていた。 第三者による厳格な評価が必要。 また、沖縄振興計画などの上位計画となるものとの整合性があるので、事業の公益性が認められるとす記載が多い。</p>		未措置。 早急な措置が求められる。	<p>事業棚卸し等を通じて、第三者による厳格な評価を行っていく。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（事業の効果性）について〉 効果になるとしながらも、具体的な効果をあげているものはほとんどなかった。 回答例「地元産業の振興・活性化に寄与」「介護保険事業が円滑に実施されている」「離島・過疎地域等の振興及び離島住民の生活の安定及び産業の振興」等抽象的な記載ばかり。数値目標を客観的に設定し、そこから個別の目標値を抽出してくるような方法で、補助金の効果を具体的に測定できるような方法を探ることが必要。</p>		未措置。 早急な措置が求められる。	<p>事業棚卸し等を通じて、第三者による厳格な評価を行っていく。 ・事業効果について、可能な限り定量的な効果が測定できるように取り組んでいく。</p>	総務部財政課
監査意見	<p>〈補助金アンケート（補助対象者の適格性）について〉 団体等において会計処</p>		確認が必要。	<p>事業棚卸し等を通じて、第三者による厳格な評価を行っていく。</p>	総務部財政課

<p>理及び使用が適切に執行されているか、という質問に対しては、すべて適切になされているとする回答がほとんど。しかし、監査の結果、問題事項も見受けられた。特に会計処理に関して、専門性の観点から、県独自の評価は困難。公認会計士による外部のチェックが必要である。</p>				
<p>監査意見 <b>〈補助金アンケート（補助対象経費の明確化）について〉</b>                  明確化されているとの回答がほとんど。しかし、会計検査院の指摘で是正されているケースもあった。</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>補助金等については、補助金交付要綱等を策定し、補助対象経費を明確化している。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈補助金アンケート（補助目的の達成度）について〉</b>                  既に廃止が決定しているもの→目的が達成されたという回答。                  現在継続中のもの→目的が達成されたという回答はなかった。                  団体への補助金交付に関して、既に自立が可能ないか問うたが→自立可能な団体ではあるが、補助金の交付が必要であるとの回答あり。                  団体補助については、補助金が逆に自立を阻害するという面も見られるので、再検討の必要あり。</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>県単補助金については、平成22年3月に策定した「新沖縄行財政改革プラン」において、地方分権の推進と社会経済情勢の変化に対応した県・市町村・民間との役割分担を踏まえ、県単補助金の廃止、縮小、終期を設定する見直しをおこなったところである。                  ・なお、団体に対する奨励的補助については、補助期限を設けるいわゆるサンセット条項を徹底するなど、団体の自立を促す取組を強化していきたい。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈補助金アンケート（情報公開と説明責任）について〉</b>                  県への説明責任が補助金交付の条件となっていないとする団体からの回答も一部見られた。補助金という公金を受けるからには、団体側に徹底した情報公開と説明責任を求めるべきである。</p>		<p>未措置。 早急な対応が求められる。</p>	<p>・団体側においては、補助金交付要綱等により事業実績報告書を提出させることになっている。                  ・県は、4分の1以上出資している法人等について、毎年9月に議会へ「県の出資等にかかる法人の経営状況報告書」を提出しており、法人の収支の状況や事業内容は公開されている。</p>	<p>総務部財政課</p>
<p>監査意見 <b>〈離島航路補助金〉</b>                  離島航路等事業者に対して経営改善5ヶ年計画を提出させ、県は計画の進行状況を精査し、履行状況が悪い場合には是正措置を求めることになっている。                  しかし、この制度そのものが、ほとんど機能しておらず、形骸化している。計画値を上回っている業者はわずか3者。その他11業者はすべて計画値を下回っているか横這い（平成18年度推進状況報告）。</p>	<p>離島航路事業者の経営環境は悪化していることから、事業者の経営改善取組を図る新たな取組みとして、財務会計専門家による経営診断、航路改善計画の策定を行う航路改善協議会が、国により設置され、平成21年度から順次開催されているところである。航路改善協議会では、国、県、市町村、航路事業者、</p>	<p>措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。</p>	<p>監査意見では、離島航路事業のほとんどがそもそも不採算事業であり、改善を促しても効果はない中で、「経営改善5ヶ年計画」の制度が形骸化していると指摘があり、離島航路補助事業に係る制度の抜本的見直しを求めている。                  離島航路事業者の経営改善に関しては、国の制度改善に基づいて、平成21年度から順次開催されている航路改善協議会では財務会計専門家による経営診断や航路</p>	<p>企画部交通政策課</p>

例) 伊平屋村が平成19年3月に県へ提出した「経営改善5ヶ年計画推進状況報告書」を基に、進捗状況の悪化(原油価格の高騰、旅客、自動車、公共事業の激減による送量の減少)は、外部環境の悪化が、経営にどのような影響を及ぼしているかの具体的な記載はない。また、今後の方針の記載が乏しく、今後具体的な経営改善を実施していくのか、同報告書を見る限り分からない。

そもそも、離島航路事業そのものが採算が取れないから、このように経営改善を促して、補助事業に係る制度上の抜本的な見直しが必要。これに関連して、国は平成20年8月「離島航路補助制度改善検討会中間とりまとめ」を公表。3つの基本理念を掲げ、国及び地方公共団体は離島を見捨てないとの理念を明確にした上で、離島航路の維持は国及び地方公共団体の責任とし、基本理念を実現するための改革の期間と目標(ロードマップ)を設定したうえで、種々の施策を提示している。

利用者の地域経済と、合意的な経営計画の策定、断航の回避、基盤の整備を進めていく。

国、県、市町村、航路事業者、地域経済界など関係者で協議し、航路改善の基づく航路運営を進めているところである。

また、平成23年度から国の離島航路補助制度が改正され、全航路事業者、関係市町村、国の関係機関及び離島航路確保維持に協定する場が設置されており、経営改善の実効性の面からこれまでの航路改善協議し、各事業者がより積極的に改善に取り組むことができるよう更なる見直しを行っていることとしている。

県は、経営環境が厳しい離島航路を確保維持するため、上記の取組によって不連続の改善を求めていくこととしている(平成23年11月9日付け企交第926号で決定)。

監査意見

〈離島航路補助金〉  
航路事業者計上の実績欠損額 ⇨ 補助額 = 国の補助額(「標準化方式」)  
さらに平成6年度からは、国の基準に基づいた標準欠損額がある場合にのみ補助。平成19年度の国庫補助金が0円の3つのケースで、地方補助額との対比表は、標準化方式の具体的な内容は、県の担当者も伊是名も担当者も詳細不明。また、今までの標準化方式の内容について詳しい問い合わせをしたことがない。県の調査により、市町村の負担額が異なる場合、標準化の根拠は国に確認すべき。地域により、状況が異なるのに、国一律の方式を採用していることは理解し難い。県

標準欠損額は、全国の航路事業者の平均単価等を用いて算出しており、これらは毎年確認している。また、沖縄県知事を含む九州地方知事会では、平成21年6月に、政府に対し、標準収入や標準費用の算出方法を離島航路の実態や運航形態に応じた見直しを行う必要がある。

措置を講じたとは言えないが、措置対応中である。

監査意見では、補助航路の中に国庫補助が0の航路があり、国庫補助(標準欠損額)の算定が全国一律方式によるものであるならば、県は国に対して算定方式見直しを求めるとしている。

標準欠損額の算定の内容については、県、市町村とも毎年度、収入及び費用の科目ごとに確認を行っている。

標準収入については、4つの距離帯別に航路を区分されそれぞれ平均貨率が算出されており、また、標準費用では使用船舶の規模に応じた標準単価が算出されており、航路の状況を考慮したものとなっている。

平成21年度には、国の離島航路補助の制度改正の議論において、県及び市町村の負担増加の懸念があったことから、県として、九州

企画部交通政策課

もこの点については、強く国に求めていく必要がある。

地方知事会をを通じて、政府に對して新入たな制度における標準収入及び標準費用に関する要望を行った。  
なお、離島航路の運営費に對する国の補助に對しては、平成24年度の補助期間分たから新たな制度が改正されたところであるが、新制度における国の補助額については、従来と同水準の国の負担割合となることを確認できた。  
県は、離島航路補助の国の査定内容が本県に不利にならないか、今後ともチェックし、必要がある場合は国に對してその見直しを求めていくこととしていく（平成23年11月9日付け企交第926号で決定）。

監査意見

**〈離島航路補助金〉**  
伊是名村は使用する船舶を、沖縄県離島海運振興(株)からリース(ファイナンスリース)している。同社の筆頭株主(持比率25%)は特殊法人である沖縄開発金融公庫で、沖縄県も持比率12.5%の株主。同社社長は沖縄開発金融公庫出身で、沖縄県も非常勤取締役を出している。また平成19年4月から沖縄県元企業局長が、同金融公庫理事に就任している。  
離島海運振興(株)の事業報告(平成17年9月期/平成18年9月期/平成19年9月期/平成20年9月期)からみると、毎年経常利益を約900万円~1,500万円計上、また特に平成19年9月期は7,000万円計上している。同事業報告書記載の従業員は5名のみで、役員は代表取締役社長1名のみが実質上の常勤役員と思われる。  
県からの回答(要約) 沖縄離島海運振興(株)からリースする理由  
①事業者には船舶建造の借入に見合う担保力がなく銀行等からの借入が困難。このため国、県、市町村、公庫を中心に離島航路対策としてのリース方式の会社が設立された。  
②現在、県内の市町村(特に伊平屋、伊是名、座間味等)は実質公債比率が高まっており、地方債発行が制限(国、県の許可)。建造の際の借入により財政が硬直化し、更なる地

離島海運振興(株)は、船舶リースを行なう際、自己航路事業者の提供担保を求めていることにより、民間金融機関からの借入やリースが困難な事業を行うことも可能となっており、離島航路事業者は、船舶を購入するか、リース方式にするかを個別に判断しており、県は、事業者がどちらの方法を選択して認否し、離島航路を維持する必要があるため必要補助を行っている。

未措置であらざる。著しく健全な財源を確保するよう努める。当該健全化の取組は、必要である。

監査意見では、離島航路補助金の一部がリース料と離島海運振興(株)の間の再就職保留の観点から、その確保する方法として、自ら建造あるいは購入、他社所有船舶をリースする方法などがあり、どの方法を採用するかは、航路事業者の判断で選択している。  
離島航路補助制度は、離島住民の生活安定のため不可欠な航路の確保、維持を目的として行っているが、船舶をリースで確保する場合、購入する場合のいずれも補助対象経費として認められており、リース方式のみを補助の要件としているものではなく、県は、事業者がどちらの方法を選択しても離島航路を維持するために必要な補助を行っている。  
県内離島航路の多くは赤字航路のため船舶建造の積立て等もない中、船舶建造には数億円規模の資金調達が必要となるが、離島海運振興(株)は、民間金融機関からの借入やリースが困難な航路事業者から自己資金を求めず、船舶のリースを行い、離島航路の船舶の確保に貢献している。  
そのため、県は、今後も、航路事業者が離島海運振興(株)からリースを行うことが適当であると判断している。(平成23年11月9日付け企交第926号で決定)

企画部 交通政策課

方財政の悪化を招く恐れがある。

③建造船舶の構想、基本設計、引渡まで沖繩県離島海運振興(株)が対応し、就航後の事故による保険会社工事への対応や保険会社との査定作業、船舶の補修の時、保守・点検にも立ち会い、一元的に対応している。

これに対する包括外部監査人の指摘・意見

①制度発足当初は、理由があつたかもしれない。しかし、現在では、多様な資金調達方法もあり、民間金融機関、リース会社等でも対応できないことはない。

②回答では、市町村財政に関して実質公債比率しなにかし、そもそもファイナンスリース取引は、法律上は賃貸借契約であつても、経済実質的には借入として資産を取得したと同様である。会計上は資産と負債の両方を計上すること求められている。財政健全化法に基づき健全化判断比率の相当率上、リース債務に相当する部分には市町村の負債に含めて計算すべきであつた。これを含まないで計算しているとなれば、それが問題であろう。

③さらに、回答には、船舶管理を同社が一元的に行っている中で、コスト負担が少なく、済むという趣旨のことが書かれている。しかし、伊是名村を監査した結果、船舶の点検整備などの費用も村が負担している。長崎県で、同社が同様に管理費負担者の費用負担で管理費のほうを沖繩県海運振興(株)の事業報告書に見る限り職員は5名。あつた5名で、回答にあげられよう業務を遂行すれば、かたはら他社へ外注されるものと考えざるを得ない。

④県からの回答には、いろいろと述べられているが、結局、なぜ現在も、わざわざ同社を事業の組織としてつとめておられるのか、同社が親会社である金融公庫に適切な融資

<p>制度がないのであれば、政府系の金融機関から、政府に働きかけて作ればよいことである。                  ⑤現行の制度では、リース料の一部（間接的には県などの補助金）が同社の利益や金融公庫の再就職役員の退職金になっている事実だけはおきたい。                  ⑥また、この事業補助金は同社に直接交付されるものではないが、間接的にリース料の支払いを通じて、同社の利益や内部留保になっており、補助金交付の公益性を考えたとき、問題なしとは言えない。                  ⑦県は、あくまで現行の方法が、この補助事業において最良の方法（最小限のコスト負担）であるというなら、リースする場合のメリットを客観的に示す必要がある。</p>				
<p>監査意見 <b>〈離島航路補助金〉</b>                  平成18年度の監査実施状況一11月から翌年1月にかけてほぼ毎週（内及府沖繩総合事務局）及び県各2名の計4名出張（1泊2日、2泊3日）。これだけのコストをかけては思われない。離島航路損益計算書が適正に作成できるような体制を事業者側に促すべき。抜本的には当該計算書の適正性確保より、離島航路の経営改善に資源を投入するのではないかと。すべて国、県が共同して監査するなど合理的な方法も検討すべき。                  監査についてのマニュアルは、先輩等により実施している。効果的、効率的に監査するためには、チェックリスト方式を取り入れたマニュアル等の整備が必要。</p>	<p>県の航路補助金に経費は、国に要する経費の調整を図る必要があること。国・県合同で行う。離島航路事業関係書類が適正に作成できるよう、毎年、離島航路補助金交付申請書の審査を指導している。また、店費（一般管理費）については、県独自のチェックリストによる監査を行っている。</p>	<p>措置を講じたと言えないが、措置対応中である。</p>	<p>監査意見では、離島航路補助の事業者に対する監査について、総合事務局から計4人が1航路につき2日ないし3日かけて実施していることについて、合理的な方法の検討が求められている。                  現状の監査体制は、補助金の適正執行を確認するうえで、現地監査は実施する必要があり、また県の補助対象経費は、国の補助に準じており、経費の解釈等について国と整合を図る必要から合同で監査を実施している。                  平成23年度の監査から総合事務局とも調整し、計3人体制とした。                  更に、平成24年度から国の補助制度が改正され（事業年度開始前の収支見込みで国庫補助金を算定する事前内定方式への改正）、総合事務局の監査の簡素化が予定されており（現時点で簡素化される内容について方針は示されていない）、この対応方針が示された後、国、県及び市町村間で役割分担について調整を行い、一層の効率化を進めることとしている。（平成23年11月9日付け企交第926号で決定）</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見 <b>〈離島航路補助金〉</b>                  伊是名村離島航路事業損益は、平成19年度補助申請時及び県（国）監査後約1億2,000万円の損失。要因として景気悪化</p>	<p>伊是名航路についても離島航路改定協議会が開催されており、改善の予定を取り組む</p>	<p>措置を講じたと言えないが、措置対応中である。</p>	<p>監査意見では、伊是名村の離島航路事業について、大型フェリー建造によるリース料負担の増大、離島航路補助金の対象経費に職員共済組合掛金、退職金</p>	<p>企画部交通政策課</p>

	<p>等による運航収益減少や燃料高騰が挙げられた。また、伊是名村独自の経営改善策を取り組んでいる。伊是名村では独自の経営改善策により、経営改善に取組んでいるところであり次のとおり成果が上がっている。</p> <p>伊是名の航路収支については、ここ数年、収入の維持と費用の減少で欠損が縮小している。</p> <p>(H20損失) 1億4,163万円 (H21損失) 9,873万円 (H22損失) 5,667万円</p> <p>航路の一般管理費(店費〔てんび〕)については、期末手当のカットなど費用の抑制がなされている。</p> <p>(H20店費) 3,052万円 (H21店費) 2,976万円 (H22店費) 2,998万円</p> <p>また、これまでの経費節減策に加え、平成23年度には伊平屋村との一体となった改善策についても両村合意の航路改善協会にて協議し、改善計画策定を進めており、県は計画に基づく改善策の実行と、引き続き不断の見直しについて伊是名村に求めていく。(平成23年11月9日付け企交第926号で決定)</p>	<p>ある。また、伊是名村独自の経営改善策を取り組んでいるところである。</p>	<p>も含まれていることから、村として一層の経営合理化を求めている。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈バス運行対策費補助金〉 沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱によれば、経常費用全体に対して少なくとも55%は経常収益でカバーされていることが必要とされている。この割合が、県の補助金対象基準であるが、なぜ55%かについては、県からは明確な回答は得られなかった(従来からのこの基準をもとに補助金交付をしている)。</p> <p>バス事業者を取り巻く経営環境も年々変化しており、従来同様の基準で良いか否か、再検討する必要がある。</p>	<p>平成12年度までの旧制度では、補助対象路線における国・県の補助の上限を経常経費の30%までとしていたが、平成13年度から創設された新制度では、市町村負担を軽減するため、国・県の補助の上限を1.5倍に拡大し、経常経費の45%までとしている。このことから、経常費用(100%)から、補助上限の45%を差し引いた55%の収益がある路線を補助対象としている。</p>	<p>未措置状況である。外部監査人の意見は、事業者の経営環境の変化を考慮し、その見直しも必要である。このことから、再検討が求められる。従来踏襲だけでは経常の改善図れない。</p>	<p>平成21年度から国庫補助については、生活交通路線を運行する乗合バス事業者等が費用削減や増収努力等の経営改善について、国と協調して路線合理化促進補助(インセンティブ)を実施しており、事業者の経営努力も考慮された仕組みとなっている。</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈バス運行対策費補助金〉 補助に市町村負担がある場合、市町村の判断で路線廃止か否かの結論を出し、市町村の見解を踏まえ、地区協議会で対象路線とするかにつき議論され、全体会議で結論を出す。</p> <p>地区協議会のメンバーはすべて行政関係者(利用者が入っていない)。利用者たる住民の意見を</p>	<p>沖縄県生活交通確保協議会地区利用者委員、市町村の協議会では住民の意見を踏まえ、地区協議会と地区協議会開催の市町村のバス対策会議において、利用者の代表者が参加している。地区協議会においては、市町村の</p>	<p>未措置状況である。会議は当初から開催されるべきである。</p>	<p>平成23年度からスタートした地域公共交通確保の多様な関係者による「地域間幹線系確保統維持計画」の策定にあっては、同計画の策定にあたって実施したパブリックコメントにより、利用者の意見表明の機会を確保されていると考えている。</p> <p>また、協議会の委員であ</p>	<p>企画部交通政策課</p>

	<p>反映させることが必要。</p>	<p>バス対策会議で、協議結果を踏まえて、協議するところである。なお、「生活交通会」の確保に、適切な進めると、必要に応じて、利用者の意見を踏まえて、協議する必要がある。また、利用者の意見を踏まえて、協議する必要がある。また、利用者の意見を踏まえて、協議する必要がある。</p>		<p>市町村では、バス対策会議等で自治会長等に参加させ、協議会等において利用者の意見は反映されていると考えている。</p>	
<p>監査意見</p>	<p><b>〈生活バス路線確保対策補助金〉</b> この補助金は、バス運行対策費補助金の要件を緩和し、県が地域の実情に合わせたもの。しかし、県が緩和した要件自体が明確でなく、赤字路線で対象になっている。補助対象路線選定は地区協議会等の議論を経ているが、議論そのものの中味が明確でない。すべての赤字路線が対象となりうる現在の要件を改め、真に必要なバス路線が対象となるような要件設定が必要。また、県の交通政策の在り方との整合性を構築するための交通体系を構築する上でも、現在の補助金の仕組みを再検討する必要がある。</p>	<p>本補助制度の対象路線は、生活交通確保とバス運行の両方に関するものである。また、平均乗車密度が低下している路線については、地域の実情に精通した事業者等と連携し、望ましい生活交通路線の構築と補助の適宜性を直している。</p>	<p>未措置の状況である。公的整備の促進を図る。また、民間事業者の参入を促す。また、民間事業者の参入を促す。</p>	<p>平成23年度から国の補助金改正により、同一地域内での運行が認められ、地域交通の確保が図られる。また、民間事業者の参入を促す。また、民間事業者の参入を促す。</p>	<p>企画部交通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>〈運輸振興助成補助金〉</b> ①沖縄県トラック協会への補助金は同協会が積み立てられていたが、平成18年度に取崩し（処分）もこの基金も活用した研修センターを新設。この基金の処分</p>	<p>出金は、（社）全国トラック協会が、全単位の取り組みを推進し、主たる事業として、①適正化事業、</p>	<p>未措置の状況である。基金の取崩しに反対する。また、民間事業者の参入を促す。また、民間事業者の参入を促す。</p>	<p>トラック協会において、基金の取崩しに反対する。また、民間事業者の参入を促す。また、民間事業者の参入を促す。</p>	<p>企画部交通政策課</p>

に当たっては、国の認可を以て、沖繩県に代り、②環境対策、③近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

① 近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

② 環境対策、③ 近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

④ 近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

⑤ 近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

⑥ 近畿・性・妥当事務処理について、は、綱に則つて適正な処を、その後に行きます。要綱等に基づき、正しいます。補助については、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、「運輸事業の振興の助成に関する法律」が成立し、平成23年9月30日から施行されることになっており、同法を根拠とした対応となる。

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

平成22年度税制改正大綱において、軽油引取税に係る暫定税率は、新設の措置と現行の間、維持された。省業に於いて、事務次官の府道断金事業を地方に継続した。が、及び力の確保の一必要と治法規定（第232条）が、

		<p>とができる)に基 づき、引き続き 業を継続してい たい。</p>			
<p>監査意見</p>	<p>〈航空機購入費補助金〉 航空機購入費補助金交 付要綱によれば、機体補 助金の額は、機体補助 対象経費(対象航空機代 +その部品購入経費)か ら10/100控除した残額 の25%以内となっている。 例えば25%を下回って 補助することが可能か 等、検討する必要がある。</p>	<p>要綱に対象となす る航空機が「経常と 失が生じる路線」現 見が込まれている。業 となつては、事業者 は、国：県から、き 補助がなけられ、き 航空機を購入でき ないと考えられる。 沖縄県の負担割 合は国：県＝75% ：25%であり、他 県の国：県＝45% ：55%と比べ優遇 されている。今後 5年間の経営改善 等を通じ、事業者 の自助努力を促す のととも、離島航 空路を維持し、適 期に航空機を購 入していきたい。</p>	<p>未措置の状 況であらな い。改善計 画を遂行す るべく、求 められている。</p>	<p>5か年計画の 指導を要す る。航空機 購入費補助 制度は、県 内離島住民 の生活に必 要な移動手 段の確保を 目的とする が、経常損 失が生じる 路線である ことから、 事業者は補 助を受ける ことができ ず、その結 果、必要な 機数の確保 が困難とな り、安定的 な運行が影 響を及ぼさ れる。また、 本県は島嶼 県であり、 移動手段の 確保に航空 路を利用し なければ、 近距離など は、近距離 の構造的不 算要素を抱 えており、 航空路線の 維持のため にも、運賃 補助制度の 活用と併せ て、航空機 購入費補助 率の上限を 25%とする 必要がある と考えてい る。 航空自由化 競争と激し い経営改善 の必要性を 強く認識し ており、事 業者の計画 策定にあつ ては、今後 も収支改善 の具体的な 内容と実効 性、地元へ の影響等対 する考え等 を求め、計 画の着実な 実行を求め ている。(平 成23年11 月9日付 け企交第9 26号で決 定)</p>	<p>企画部交 通政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈航空機購入費補助金〉 補助金の交付を申請し ようとする補助事業者 は、経営改善5ヵ年計 画を策定し、知事に届 け出す。要件の1つに 、補助金交付がなかつ た場合に、補助事業完 了年度以降の3事業年 度で経常損失が見込 まれる路線であること がある。 平成18年度から平成 21年度(すべて見積) の経営改善5ヵ年計 画では、南大東-北大 東区間と宮古-石垣 区間の両路線につい て、補助金交付の計 画となっていた。 これは、損益を不 適切</p>	<p>経営改善5ヵ年 計画の作成に 事業者の計 画に反映し るよう、提 出にあたり 事業者のヒ アリングを 実施してい る。平成18 年度から久 米島路線の 搭乗率の低 いJTA便(1 50人乗り) をRAC(3 9名乗り)に 振替える等 により修正 を図っている 。平成21年 度提出した 計画より、 久米島路線 の搭乗率の 低いJTA便 をRAC便に 振替え、収</p>	<p>充分な措置 を講じた。現 在の計画は、 再認識の計 画策定と実 行性を求め ている。離 島航空路補 助は、離島 住民の生活 に必要とな る移動手段 の確保を目 的として、 事業者の計 画策定にあ つては、収 支改善の具 体的内容と 実効性のほ か、地元へ の影響等対 する考え等 を求め、着 実な実行を 求めている。 また、平成 23年3月に 国の運賃費 補助制度が 改正され、 経営改善5 ヵ年計画は 、沖縄県定 する「生活 交通ネット ワーク計画 」の構成項 目として、 同協議会( 関係市町村 、航空事 業者で構成 )に諮るこ</p>	<p>企画部交 通政策課</p>	

	<p>に按分計算してはいるため支の改善を図って おこの計算方法は路線おり、経営改善5 ごとの損益を適切に反映力年、計画は有効 しているとはえな計画活用されている。</p>			<p>ととなった。協議会におい て、改善内容や損益算出(補 助額)について審議される ことから、今後もしっかり とした計画の策定と実効が 継続されると考えている。 (平成23年11月9日付け企 交第926号で決定)</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県亜熱帯学術研究 振興費補助金〉 人員費について、職員 を派遣することと、当該 職員の給与分を補助する かは別問題。県外向職員 が派遣されたかとの目的 達成を補助金の支出の必 要性を支給するに支給す る。たたくない。</p>	<p>同財団は、本県 の科学技術振興 策を推進するた め、関係機関と 連携し、官学連 携による共同業 務の推進を図り 、関係機関の職 員を派遣し、給 与を削減する。同 財団の財政面を 図ると必要とな り、平成21年度 に削減し、平成 22年度に6名か ら5名に削減す る。</p>	<p>措置を講じ、外部 監査員を派遣す る。評価は外部 監査員に依頼し 、補助金の運用 状況を把握する こととする。</p>	<p>同財団は、県の科学技術 振興策を推進するた め、関係機関と 連携し、官学連 携による共同業 務の推進を図り 、関係機関の職 員を派遣し、給 与を削減する。同 財団の財政面を 図ると必要とな り、平成21年度 に削減し、平成 22年度に6名か ら5名に削減す る。</p>	<p>企画部科 学技術振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈離島・過疎地域自立促 進特別事業補助金〉 本件補助金交付の事業 区分は、生活環境整備事 業(ごみ処理施設等)及 び環境に係る施設整備 (水及び生活環境施設 整備を除く。)及び業 務(既存施設活用事業 (民有の遊休施設(空 家、空き店舗等)を借 り上げて、公共的利 活用するための施設 整備、集会場等の公 共施設のバリアフリー 化)である。 上記各事業がどの程 度、離島・過疎地域の 自立促進に資するの か、離島・過疎地域の 自立促進策の有効な 策がないか等について 十分な検討をしてお く必要がある。他の 施設(図書館、公民館 等)についても整備 も考えられるところ 、なごみ処理施設、 火葬場改修等、理 由がない。また、補 助金の支出状況、改 修状況</p>	<p>離島・過疎地域 自立促進特別事 業は、離島・過 疎地域の生活環 境の維持に寄 与する。①当該 事業は、昭和5 2年度から平成 19年度までの 30年間、事業 を実施してき たこと、②市 町村の要望も 減少傾向にあ る。③行政的 に県単補助金 の見直しを進 め、平成19 年度終了した。</p>	<p>平成19年度 に事業終了し たが、事業 総括は必須 である。</p>	<p>「離島地域」や「過疎地 域」等については、これ ら地域の自然環境の保 全や食料生産、水源涵 養等の確保に、重要な 役割を果たしているこ とから、当該地域の維 持・活性化や自立促進 のため、国でも様々な 対策が制度化されて おり、これまでも農 業生産や漁港等の産 業基盤、道路・港湾・ 空港等の交通体系や 生活環境の整備等が なされ、一定の成果 をあげている。 しかしながらこれら 地域は、高齢化の進 展、若年層の流出等 により産業の担い手 の確保も困難なため 、地域の活力低下が 懸念されている。 特に、これら地域は 小規模な町村がほと んどを占め、一般の 市町村に比して財政 規模は小さく、財政 力指数をはじめとす る各種財政指標は著 しく低位にあり、財 政基盤は脆弱である ため、市町村単独で 施設整備等は難しく 、地理的条件から他 団体との施設共同 設置が困難である等</p>	<p>企画部地 域・離島 課</p>



	<p>助金で補てんさりれることと一ズに広く心えるに。なる。つまり利用料と金とため、県とては指定管理料でも賄うこと運営、財団の経営は指できなくも沖繩市が共促し、現行の補助(沖繩県が)補助して、に、現行の補助を継続し、あるという甘えの構造、付要綱に基いた補助を継続し、図が生じては来ないか。採用は、指定管理者制度の趣旨そのものに関わること、問題が大きい。(恒常的)赤字施設に対して、指定管理者制度を採用することが妥当か(根本的な問題)。さらに、指定管理者制度によっても大幅な赤字になる施設を維持していくことが、ほんとうに必要なのか。</p> <p>沖繩市も沖繩県も赤字施設に対する補助金交付基準を明確にした上で、住民に対して丁寧に説明する責任がある。</p>				
<p>監査意見</p>	<p>〈独立行政法人福祉医療機構資金借入金借入金利子補給金〉</p> <p>49,50の補助金と同趣旨のもので、こちらは保育園を運営している法人の財務内容等考慮せず、一律の交付となっている。補助金削減の観点から、何らかの基準を定めて利子補給する方法に改めるべき。</p> <p>新規認可法人で当初から余剰金が1,200万円を超えているところあり。収支差額で余剰が多いところの利子補給金は廃止するなど、何らかの基準を定めることも必要。</p> <p>機構から借入する際に、県市町村の意見を求める手続きになっている。しかし、この意見を求める前に、すでに審査会で審査済みとなっている。どのような審査を行っているか質問したが、ほとんど形式的なものにとどまっている。このような形骸化した手続きは廃止すべき。</p>	<p>事業の一定の目的は達成されており、平成20年度より新規受付の廃止や補助率の見直し(2/3→3/5)等による事業縮小を図り、当該事業の終期を平成23年度に設定している。</p>		<p>平成24年度より事業廃止。</p>	<p>福祉保健部 青少年家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈沖繩県社会福祉協議会運営費補助等〉</p> <p>決算書が極めて分かりづらい。基準通り作成していれば良いというわけではなく、現行の開示書類では、一般会計、特別会計、収益事業の区分はあるものの、多岐にわたる事業の効率性を判断することはできない。現在沖繩県ではホーム</p>	<p>社会福祉法人の決算書については、決国の基準等に則して作成しておりますが、その開示については、関係者等に行うよう指導しております。また、法人が行う事業</p>	<p>措置は講じているが十分とは言えない。指今後はその指導体制の徹底が求められる。</p>	<p>沖繩県社会福祉協議会においては、平成20年度決算より、一般会計、特別会計、収益事業の各事業区分の決算について、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益)を同協議会ホームページに掲載し、事業ごとの財務状況が分かるように公表しております。また監事に公認会計士を充てており、内部の管</p>	<p>福祉保健部 福祉・援護課</p>



<p>い。一定規模を超える大きな団体など直接の利害関係による第三者監査導入である。</p>	<p>も幅広い活用方法について検討します。平成21年度から監査体制は、会計士1名、4名の嘱託員に委託し、負担を軽減を図るとともに、当該4名の監査事項を審査するなどの実施に努めています。また、法人等監査の導入は、国の通知等も必要と見られます。また、法人等監査の導入は、国の通知等も必要と見られます。また、法人等監査の導入は、国の通知等も必要と見られます。</p>	<p>計士事務所へ外部監査を依頼しており、透明性の確保を図るとともに、外部監査の活用による法人運営体制の強化を促していく。</p>			
<p>監査意見</p>	<p><b>〈児童健全育成補助事業〉</b>          交付要綱上、補助基準額は1市町村当たり年間54万4,000円。ところが実際には、対象児童指導員の数によって補助基準額が定められている。交付要綱の規程を無視して補助基準額を算出しており、極めて問題。交付要綱の改訂なく補助金額を算定すべきではない。また、たとえ対象人数に基いて補助基準額を決めるのであれば、対象人数の確認が必要だが、交付申請の段階で概算の人数確認を行っているだけ。正確な実績報告を受けているとは言い難い。確認が杜撰で、極めて不当である。</p>	<p>平成21年度に「沖縄県放課後子どもプラン事業」を改正し、人数を定めている。</p>	<p>措置を講じた。ただし、人数が把握の徹底が求められる。</p>	<p>実績報告においても、最終的な人数を確認し、補助金額を決定している。</p>	<p>福祉保健部青少年家庭課</p>

<p>監査意見</p>	<p>〈児童健全育成補助事業〉                  本件事業は、放課後児童クラブの修繕に要する経費を補助するもの。補助基準額は1ヶ所あたり20万円。この20万円が不明である。本事業では実際に修繕した費用が重要であり、これを正確に把握することが必要。ところが平成19年度の調書では、実支出額と補助基準額が同額となっていたところが見えられた。あまじや、架空の金額と実績報告について、県は領収証などの確認も行っていないようである。</p>	<p>20万円の根拠は「沖縄県放課後児童プラン事業」の補助金交付要綱に拠る。平成20年度以降、予算措置をしておらず、事業を実施していない。</p>	<p>事業終了と判断する必要がある。事業の総括は必要であろう。</p>	<p>平成20年度移行措置がないが、環境改善を図った後、当る請求を行ってほしい。同様の事業を実施する主体である市町村へ領収証の提示など、適切な補償に努めていきたい。</p>	<p>福祉保健部                  青少年家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈特別保育児童健全育成補助事業（障害児保育）〉                  本件補助金の基準額は、月額3万7,820円×各月初日現在障害児数×入所月額。                  これは、保育園が軽度の障害児を受け入れる際には、改めて保育士を雇用する等費用が増えることからこの人件費負担を賄う趣旨である。月額3万7,820円という金額は九州各県のおおよそ平均によって算出されている。                  上記金額に合理性があるとは言い難い。保育園が軽度障害児を受け入れた場合に、実際に保育士を増やしているのか、それによってどの程度の負担があるのか等十分な検証を行っていない。                  保育園の実績調査を行い、負担を細かく計算するとともに、市町村から補助金の交付を受けた保育園から、定期的に人件費負担等について詳細な報告を受けることが必要。</p>	<p>特別保育事業の見直しにより、県単独補助の障害児保育事業（軽度障害児）については、地方交付税の中で措置されているため、平成20年度から廃止している。</p>	<p>事業廃止。</p>	<p>事業廃止。</p>	<p>福祉保健部                  青少年家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金（県費分）〉                  本件補助金については、「沖縄県青少年育成実策費補助金」として実績報告を受けている。実績報告に対する検査マニュアルがない。県民会議全体の収支については、報告を受けているが、補助対象事業以外の事業、支出については、詳細な報告を受けていない。                  県民会議の運営費は、ほぼ本件補助金によ</p>	<p>知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第15条に基づき、公益法人の業務及び財産の状況について、平成22年6月18日に検査を実施し、改善を要する事項を指摘・指導を行った。</p>	<p>措置を講じているが、本指指導効果の継続を図る必要がある。</p>	<p>公益法人検査及び実績報告の際の領収書等の確認等、県民会議への検査を継続的に行い、指導を行って行く。</p>	<p>福祉保健部                  青少年家庭課</p>



	をすべきである。	り事務指導監査を、今年度より、箇所実施する予定である。			
監査意見	<p>〈母子家庭等医療費助成事業〉                  検査費用の「一部」を趣旨からすれば、検査1件あたり1,450円という補助額は過大。平成20年度からこれが750円に減額になったが、自己負担額の調査は行っていない。検査費用の一部を負担する、という制度の趣旨を考えれば、自己負担額の継続的な調査をすべき補助単価を決めることが必要。またこれは、減額後の自己負担額の動向を調査する上でも必要であろう。</p>	<p>・妊婦のH I V検査については、平成21年度から市町村が実施する公費による妊婦健康診査の基本的な検査項目となり、国から市町村へ交付税実務措置により実施されている。                  ・妊婦H I V母子感染防止事業については、H I V検査項目となったことから平成21年度より廃止となった。</p>	平成21年度より事業実施体制の変更。(国から市町村へ交付)	<p>・妊婦のH I V検査については、平成21年度から市町村が実施する公費による妊婦健康診査の基本的な検査項目となり、国から市町村へ交付税措置により実施されている。                  ・妊婦H I V母子感染防止事業については、H I V検査項目となったことから平成21年度より廃止となった。</p>	福祉保健増進課
監査意見	<p>〈地域福祉基金補助金〉                  平成5年度から補助実施形態を変更したにもかかわらず、交付規程の見直しを行っていないことになっており、状況にそぐわない状況にある。見直しが必要。</p>	<p>本補助事業は、高齢者向けに、健康・生活が参加促進活動の民間福祉団体への補助を実施している。この補助は、平成5年度から、沖繩県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う高齢者づくり等事業の補助として、第9条の実績報告に基づいて、主体である県社協の事業完了の決定の翌年度より早く行うこと</p>	未措置の状況であり、規程の見直し及びその運用を求めたい。	<p>監査の意見は、地域福祉基金補助規程の実態に即して見直している。その趣旨は、県が個々の福祉団体等に直接補助を行っていた補助形態が、平成5年度からは、沖繩県社会福祉協議会(以下「県社協」)を通じた間接補助に移行しているにもかかわらず、補助金交付規程が従前通り内容のままとなっていることに対して、規程の改正をすべきことを指摘している。しかしながら、本事業は本県高齢者の保健福祉向上を目的として実施し、県が主体的に支援すべき事業を実施する団体(沖繩県老人クラブ連合会等)に対しては、県が直接補助を行うことも想定している。補助金交付規程を県社協を通じた間接補助のみで改正した場合、それらに対する直接補助ができなくなる、県が主体的に介入することが困難となると考えている。したがって、県としては本事業の目的を踏まえ、県が主体的に判断すべき団体等に対する直接補助を可能とすることで、現行の交付規程を見直す必要はないもの</p>	福祉保健高齢者福祉課
監査意見	<p>〈地域福祉基金補助金〉                  補助率は原則4/5で、例外として知事が特に必要と認めるときは、5/5</p>	<p>本補助事業は、高齢者向けに、健康・生活が参加促進活動の民間福祉団体への補助を実施している。この補助は、平成5年度から、沖繩県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う高齢者づくり等事業の補助として、第9条の実績報告に基づいて、主体である県社協の事業完了の決定の翌年度より早く行うこと</p>	事実上、未措置の状況である。形式的な判断・評価	<p>県社協は地域福祉の推進を目的に社会福祉法に基づき設立され、市町村社協等のネットワークや専門性を</p>	福祉保健高齢者福祉課



	<p>に乗っていると思われるイベントへの補助は時期を決めて廃止すべき。 また、イベント補助の目的に反して県外からの参加者が少ないイベントもある。 本件補助金は、廃止を含めて見直すべきである。</p>				
<p>監査意見</p>	<p>〈フィルムオフィス運営費補助金〉 実施報告書を検討したが、ゼロ清算（年度末で収入＝支出となるように予算を使い切る）をしている。 実績報告なのだから、実際に事業に要した費用のみに予算を使用すべき。 また、今後は、民間事業者との事業の積み分けが必要。</p>	<p>補助金以外の費用も含めた額で表示するよう補助事業者である（財）沖縄観光コンベンションビューローに指示し、改めさせた。</p>	<p>措置がなされたい。評価できない。ゼロ清算という悪しき慣行が行った、とは確認できない。 指摘の趣旨をズラした回答である。 この内容で、公報が公表されては評価できない。</p>	<p>当該事業は、映画・ドラマ等のロケ撮影を誘致、支援することにより、本県の観光振興と地域の活性化を図ることを目的としており、沖縄観光コンベンションビューロー内に設定されている沖縄フィルムオフィスの運営費等を補助するものである。 なお、ご指摘のある「年度末に予算を使い切るような状況（いわゆるゼロ精算）」については、今後このようにならないよう指導を行い、また、事業経費の上、やむを得ない区分の変更があれば、事前に分県と調整を行うことなど、改めさせた。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈ちゅら島観光地形成推進事業補助金〉 本件補助金も、財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの間接補助である。 事業は、①ちゅら島沖縄啓発推進事業、②地域観光協会育成事業、③観光研修事業、④台風時観光客対策事業からなる。 このうち、②地域観光協会育成事業に関して、目的である法人化がまだなされていないところがある。それにもかかわらず、毎年ただ漫然と補助金交付している。また観光協会の中には、財政的に比較的余裕のあるところもあり、交付先団体から自立を促進する観点から、削減もしくは廃止していくべき。 また、この事業に関しても、実績報告はいわゆるゼロ清算がなされていた。</p>	<p>当該補助金は、『2005年行政改革プラン』に定められた終期のおり平成20年度に廃止した。</p>	<p>廃止により、措置がなされた形になった。 しかし、漠然と毎年補助金が交付している、との包括外部監査人からの回答はない。 役人的な典型的な回答である。 ゼロ精算については、回答はない。</p>	<p>地域観光協会育成事業については、地域観光団体との連携体制強化を目的とし、補助金を交付してきたところである。地域観光協会の一一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人への移行については、県が主導して移行手続を進めさせている。 地域観光団体への補助金交付事業については、関係団体より平成21年度以降の継続要請があったが、包括外部監査人よりの指摘もあり、平成20年度にて終了した。 指摘を受けた平成20年度には、補助金交付先である財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対し、ゼロ精算報告について是正するよう指導したところであるが、地域観光協会への周知徹底がなされず、結果的にゼロ精算の報告となった。 なお、本事業終了後、同様の補助事業においては、超過した金額を含めた実際の確定額を明示させて、実績報告させている。今後徹底して指導していきたい。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈製造業重点分野支援事業費補助金〉 交付要綱によれば、事業者は補助事業完了日会</p>	<p>当該事業は平成20年度で事業終了したが、平成21年度より内容を変更し</p>	<p>廃止はなされたいと評価。しかし、公表がない。</p>	<p>指摘・意見に係る措置については、公報（平成22年12月24日付け号外第38号）において、公表している。</p>	<p>商工労働部商工振興課</p>



				<p>を測る資料として、後継事業において利用企業から徴求している報告書をもとに作成した、総雇用者数、退職者数、利用企業の賃金支払総額、施設等について併せて公表した。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈地域結集型共同研究事業補助金〉 この事業のスキームは非常に複雑。事業の中核機関として株式会社ロピカルテクノセンターが位置づけられている。補助金効果の観点から、経済の発展に結びつくものでなければ費用が無駄。この点については、具体的説明を責任がある。株式会社ロピカルテクノセンターに対する補助金執行体制の確認検査を県は厳格に実施していく必要がある。</p>	<p>事業途中有識者による中間評価と、事業実施中終了確認検査を厳格に行うこと。また、事業終了後、技術振興専門家による事後評価を実施する。本事業では、26件の特許出願(国際特許出願8件)、県内企業へ、5件の技術移転、3件の商品化を行った。発展性のある研究成果については、他の公募事業での研究継続や技術移転の促進を図っているところである。</p>	<p>措置はなされず、評価はなされていない。ただし、公表もされていない。なお、評価については、一般的にわかりやすい形で全文を公開し、その関係者による監視を促す。また、第三者独立評価委員会による評価を公表し、周知していただく必要がある。</p>	<p>平成20年度包括外部監査意見への措置状況は、平成22年12月24日付け公表済。 P22 (号外38号) （独）科学技術振興機構のホームページにて、調査報告書、事後評価報告書の成果について公開しているところ。</p>	<p>商工労働部新産業振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金〉 この事業は、特別自由貿易地域を中心とした立地する製造業等及び情報通信産業振興地立地するソフトウェア産業の固定資産取得への助成をすることにより、企業立地促進、工場等の配置及び雇用の創出を図り、また産業高度化地域の市町村の立地条件整備費への助成をすることにより、工業団地、工場適地の整備の推進をはかるものである。しかし、周知のとおり、当初の計画通りには進出ができていないのが現状。過去の実績を見ても、平成18年度は実績額、件数ともゼロであった。世界的に経済が悪化している中で、今後も誘致を進めていくかどうか、再検討する必要がある。</p>	<p>企業の立地が進まない原因として、物流コストが高い、関連産業が少ないなどの指摘がありましたが、それぞれの課題に対して一部緩和策を講じた。また、IT津梁パークのA棟、B棟及び企業立地センターが、ANAの国際物流事業など環境変化する企業に迅速に対応するための国際航空輸送事業を追加する。企業立地促進の観点から、第三者独立評価委員会による評価を公表し、周知していただく必要がある。</p>	<p>措置はなされず、評価はなされていない。一般論的説明に終始する。常に「検討しております。」の形で問題を投げると評価をしない。第三者独立評価委員会による評価を公表し、周知していただく必要がある。</p>	<p>沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金については、平成21年に条例改正を行い、対象業種に国際航空物流拠点となるANAの沖縄貨物ハブ事業に対して補助を行っております。また、条例の改正等については、これまで沖縄県広報や企業立地ガイド、企業立地推進課ホームページのほか、企業誘致セミナーや視察ツアーなどで公表し、周知しております。【平成21年7月14日付け沖縄県公報】 第三者独立評価委員会による評価については、次期振興計画策定に向け、学識経験者などの外部有識者で構成される、沖縄県振興審議会の産業振興部会審議委員会における審議の中で、工場誘致を含めたこれまでの産業振興の評価や今後のあり方も検討されていることから、監査人の指摘を真摯に受け止め、これに誠実に対応しております。</p>	<p>商工労働部企業立地推進課</p>

監査意見	<p>〈沖縄観光コンベンションビューロー（運営費補助金）〉        運営費補助は、県派遣職員及びプロパー職員の一部補助である。過年度の包括外部監査報告書でも指摘している沖縄観光ビューローが、民間が実施しているトウエディンク事業に積極的ではない。この民間企業を維持していくことは、県の役割を超えている。今後この事業を自立すべき。県として、自立を促進する観点から、運営費補助に削減し、廃止すべき。</p>	<p>えるための制度を        検討しております。</p>	<p>新公益法人制の促進        においた継続的・進期的な事業の進捗を自己責任で維持し、健全な事業運営を推進する。①運営費補助金の見直し②中期経営計画の適正化③事業コストの低減④収益性の向上⑤公益部門の充実        しかし、沖縄観光振興策の効果が期待できず、財政負担が大きい。収益性が伸びず、上記の取り組みも早期に善処する必要がある。</p>	<p>措置はしない。形式的な評価は、公表しない。一般論、抽象的な理由を新ラ旗のような文章で論点を先送りされる。        監査を受ける民間の実施は、段階的に促している。財団法人沖縄観光ビューローは、県の中核的役割を担っており、民間企業が実施することには趣旨がある。しかしながら、当該法人が実施しているリゾートウエディング事業は、県の施設を効率的に運用するに妨げない範囲内である。また、県内で行われるリゾートウエディングの1%にも満たないから民業圧迫とも言い難い。以上ことから、県としては、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者が自主事業としてリゾートウエディング事業を実施することと考える。また、運営補助金については、新沖縄県行財政改革プラン（平成22年3月策定）の縮小補助金にも位置づけられており、平成25年の新公益法人制度への移行も踏まえ、着実に実施していくことが適当であると判断している。（平成23年11月21日付け文観第1384号決定）</p>	<p>文化観光        スポーツ        部</p>
監査意見	<p>〈(財)雇用開発推進機構補助金〉        昨年度（平成19年度）の包括外部監査対象としていた。特に追加する指摘事項はない。事業の効果に関して、県は、同財団の方を引き続き検討していく必要がある。</p>	<p>平成22年度からスタートしている新行財政改革プランでは、当財団の方向性と含め、廃止も位置づけられており、今後、平成25年度までに、関係する財団と関係している。</p>	<p>具体的な措置はなされていない。公表もない。一般論、抽象的な理由を新ラ旗のような文章で論点を先送りされる。        (財)雇用開</p>	<p>監査における評価の意図は、財団のあり方について検討し、結論を出すべき、というものと理解している。これについて、行政、経営者団体、労働者団体等にあり方検討委員会を開催し協議を重ねた結果、エバンパクトは一定の役割を果たしたのとして将来的に清算する方針が確認された。同方針は平成23年11月1日に開催された理事会においても確認された。以上から、新たな措置は</p>	<p>商工労働        部        雇用政策課</p>

			<p>推進機構の必要ないものと判断している。(平成23年11月4日付け商雇第837号雇用政策課長決裁) 平成24年度に公報掲載する。</p>		
監査意見	<p>〈沖縄産業開発青年協会費補助金〉 県は、協会からの報告について、中間検査を行っている。 しかし検査マニュアルなどなく、効率的かつ正確な検査が行われていたか疑わしい。 またこの補助金は、技術訓練事業等に対して補助を行うものであるから、当該事業等についての収支を確認すべきである。しかし協会の収支計画書では、収入は事業ごとに算出していない。</p>	<p>平成21年度中に実施した特例民法法人検査は、県の検査実施要領により内部統制質問項目を設定し実施している。</p>	<p>措置はなされた、と評価する。ただし、公表はなし。</p>	<p>平成21年度中に実施した特例民法法人検査においては、県の検査実施要領により内部統制質問項目を設定し実施している。 平成24年度に公報掲載する。</p>	<p>商工労働部 労働政策課 能力開発課</p>
監査意見	<p>〈沖縄G I X構築事業G I X＝国際インターネット・エクステンジ〉 事業主体は、ファーストライディングテクノロジー株式会社。本件補助金は、民間の一般企業に支出されるものである。県民の税金によって賄われる補助金が、特定企業の利益のみならず注視しなければならない。補助事業者にファーストライディングテクノロジー株式会社を選定するにあたっては、外部委員も入った提案コンペなどを行うなど、一定の適正な手続を経たものではあるが、選定基準を明確化し、業者選定手続を一層透明性あるものにする必要がある。</p>	<p>本事業においては平成19年度で選定された事業主体は、後継事業を選定し、事業内容の明確化を事業主で実施した。事業主は、事業内容の明確化を事業主で実施した。</p>	<p>措置はとられた、と評価する。公表はまだなし。なお、包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別ができていない。</p>	<p>平成20年度包括外部監査意見への措置状況回答については、平成22年12月24日付け公報(号外38号)にて公表済。</p>	<p>商工労働部 情報産業課 振興課</p>
監査意見	<p>〈沖縄G I X構築事業G I X＝国際インターネット・エクステンジ〉 県は、実績報告を受け、経費等の確認は簡潔なものであり、十分とはいえない! 本件補助事業の進捗状況について、随時検証する必要がある。</p>	<p>監査委員の指摘を受け、経費の振込記録を提出させるよう指示した。事業報告を改善するよう指導した。事業報告を改善するよう指導した。</p>	<p>措置は取られた、と評価した。公表はまだない。包括外部監査(制度)と監査委員(制度)の区別ができていない。</p>	<p>平成20年度包括外部監査意見への措置状況回答については、平成22年12月24日付け公報(号外38号)にて公表済。</p>	<p>商工労働部 情報産業課 振興課</p>
監査意見	<p>〈沖縄G I X構築事業G I X＝国際インターネット・エクステンジ〉 本件事業は、事業開始後、事情変化によって想定している経済的効果を得られなくなる可能性も否定できない。その場合でも無駄に支出する</p>	<p>本事業実施期間中に海外回線提供結果、当初予定より1ヶ月間短縮された。</p>	<p>措置はなされた、と評価した。公表はまだない。</p>	<p>平成20年度包括外部監査意見への措置状況回答については、平成22年12月24日付け公報(号外38号)にて公表済。</p>	<p>商工労働部 情報産業課 振興課</p>

<p>ないよう、事業の進捗状況や社会情勢、経済情勢を絶えず調査し、期待し、効果が得られない場合は、速やかに事業内容の見直しを行えるよう、常に留意する必要がある。</p>				
<p>監査意見 <b>〈沖縄産業振興基金事業補助金〉</b>                  沖縄県では、国の補助を受けて「沖縄県産業振興基金」を創設し、この基金の運用収入を財源として「沖縄県産業振興基金特別会計」を設置し、産業振興に資する事業を実施している。事業実績によると、事業においては、基金の運用益だけでは事業費が足りない状況となっている。原因の一つは、トピカルテクノセンター建設償還金（技術・情報整備事業）が多額なことが挙げられる。一般会計からの繰入れが恒常的に続いているのは好ましい状況ではない。</p>	<p>平成21年度より一般会計繰入金を解消し、特別会計内で補助している。</p>	<p>措置はなされた、と評価する。公表もなされている。タイミングからみると、迅速な対応と考えられる。ただし、公表がやや遅い。また公表手段に問題が残る。通例と同様に公表すべきであった。</p>	<p>平成21年度より一般会計繰入金を解消し、特別会計内で補助しており、指摘された事項が起こらないように留意していきたい。公表の対応が遅れたことに関する包括外部監査人の評価を真摯に受け止め、今後は措置が行われ次第、速やかに公表等の措置を行う。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見 <b>〈沖縄産業振興基金事業補助金〉</b>                  沖縄特別振興対策調整費（辺野古に新基地建設をする見返りとして、毎年100億円を向こう10年間投入することとなった事業費。なお、沖縄県はあくまで基地建設の見返りではないとの立場である。）のうち平成11年と平成13年に各々5億円を産業振興基金としたことにより創設された事業。基金化する際に、国と沖縄県は、総事業費3,000万円での実施を取り決めている。補助金交付は、真に必要で、効果のある事業に優先して行うべき。総事業費が先に決められているのは問題である。しかも、運用益の範囲で事業を行っている限り、国との取り決めに従って、基金の運用益が3,000万円を下回っているため、一般会計から補填している。これは妥当ではない（県担当者との説明によると、このようなどきな正式文書はなく、当程度のメモが残っている）。</p>	<p>平成21年度より一般会計繰入金を解消し、特別会計内で補助している。</p>	<p>措置はなされた、と評価する。公表もなされている。タイミングからみると、迅速な対応と考えられる。ただし、公表がやや遅い。また公表手段に問題が残る。通例と同様に公表すべきであった。</p>	<p>平成21年度より一般会計繰入金を解消し、特別会計内で補助しており、指摘された事項が起こらないように留意していきたい。公表の対応が遅れたことに関する包括外部監査人の評価を真摯に受け止め、今後は措置が行われ次第、速やかに公表等の措置を行う。</p>	<p>商工労働政策課</p>

	<p>ということである。要綱を整備し、補助事業の効率的な実施及び一般計から繰入金の削減方針に従って早急な改善が必要である。</p>				
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金(対商工会議所、商工会等)〉      特徴は、補助額が突出して多いこと、補助金額も最高額である。県内所、商工会等39団体の職員数236名と補助して費用補助額は、約462万円にのぼる。補助額算定根拠となる人件費単価等については、すでに県単独事業となっているのだから沖縄県の実情(県内の民間給与水準など)にあつたべきである。</p>	<p>人件費単価の算出にあつては、単価が低く、特例委員会の補助額を算出するに際しては、説明を要する。</p>	<p>措置はなし。評価は、公評時十分である。必要十分である。</p>	<p>人件費単価の算出にあつては、単価が低く、特例委員会の補助額を算出するに際しては、説明を要する。</p>	<p>労働部 商工課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業〉      団体営事業とは、国庫補助事業のひとりとして、町村あるいは土地改良が事業主体となり実施する土地改良事業をいう。この事業は、団体営土地改良事業が行われる地域において調査設計に基づく土地改良事業を基として実施するものである。土地改良の望んでいる地区において独自に調査計画がないことから、土地改良の団体連合会が計画を実施する。事後評価時点での費用便益分析結果を公表し、今後の対応策を講ずべきと事業採択結果を公表し、事後評価の意味をなさない。また、県外郭団体土地改良事業採択申請が、費用便益分析は異なる</p>	<p>平成22年度に、元交分表題あり。回答の記述が簡略過ぎ、事後評価ホームページで公表している。その概要は、費用便益分析は、採択の理由づけには、機械的な判断による。事後評価の採択の理由づけには、機械的な判断による。事後評価の採択の理由づけには、機械的な判断による。</p>	<p>指摘内容あり。回答の記述が簡略過ぎ、事後評価ホームページで公表している。その概要は、費用便益分析は、採択の理由づけには、機械的な判断による。事後評価の採択の理由づけには、機械的な判断による。</p>	<p>○事業採択時点での費用便益分析      監査人の意見は、事業採択時の費用便益分析が適切でない。その趣旨については、県外郭団体とは異なる第三者が実施することによる透明性を確保するためと考へられる。しかしながら、事業採択時点での費用便益分析は、全国的・客観的指標である「新たな土地改良の効果算定マニュアル(農林水産省)」に基づき、計画策定者が算定することとなり、今回の事業では、計画主体である町村や土地改良区の依頼(委託)を受け、土地改良事業団体を連合会が算定しているものから、算定手法も全国的に問題ないと考えられる。また、下記のとおり、事後評価時点において外部委員による事後評価を実施することにより、事業効果は担保できるものと判断している。○事後評価について      監査人の意見は、事後評価時点での費用便益分析結果を公表し、今後の対応策を示すべきである。</p>	<p>農林水産部 村づくり計画課</p>



	<p>高まり、県民全体の理解がいつそう得られる。)</p>		<p>1年内に是正措置をとるようし、公表するに際しては、沖縄県に於けるガイドラインを定めることとする。</p>		
<p>監査意見</p>	<p><b>〈土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業〉</b>      県の外郭団体に該当。事実上のトップである。事務理事と事務局長は、県の財政支援と相まって、県と密接な関係のある団体である。収入のほとんどが国の委託金などで、自主財源が乏しく、財政は極めて硬直化している。このような財務構造に策を講じず先延ばしにしていることと、大幅な退職金の引当不足を生じている。そのために本給、賞与等を得ない状況である。所管している沖縄県も、指導監督する責任は重く、専務理事、事務局長を派遣しておこなうという専務理事、事務局長は、沖縄県と沖縄県土地改良事業団体連合会、密接な関係があり、県として団体営にも関わり、指導監督が必要である。このような専務理事、事務局長を派遣する意味がなく、それこそ団体の自主性に委ねる方がましである。今後は、ローテーションで実質上のトップが交代する必要がある。沖縄県土地改良事業団体連合会の土地建物(かなり立派)で、自らの所有物件。平成20年3月末簿価は、土地が2億6,400万円、建物が4億6,400万円(減価償却後)。取得価額は5億6,400万円)で、取得額合計は8億2,800万円上る。このような不動産を取得する必要性があったとは到底思えない。不動産の取得(8億2,800万円)と退職金の財源不足(約9億円)にどの程度の関</p>	<p>(平成22年度包括外部監査報告書で記載もれのため、回答内容を転記した)      ・これまで県は、事業団体の健全化を指導しているところを、この健全化計画の健全化計画の見極めたい。      ・県職員派遣は、今年度を目途としておこなう。      ・土地、建物、取得は、市町村の同意のもと、7年度に取計画と考えている。</p>	<p>(平成22年度包括外部監査報告書別記が記載されているが、107へのコメントと108及び109のコメントを記載し、その措置を記す)。      放漫経営が外郭団体の実態に似ているか、大きな疑念をもち、調査委員会は、外郭団体の事業評価と存在意義の根本的な検討をおこなう必要性は高い、と考える。独立調査委員会の構成としては、沖縄県職員やOBは極力排除し(定員なしが望ましい。)、沖縄県関係の弁護士、複数の公認会計士・税理士、大学教授等と一般県民によるもの望ましい。</p>	<p>退職給与引当金の不足が生じ、当該団体の建物等が、この沖縄県土地改良事業団体連合会以外に存在意義があるという趣旨は、専務理事及び事務局長(平成22年度以降は派遣なし)を指導監督するものであり、加えて、この職員を派遣することから、県員派遣を自己責任とするべきである。措置状況は以下のとおりである。      1 県の指導監督について      退職給与引当金の不足については、平成20年度以降は毎年度1億2千万円以上が積み立てられ、引当不足額も平成19年度に9億3千万円であったのに対し、平成22年度で3億6,700万円と改善がみられることから、指導監督責任をたしているものと考えている。      2 独立調査委員会の組成について      監査人が指摘するところの独立調査委員会については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、県の附属機関として条例で定めるところにより設置することが可能である。しかしながら、土地改良法における土地改良事業団体連合会の設立、運営及び解散についての規定により、国又は県の土地改良事業団体連合会への関与については、報告の徴収、検査及び違反行為に対する措置命令、並びに法令違反による解散命令に限られている。すなわち、当該法人の存立の意思決定は、法令違反</p>	<p>農林水産部      農村づくり計画課</p>

連があるか分からなかもっ  
 たが、これらから事項も含  
 め、県の経営に對すると  
 責任は重いも監督的ある  
 考場として本指導的ある  
 講じらばべき。そのた  
 は、当該連合会財務状  
 況や、財源不足に在り  
 原因とし、改善を徹底的  
 財務改良し、かつ一定の  
 る。こうもやむを得ない  
 ろう。

職金不と8  
 億2,800万円の得同  
 土地建物取の妥  
 が、会員と、計  
 意のな事業お  
 当なしてた、考  
 講とわれが、か  
 じらばべき。そ  
 は、当該連合会  
 況や、財源不足  
 原因とし、改善  
 財務改良し、か  
 る。こうもやむ  
 ろう。

を除けば、会員の意思によ  
 てしかなる。のたあ  
 り、国又は、該団の事  
 を有するも、当義につ  
 評従って、在が、及  
 員自ら、県外及び  
 会等、外部評  
 がその議論さ  
 がた、独立調  
 成は、要し  
 としては考  
 3 土地、建物の取得につ  
 いて

現在の建物に移転する平  
 成7年以前は、沖縄県土地  
 改良事業団体連合会本所  
 (財)沖縄県傷痍軍人会所  
 の2階建て建物(那覇市寄  
 宮)を賃借し業務を行  
 いた。しかしながら、当時  
 100名超の職員(嘱託、臨時  
 含む)がいたにも関わらず  
 事務所面積が狭隘であり、  
 資料の保管場所及び会議  
 の確保にも苦慮していた  
 態であった。これを解消す  
 るため、平成7年に現在の  
 場所に土地改良会館を建設  
 し、本所を移転したもので  
 ある。

また、沖縄県土地改良事  
 業団体連合会は、35の市町  
 村と30の土地改良区及び農  
 協を会員とする公法人であ  
 り、定款において会員の行  
 う土地改良事業に関する技  
 術指導並びに教育及び情報  
 の提供が定められている。  
 このため、市町村及び土地  
 改良区職員に対する講習時  
 ・研修会及び会議等随時  
 開催するものであるが、こ  
 の際の会場として、平成7  
 年の竣工以来土地改良会館  
 は利用されている。

また、平成20年8月以降  
 は、沖縄県農業会議、(財)  
 沖縄県農業開発公社及び  
 (社)沖縄県糖業振興協会、  
 並びに平成23年1月以降は  
 (社)沖縄県配合飼料価格安  
 定基金協会の農業関係団体  
 に貸貸を開始すること農  
 業のハ一下部門とソフト部  
 門の連携に資するなど、土  
 地改良会館の有効利用に努  
 めている。

以上のことから、土地、  
 建物の取得は妥当と考  
 える。

4 県職員の派遣について  
 沖縄県は平成22年度から  
 平成25年度を期間とする  
 「新沖縄県行財政改革プラン」  
 を策定し、このなかで  
 「公社等外郭団体の見直し」  
 について取り組んでいると  
 ころである。

				<p>土地改良事業団体連合会についても、当該プランに遣わされた職員を引き揚げを連合している。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>〈土地改良調査計画費(補助)・団体営調査設計事業〉 土地改良区は、土地改良事業のいわば根本的事業主体であるが、一方で地縁性格の強い団体であるから閉鎖的であり、しばしば不祥事等が見受けられる。 例 徳島・阿南市の「阿南東部土地改良区」の経理担当の60歳の女性が預金などを繰返し総額約着服/沖縄県内古島市資金を横領した伊良部町土地改良区がほとんどいかなる組織管理もなっていない。県は、再度、土地改良区への検査を徹底するなど、組織管を強化する必要がある。検査は「土地改良区等検査規程」第7条に基づきである。</p>	<p>土地改良区は、土地改良法により国または県が実施しております。(報告書の回答欄が一部ずれており、下記の回答が項目番号111へ記載されていると思われる。)平成22年度より、土地改良区の検査及び指導の強化を図るため、3年1度行っている。また、無通告検査は、出先で各々行っている。</p>	<p>措置は講じられていない。公表されていない。このほども漫ろり外郭の時に他郭の沖縄見聞の間、大きな疑念を独立調査委員会を組織し、外郭にわたる業務的意義を要する。報告書が本件のおおりの目番号110へ記載とされている。措置はなされているが、不十分である。問題である。判断すると、牽制が弱く、組織が弱く、無通告検査を1年2度実施する。1度の検査が2年開かない。</p>	<p>土地改良事業団体連合会についても、当該プランに遣わされた職員を引き揚げを連合している。</p> <p>監査意見は、しばしば不祥事等が起るのを徹底する制という趣旨は、指導すべき場がある。1年2回の検査など土等では、現員を改善として、平成22年度に1度から2年度に1度改め、2年度分を前年度含めて実施している。なお、公認会計士の監査は、土地改良区としてあり、県が土地改良法の上、困難であることから、今回改善した点については、今回おいて適切と判断している。</p>	<p>農林水産部 村づくり計画課</p>



			<p>で、れ 明が、 瞭な確 で、さ 不置か が措た たさ がな な れ た か な つ れ た さ 確 認 日 本 国 の 事 務 に 関 する 事 務 の 実 績 を 評 価 し て お き な い 。</p>		
<p>監査結果</p>	<p>〈<b>基幹水利施設管理事業費</b>〉 この事業は、要するに、大規模国営水利施設のメンテナンス費用である。管理委託先は、土地改良区であり、随意契約によって継続して業務委託している。効率性確保の観点からは、随意契約によらず先入札するなど、委託先管理者制度適用の適否なども検討すべき。 検査調書のあり方について、市からあがってきた書類（検査調書）を審査するが、問題である。過去の不正受給問題などがあり、一定金額以上のものは、県でも現地検査（未竣工がないかどうか）を検討すべき。</p>	<p>平成21年度からは市町村営事業の検査について及び現地検査を実施している。土地改良施設は受益者が土地改良法によるため、指定管理者制度にも土地改良施設と分離して管理する。また土地改良施設は、効果的・効率的に管理をすることが重要と考える。</p>	<p>措置はなさ れ十分である。 不公表はな い。問 題である事 例か 判断すると これほど内 部牽制が機 能低下の 原因とな ら、総会 も開催さ れな い。 また、こ の団体 の会計士 の監査を 義務づ けること が、改善 の面から は、非常 に有効と 考える。 上記は他 課の 評価で あるた め、下 記のと おり修 正す る。 番号107 ～108 の指 摘の 内容 から 判断 する と、土 地改 良区 自体 の専 門性 が 高 い と 思 わ れ な い （内 ガ 部 専 門 性 も 弱 い 。</p>	<p>基幹水利施設管理事業地 区における土地改良区は、国 営造成施設管理体の整備 も当該基幹水利施設にお ける運転、操作等業務に 関する技術習得しており、 施設管理に精通し、専門 性も高い。 過去においては事業主体 である市町村が土地改良 区に委託業務を一括発注 して土地改良区へ再委託 している状況も散見され た。しかし現在は市町村 が土地改良区への一括注 入はせず、土地改良区が 契約後に他と再委託を要 するものについては、市 町村が直接専門業者に委 託するよう是正している。 基幹土地改良施設は、末 端施設を管理している土 地改良区が一体的に管理 するほうが効率的であり、 かつ前述のとおり施設管 理にも精通していること から、土地改良区への操 作運転業務に関する随意 契約は適正であると考え る。 また国営土地改良事業 によって造成された土地 改良施設は、指定管理 者制度により民間事業者 が土地改良法に基づく 管理の権利を有することは 出来ない。 包括外部監査の結果を 踏まえ、今後は検査につ いては速やかに対応す る。な ら、平 成23 年6 月付 け公 報に 登 載 済 み で あ る。</p>	<p>農林水産 地水 利課</p>

			<p>もすくなくなく いと考えなう る。)。それならば、外 当該業者へ丸も投 注業注しながあ げ外能性があ る。可一管理あ る。の必もそれ のっ意契約の が随とはな考 根拠とはとえ なる。競争入札や 指定管入札者制 度を検討すべ きである。(平 成20年度監査括 成外部監査人す 意見を支持す る。)。)。に ては、検査につ 記述ありとては し古島ほ本場宮 助金不公正受給 問題がで、検 討すべき制を直 した。沖繩県 の体制を 見直し、 遅延を たて 公表 する こと あり き で あ る。</p>		
<p>監査結果</p>	<p>〈農業経営構造対策事業費〉 本件補助金の目的は、認定農業者等の担い手の育成・確保と地域農業の担い手となるべき農業の育成・確保にある。事業の実施は原則3年間で、5年度目が目標年度だとされる。平成19年度は9億3,823万円と比較的高額な補助金が支出されている事業であるから、費用対効果については厳しく検証すべきである。 事業の施行状況報告について、3年間の事業報告確認、5年目の目標年度における実績報告に定める交付要綱に規定できである。</p>	<p>平成22年度より、土地改良区の検査及び指導の強化を図るため、3年間に1度行っている土地改良区検査割合を2年度に1度の割合で実施している。また、無通告検出は、出先管内で各1件は実施している。平成22年度包括外部監査結果報告書の記載は上記のとおりである。 ※平成22年度包括外部監査結果報告書の「理由J」は土地改良関係の回答であ</p>	<p>回答の文章で、れ が不明瞭な確認し 措置がなされた たが、確認でき ない。か、も 確認できない 日本国の事 後評価は、後 て沖繩県とそ の体制を 見直し、 遅延を たて 公表 する こと あり き で あ る。</p>	<p>費用対効果分析指針に基づき、実施後、目標年度である5年度に事後評価を行い、第三者の意見を聴く等し、公表しております。 さらに、事後評価検証後、改善が必要な事業主体等には、改善指導を行うなど支援体制を整えております。事業の実施時及び実施後の遂行状況報告書、実績報告書については、県交付金交付要綱に規定し、実施状況報告、評価報告については、県交付金実施要領に規定しております。 また、経営構造対策事業の実施期間3年間、最終目標年度を5年度目と記載することについては、平成21年度に県実施要領を改正し規定しております。 ※平成22年度包括外部監査結果報告書の「理由J」は土地改良関係の回答であ</p>	<p>農林水産 部園芸振 興課</p>







			<p>性については、団体資金繰りごとの話であればよい。</p>		
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県産業振興公社〉 ②中小企業新事業総合支援事業 事業のメニューはたくさんあるが、ほとんど実績のない事業あり。また、事業が有機的に連携しておらず、事業の効果も明確とは言えない。 同様の事業が、沖縄県観光商工部の補助事業(小規模事業経営支援事業費補助金)として実施されており、それとの連続性も明確ではない。事業内容が重複している部分がないかどうか点検し、できるだけ効果的な実施方法を検討すべし。</p>	<p>県では各地商工会など通じて金融、税務、経理、労働等の基本的な相談・指導を行わない、公営企業個別の課題の解決など、より高度な支援を実施し、ニーズに応じた区分している。</p>	<p>包括外部監査補助金の存在については、この担当課にて「検討し、この「為」の由命で第3者に必要とする。</p>	<p>当該事業者のサービスと口相談約150件等により、この「為」の由命で第3者に必要とする。</p> <p>当該事業者のサービスと口相談約150件等により、この「為」の由命で第3者に必要とする。</p> <p>当該事業者のサービスと口相談約150件等により、この「為」の由命で第3者に必要とする。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>〈沖縄県産業振興公社〉 ③バイオベンチャー企業研究開発支援事業 この事業については、初期の目的どおりの効果が上がっているとはいえない。事業成果についてのフォローも必要である。 補助金交付先企業の選定委員会の構成を見ると、財務関係に精通しているものが少ない状況にある。選定委員会の構成を再検討する必要がある。</p>	<p>事業成果のフォローについては、OKINAWA型産業テイクオフ事業(平成20年度及び平成21年度)により行っている。 また、選定委員会の再検討については、平成20年度で事業が終了しているため、以後の事業員会委員の選定の際の構成について、専門性等を細かく検討している。</p>	<p>指摘に対して、具体的かつ迅速に対応している。説明は明解で、改善策についても詳細に記述しており、わかりやすい。措置はなされた、と評価した。なお、公表に関しては、一般への資料配布とこのよう手法もあろうが、重ねて例の手続に従って、公表をすべきと考える。広く一般への周知情報は、公報が優れているからである。</p>	<p>事業成果のフォローについては、OKINAWA型産業テイクオフ事業(平成20年度及び平成21年度)により、新規取引先の紹介や販路拡大に係る市場調査などの支援を行っている。 また、選定委員会の構成の再検討については平成20年度で終了しているため行っていないが、以後の事業においては、専門性等を十分考慮のうえ、より適正な構成になるよう対応している。 平成24年度に公報掲載を行う。 なお、今後同様の案件については、広く一般県民へ周知し情報公開を図るため、速やかに公報による公表を行う。</p>	<p>商工労働政策課</p>

監査意見	<p>〈沖縄県産業振興公社〉          ④OKINAWA型産業          応援ファンド事業(新規)          中小企業基盤整備機構          →県が40億円借入(無利          子)→県の4億円と合わ          せ、44億円を→公社に貸          付(無利子)。民間から          の借入6億円と合わせ          て、公社は総額50億円の          基金を造成。基金の運用          果実で助成していく仕組          みである。          総額50億円を預け入れ          している金融機関は1社          のみ。ペイオフ等もあり、          保全面で検討を要する。</p>	<p>ペイオフ等の非常時への          対応については、金融機          関との契約において、元          金の保全が図られるよう          期間内の解約が可能とな          っている。          また、公社と連携して金          融機関の財務状況等につ          いて注視し、適正な保全          に努めている。          平成24年度に公報登載を          行う。          なお、今後同様の案件に          ついては、広く一般県民          へ周知し情報公開を図る          ため、速やかに公報によ          る公表を行う。</p>	<p>措置はなされ、と評価          された。と評価          する。公表は実質的          にはなとも考          えている。通          例に従い、公          報を示すまい          と、問題点の          指摘があり、          改善がなされ          ない。いわば          組織内で内々          に処理され、          見取られる          ところから          ある。なお、          会計士・監査          法人は、公認          会計士しか          できない。税          務士は税務          士に連関す          る。修正          事項は、税          理士が、会          計上の問題          点に認めら          れる。修正          済みのない          こと、沖          縄県外          郭団体          計監査          処外監          査委員          の区別          がな          らない。</p>	<p>措置はなされ、と評価          された。と評価          する。公表は実質          的にはなとも考          えている。通          例に従い、公          報を示すまい          と、問題点の          指摘があり、          改善がなされ          ない。いわば          組織内で内々          に処理され、          見取られる          ところから          ある。なお、          会計士・監査          法人は、公認          会計士しか          できない。税          務士は税務          士に連関す          る。修正          事項は、税          理士が、会          計上の問題          点に認めら          れる。修正          済みのない          こと、沖          縄県外          郭団体          計監査          処外監          査委員          の区別          がな          らない。</p>	<p>商工労働          部産業政          策課</p>
監査意見	<p>〈沖縄県産業振興公社(創          造的中小企業創出事業に          ついて)〉          会計処理の誤り、有価          証券の評価減の未検討、金          簿外債務の存在、引当金          の取崩し未検討等、実態          に即した財務諸表になっ          ていない点が多々あつ          た。特に求償権に関して          の誤りが目立つ。          残高の誤りに今まで誰          も気づかず数年にわたり          放置されていた。内部チ          ャック体制に問題があつ          たと言わざるを得ない。          なお、詳細は以下の通          りである。          ①公社の投資先企業が社          債の償還ができなかった          場合の損失負担割合は、          ベンチャーキャピタル30          %、公社35%、保険公庫          35%。ところが、公社は          保険金額をすべて収入と          して処理し、貸借対照表          には仮受金等を一切計上          していない。そして、求          償権については損失負担          額の35%ではなく、代位          弁済額の70%を基準に          貸借対照表に計上してい          る。          財団所定の会計処理マ          ニュアルに沿った処理と          のことだが、再検討を要          する。          ②求償権行使時の仕訳失          念により、残高がマイナ          スのままのケースあり。          ③未収金については不良          債権化しており、貸倒引          当金を計上し、長期(延          滞)未収金として固定資          産へ振替えるべきであ          る。          ④債務保証契約の存在を          明確にするため、備忘し          訳を起すことが望まし          い。          ⑤投資有価証券(株式)          の投資先企業の中には、          財務内容が悪化している</p>	<p>平成20年の決算          において指摘につ          いて修正処理を行          った。          監査人(野原監査          人)に確認を依頼          し、了解済み。          決算書は公社ホ          ームページで公開          (平成20年度分は平          成22年5月まで掲          載)</p>	<p>措置はなされ、と評価          された。と評価          する。公表は実質          的にはなとも考          えている。通          例に従い、公          報を示すまい          と、問題点の          指摘があり、          改善がなされ          ない。いわば          組織内で内々          に処理され、          見取られる          ところから          ある。なお、          会計士・監査          法人は、公認          会計士しか          できない。税          務士は税務          士に連関す          る。修正          事項は、税          理士が、会          計上の問題          点に認めら          れる。修正          済みのない          こと、沖          縄県外          郭団体          計監査          処外監          査委員          の区別          がな          らない。</p>	<p>産業振興公社の平成20年          決算で、監査人の確認も経          たうえて指摘事項を修正処          理済み。なお、決算書につ          いても公社ホームページで          公開された(平成20年度分          は平成22年5月まで掲載)。          平成24年度に公報登載を          行う。          なお、今後同様の案件に          ついては、広く一般県民          へ周知し情報公開を図る          ため、速やかに公報によ          る公表を行う。</p>	<p>商工労働          部産業政          策課</p>

<p>ものがある（「継続企業の前記の注記」がつくケースあり）。株式の評価減等の検討を要する。          ⑥基金の運用益の一部を特定預金（事業支援積立預金）として積み立て、その見合いとして債務保証引当金を固定負債に計上している。しかし、普通預金と特定預金が明確に区分しなければならぬのに、区分されていなかった。また、債務保証事業に係る代位弁済や間接投資事業における預託金の回収不能等が生じ、資金不足となったときは、特定預金を取崩して支払うことになっている。このとき、見合いの債務保証引当金も同時に取り崩す必要がある。しかし、現在まで取崩しの処理は一切行っていない。早急な検証が必要である。</p>				
<p>監査意見 <b>〈沖縄県産業振興公社（海外事務所活動支援事業について）〉</b>          本件は、当初の補助事業を、管理運営については補助事業のまま残し、活動支援については委託事業としたもの。しかし、このように事業を分ける意味が不明。実際に必要な受託金なのかの吟味が不十分。なお、（財）沖縄観光コンベンションビューローとも協力あり。しかし、本件事業と厳密な活動区分をすべきである。</p>	<p>本県のリーディング産業である観光産業について、海外事務所に積極的に担うべき分野であり、沖縄コンベンションビューローが事務所を持たない地域について連携して事業を推進している。事務所が並立する台北については活動区分を明確にすべく平成22年5月に県（産業政策課・観光企画課）、コンベンションビューローと会議を持ち、同年6月に「財団法人沖縄県産業振興公社と財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの業務連携にかかる協定」を締結した。</p>	<p>措置はなされた、と評価する。公表すべきである。</p>	<p>本県のリーディング産業である観光産業についても海外事務所が積極的に担うべき分野であり、（財）沖縄観光コンベンションビューローが事務所を持たない地域については連携して事業を推進している。事務所が並立する台北については活動区分を明確にすべく平成22年5月に県（産業政策課・観光企画課）、（財）沖縄観光コンベンションビューローと会議を持ち、同年6月に「財団法人沖縄県産業振興公社と財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの業務連携にかかる協定」を締結した。平成24年度に公報掲載する。</p>	<p>商工労働部産業政策課</p>
<p>監査意見 <b>〈沖縄県産業振興公社（海外事務所活動支援事業について）〉</b>          ①公社の役員配置については、派遣職員を含め、県の方針通り進めるべきである。公社等の指導監督要綱（平成16年11月19日制定、平成18年12月1日一部改正）には、「7 公社等への県職員の派遣 県職員の公社等への派遣は、派遣条例に基づき行うものとする。」と規定されている。</p>	<p>平成22年度から事務局長を公社プロパー職員とし、要綱に即した体制となっている。</p>	<p>措置は講じられた、と評価する。公表すべきである。その際、指摘事項を正確に記述すべきであり、天下り体制を温存させ、過去の責任を隠すような公表はすべきでない。</p>	<p>県商工施策を推進するため、これまで県より専務理事及び事務局長の2名の職員を派遣していた。平成22年度からは、「公社等の指導監督要綱」に基づき、県より専務理事のみの派遣とし、事務局長を公社プロパー職員としている。平成24年度に公報掲載する。</p>	<p>商工労働部産業政策課</p>

のであるが、当該派遣職員が公社等の役員に就任すること、公社等の経営に密接に関わることとなるから、公社等の役員就任が見込まれる者を派遣する場合は、原則として当該公社等に他の常勤役員が不在で、当該派遣がなければ、県の施策の推進に支障が生じるおそれがある法人である場合に限り行うものとする。」と定めている。

しかし、実際には、他の外郭団体でも公社同様、県側から、専務理事と事務局長の2名体制で派遣しているケースが多く、実態とこの指導監督要綱は大きくかい離している。要綱どおりの取扱を進めるべきである。

べきでない。

〈沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査結果	包括外部監査で提起された課題に対する沖縄県の仕組みでは、総務部行政改革推進課は措置に向けた活動促進や措置内容の検証に関わらないため、包括外部監査制度を危機に陥れている。	包括外部監査を効果的に機能させるため、平成23年10月に同制度の運用改善策を制定した。 具体的には、①用語の定義、②事務処理スケジュールの制定（監査結果報告を受けた後1年以内に措置状況を公表する）、③部等内部における意思決定手続きの確立、等の運用を図ることにより、制度創設の趣旨を踏まえた、外部監査制度の適切な運営に努めていきたいと考えている。	総務部行政改革推進課
監査意見	包括外部監査で取り上げられた課題の改善計画を対象部局のトップが、県知事に直接報告する体制を確立すること	10月に制定した運用改善策において、各部等で決定した措置について、各部等から三役へ直接報告する機会を設けることとしている。	総務部行政改革推進課
監査意見	県議会（委員会）に対しても同様の体制をつくること	外部監査制度の運用改善について検討した結果、今後も常に改善を図り、三役にも報告した上で関係部局に周知し、制度の適切な運用に努めていきたいと考える。 県議会に対しては、議員全員に報告書を配布しているほか、措置内容についても沖縄県公報及び行政改革推進課のホームページで公表しており、措置状況を議会へ報告する機会を設けることは考えていない。	総務部行政改革推進課
監査意見	上記の報告会に監査に携わった当該包括外部監査人を出席させ、改善計画に意見を述べる体制をつくること	監査意見にある方式については、東京都において実施しているもので、別途予算措置が必要であることや、措置の実施や公表までに時間を要するなどの課題がある。また、東京都と沖縄県では、団体としての執行体制や予算の規模が大きく異なることから、東京都の仕組みをそのまま採用することは困難と思慮しており、可能な範囲で参考にしていきたいと考える。 具体的には、副知事への措置に関する報告は実施する予定であるが、監査人の参加については、予算措置の問題もあり、考えていない。	総務部行政改革推進課
監査意見	対象部局の改善計画の策定段階から、実行段階まで、当該包括外部監査人の検証を受け、意見を反映させること。当該包括外部監査人に関する契約期間満了後2年程度とすること	監査意見にある方式については、東京都において実施しているもので、別途予算措置が必要であることや、措置の実施や公表までに時間を要するなどの課題がある。また、東京都と沖縄県では、団体としての執行体制や予算の規模が大きく異なることから、東京都の仕組みをそのまま採用することは困難と思慮しており、可能な範囲で参考にしていきたいと考えており、措置状況の検証段階における包括外部監査人の参画は考えていない。	総務部行政改革推進課
監査意見	措置周期は、予算編成に対応できるよう1年に設定すること	10月に策定した運用改善策において、報告書の提出を受けてから1年以内の措置状況の公表に取り組むこととしている。 次年度の予算編成は10月頃には始まるが、各部局におい	総務部行政改革推進課

<p>監査意見</p>	<p>改善措置は、進捗管理シートといった形で、公開すること</p>	<p>では、それまでに対応を検討することは可能である。全ての指摘等について、予算編成の時期までに措置を決定するのは難しいと思われるが、決定がなされた大半の事項については予算編成に反映することは可能と考える。</p> <p>外部監査の指摘等に関し、地方自治法上、措置を講じたときは、公表義務が規定されているが、検討の経過については、定めない。</p> <p>毎年度、各部から措置状況について過年度未措置分を含め提出させ、進捗管理を行うが、公表については、法の規定に従い、措置済について行う。</p>	<p>総務部行政改革推進課</p>
-------------	-----------------------------------	--	-------------------

〈前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関係諸当事者の対応〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>監査結果</p>	<p>当該施設の開発コンセプトの見直し、周辺施設と連携する方向性、運営体制等について、観光エリアマーケティングの観点から見直しする必要がある。</p>	<p>当該施設の位置付けは、平成12年3月に制定された「沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例」において、「海浜におけるレクリエーションの場を県民に提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため」となっております。</p> <p>運営体制としては、当該海浜公園を①県民の公平な利用を確保②公園の効用を最大限に発揮させ効率的な管理がなされるもの③管理を安定して行う物的及び人的能力を有するもの等を民間事業者等のノウハウが発揮されるよう一般公募し、議会の議決を経て指定管理者として指定しております。</p> <p>周辺施設との連携については、指定管理者がプレゼント付きチラシを作成し観光関連企業等への配付や修学旅行の受け入れ、マリレジャー遊具の充実により観光客の利用者増に取り組むとともに、ビーチサッカー元日本代表による小学生ビーチサッカースクールの開催等の地域活性化のイベントを実施等うるま市観光物産協会等と連携した取り組みを行っております。</p> <p>県としても指定管理者から定期的に報告を受けながら、情報交換を行い、一体となって県民に広く利用されるよう努めています。</p>	<p>土木建築部海岸防災課</p>

〈県立病院（県直営）に関する監査上の問題点〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>監査結果</p>	<p>県立病院の特徴</p>	<p>病院の施設整備や医療機器購入は企業債で対応しており、その元金償還分は平成9年度まで基準内・基準外を含め全額繰入金で措置されていたが、平成10年度より基準内の繰入のみとなった。欠損金を計上する状況で内部留保が無く、償還財源に不足をきたすこととなり、やむを得ず運営費として予算措置された収益的予算の繰入金を資本的予算の元金償還分に充当していた。</p> <p>平成21年度決算からはこのような収益的予算から資本的予算への充当を改めている。</p>	<p>病院事業局県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>医療をとりまく外部環境の変化と沖縄立病院の動き ・計画書やプランの具体性が欠けている。 ・「県立病院再建計画」に本質的な内容はほとんどない。</p>	<p>「県立病院再建計画」策定時は、経営状況の悪化に伴う不良債務の発生や資金繰りが逼迫するなど、県立病院に求められる医療体制を維持することが困難な状況下であった。このようなことから、慢性的な資金不足を解消し、地域の中核医療機関として将来にわたって安定した経営基盤を構築することを目標として「県立病院再建計画」が策定された。この目標は、財務上の観点から安定的な経営基盤を構築する上で必要不可欠のものであり、かつ緊急に取り組むべき課題と対策を挙げたところである。</p>	<p>病院事業局県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>医療をとりまく外部環境の変化と沖縄立病院の動き ・「沖縄県立病院改革プラン」も拙速で作成している。</p>	<p>「沖縄県立病院改革プラン」（平成21年3月）について、改革プランに盛り込むべき項目のうち、「県立病院が果たすべき役割」、「公立病院等の再編・ネットワーク化」、「県立病院の経営形態の見直し」に関し、県の医療提供体制の確保に関する重要事項として福祉保健部で審議し平成21年3月末までに「県立病院のあり方に関する基本構想」として取りまとめられる予定であった。</p> <p>一方、県議会において「県立病院の経営・運営方法の決定に当たっては、公営企業法全部適用移行後の成果の検証結果を踏まえるものとし、拙速な判断を行わないこと。」との要請が決議されたことから、「県立病院のあり方に関</p>	<p>病院事業局県立病院課</p>

		<p>する基本構想」はその後関係部局の調整が行われた後、平成21年6月16日に決定された。</p> <p>このような状況の中で、病院事業局は平成20年度中に「公立病院特例債」を発行する必要に迫られていたことから、発行の条件である「改革プラン」の策定を行うため、主に経営の効率化に係る部分を記載した「公立病院改革プランの概要」をとりまとめ、暫定的に「沖縄県立病院改革プラン」として取り扱ってきた。</p> <p>「県立病院改革プラン」(平成21年3月25日)は平成20年度中に「公立病院特例債」を発行するため、暫定的に作成したものであり、平成23年6月に「基本構想」が策定されたことを受けて同年10月に改訂を行ったところである。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>医療をとりまく外部環境の変化と沖縄県立病院の動き</p> <p>・「沖縄県立病院改革プラン(改訂)」(平成21年10月)では、総論的な説明は2ページのみ。その後は、いきなり各病院の診療科目・病床数の説明となり、一般会計負担の考え方の項目で通常あり得ない計算方法での記載がある。</p>	<p>・「沖縄県立病院改革プラン(改訂)」(平成21年10月)について、「公立病院改革ガイドライン」のなかで、改革プラン策定に当たり「まず都道府県医療計画を踏まえ、当該病院の役割及び医療体制を明記する。その上で一般会計等において負担すべきものの範囲・算定基準を明らかにする」よう要請しており、それに即した記載順となっている。また、取り組みについて給与削減、医薬材料費の削減など具体的に実施時期も明記されている。</p> <p>一般会計からの繰入金の記載についても、金額の算定について第3の1から13までに各項目が示されており、このうち基準内繰入に関する記載は1から12まで、基準外繰入に関する基準が13となっており、平成21年から23年度までの繰入金の考え方は、基準内繰入額に、病院事業の経営再建を支援するために基準外繰入を行って定額の85億円となったところである。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>医療をとりまく外部環境の変化と沖縄立病院の動き</p> <p>・病院事務局は、各県立病院との連携が十分でなく、県立病院ごとの実情にどれほど立ち入ってこれらの報告書を作成しているか、疑念が大きい。</p> <p>・病院事業局が、いわば事務官僚として、各県立病院の組織としての実態と遊離して独断専行する危険性が存在する、と考える。</p>	<p>・各種計画、プラン策定に当たっては、各県立病院とのヒヤリング、意見交換等を行って作成してきたところである。</p> <p>「第4次経営健全化計画」策定時には、病院事務局と各病院担当者で素案を作成し、当時の病院管理局長及び院長で構成される「経営健全化推進委員会」で案を審議し計画案が策定され、外部有識者で構成される「経営健全化対策検討委員会」での諮問、答申を経て策定されている。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>医療をとりまく外部環境の変化と沖縄立病院の動き</p> <p>・「第4次沖縄県立病院事業経営健全化計画」について</p> <p>「沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書」(平成14年3月)の判断の基礎的枠組みを全く踏まえていない。</p> <p>経営健全化の目標も根本的な問題に踏み込んでいない。</p>	<p>「第4次沖縄県立病院事業健全化計画」は、「沖縄県立病院内部環境調査報告書」(平成13年11月)、「沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書」(平成14年3月)を踏まえ策定されている。</p> <p>「第4次沖縄県立病院事業健全化計画」策定時においては、県立病院の運営形態、機能及び役割等について「県立病院の今後のあり方検討委員会」の提言を踏まえ検討することから、それ以外の中期的スパンで経営改善に迅速かつ効果ある視点に着目した取り組み方策を策定したものである。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査意見</p>	<p>県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)の報告書は(社)病院管理研究会「沖縄県立病院経営健全化基礎調査報告書」(平成14年3月)の基本的枠組を踏まえた、優れた報告書である。今後も、同報告書を医療の役割と地域においた果たすべき機能さらに、市町村と、中間的存在としての県の役割を見直す際にまず立ち返って参照すべきものと考ええる。</p>	<p>同報告書については、「県立病院のあり方に関する基本構想(平成21年6月)」を策定するにあたり、基礎資料として参考にされており、局においては、当該構想に基づき「県立病院改革プラン」などが策定されている。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査意見</p>	<p>(株)アプリアのコンサルティングと平成15年度包括外部監査が関連性があるか、</p>	<p>包括外部監査における意見(15年度3月)及び県立病院の今後のあり方検討委員会の報告(16年2月)に基づき、「沖縄県立病院の提供する政策医療と一般医療につき、その区</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>

	<p>は確認できなかったが、病院事業局の組織としての迅速な対応は評価できる。</p>	<p>分計算を行い、県立病院への繰入基準に資する資料提供」を目的として、16年8月に『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務』を実施し、17年3月に報告を受けたものである。</p>	
<p>監査結果</p>	<p>(アプリシア報告書から分析する)</p>	<p>(1)包括外部監査の結果に基づき、平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等の政策医療の各診療科等毎に収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行うこととした。                  (2)病院の施設整備や医療機器の整備は国庫補助金等による財源充当ができない部分は企業債で対応しており、その元金償還分については、平成9年度までは基準内として2/3、基準外として1/3という形で全額を繰入金で措置されていたが、平成10年度から基準内として2/3、平成15年度起償分からは基準内として1/2の繰入のみとなった。その間、病院事業は医業等による収益的収支で欠損金を計上する傾向が続いていたため、企業債償還の病院事業負担分の財源に充当する内部留保が無く、償還財源に不足を来すこととなっていた。そのため、やむを得ず運営費として予算措置された収益的予算の繰入金を資本的予算の元金償還分に充当していた。この取り扱い、上記(1)のように繰入金算定の運用を定めて以降も継続せざるを得なかったが、平成21年度から経営再建に取り組む中、再建支援分を含む約85億円の繰入金が措置されたことから、平成21年度以降はこのような取扱ではなく、再建支援分の繰入金を企業債償還の病院事業負担分に充当している。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査意見</p>	<p>県立病院の今後のあり方検討委員会報告書「県立病院の今後のあり方について」(平成16年2月)の見解が、きわめて優れている。将来にわたってこの基本姿勢を尊重・維持すべき、と考える。</p>	<p>「県立病院のあり方基本構想」は、同報告書の基本姿勢を参考に策定されており、局においては当該構想を踏まえ、「県立病院改革プラン」などが策定されている。今後においても、同報告書の基本姿勢について、県立病院のあり方の検討に活かしたい。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>コンサルティング案件は、県サイドの、特に事務部門によって無視されたり、つまみ食いの調査結果を利用される危険性が強く存在する。</p>	<p>平成9年1月の『沖縄県立病院経営診断報告書』については、第3次経営健全化計画(平成9年度から平成13年度までの)の策定にあたって活用され、13年11月の『沖縄県立病院内部環境調査報告書』については、第4次経営健全化計画(平成15年度から平成19年度までの)の策定にあたって活用されているが、平成17年3月の『沖縄県立病院における政策医療と一般医療の区分に係る調査分析業務』については、「一定の精度のある所要のデータを収集することができず、原価計算その他分析に当たって、合理性のある分析を行う事が極めて困難な状況になっている」とし、平成17年度に再度調査を実施し、修正したうえで活用を試みている。平成14年3月の『沖縄県立病院経営健全化基礎調査』を踏まえ、「第4次沖縄県立病院事業健全化計画」は策定されている。                  上述を踏まえると、これまでの各種コンサルティング報告書が、事務部門によって無視されたとは考え難いが、十分に活用されたかについては疑問もあることから、今後実施するコンサルティングについては、報告内容を検証したうえで、活用について十分に検討して行きたいと考えている。</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>
<p>監査結果</p>	<p>病院経営は、民間の医療法人や個人医師の診療所でも行われているのだから、一般的な地方公営企業と同列に考えるのではなく、医業会計の社会通念上のルールに合致する形で比較検討を行うべきである(公会計的な予算管理よりも、経営実態を示している決算値を重視すべき)。</p>	<p>監査結果は、病院経営は民間でも行っているのだから、民間の病院事業と対比する形で比較検討すべきで、一般会計繰入金を収益に計上するような現行の会計方式は問題があるとの趣旨である。                  公立病院事業は、民間病院が実施しない、或いは実施しにくい、高度医療や不採算医療等の政策医療を提供しており、民間病院事業とは役割を異にしている。一般会計繰入金は、その政策医療に関して、関係法令に基づき措置され、その決算処理も法令に基づき適正に行っている。                  また、本県病院事業は、公的医療機関として地方公営企業法等の関係法規に基づき全国の公立病院と同一の基準により、決算諸表を作成し、経営成績及び財政状態を開示している。                  上記のとおり県立病院事業は、関係法令に基づき適正に</p>	<p>病院事業局 県立病院課</p>

		会計処理を行っており、必ずしも民間と同様の会計方式によるべきものではないと考えている。	
監査結果	各県立病院ごとの損益の正確な把握ができない	総務省の地方公営企業年鑑で各病院の経営成績及び財政状態を公表しており、本県病院事業についても把握が可能となっている。	病院事業局 県立病院課
監査結果	各県立病院ごとについて、“第2売上高”に相当する一般会計繰入(収入)が、適正な金額で計算されていない。	一般会計繰入金を含め病院事業会計の決算は、地方公営企業法に基づく会計基準に基づき処理を行っている。 また、一般会計と病院事業会計との経費の負担区分は、地方公営企業法及び総務省繰出基準に基づき、県立病院が実施している政策医療等の範囲・内容によって決定されている。 平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等の政策医療の各診療科等毎に収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行うこととした。具体的には、各病院毎に政策医療毎に収益と費用を積み上げて収支差を計算しており、病院毎の繰入額が適正に算定される取り扱いとなっている。	病院事業局 県立病院課
監査結果	第2売上高としての一般会計繰入金は、厳格な条文解釈にもとづいて制度上運用されるなら、社会通念上当然に認められる。 しかし、これが全く逆な拡大解釈や広大な裁量行政による運用のため、いわば粉飾決算の架空売上に近い実態を持っている。 このような第2売上高が計上されてしまうと、各病院ごとに赤字が出ているか、その赤字は社会公共的に是認すべきものか、がさっぱりわからないままになる。	一般会計と病院事業会計との経費の負担区分は、地方公営企業法及び総務省繰出基準に基づき、県立病院が実施している政策医療等の範囲・内容によって決定されている。 また、一般会計繰入金を含め病院事業会計の決算は、地方公営企業法に基づく会計基準に基づき処理を行っている。 包括外部監査の結果に基づき、平成16年度から法の趣旨や繰出基準等をより適切に反映させるため、救急医療や周産期医療等の政策医療の各診療科等毎に収益と人件費等の部門直接経費と光熱水費等の間接経費を配賦した費用を基に理論的収支差を算出して繰出金を算定する運用を行うこととした。 病院の施設整備や医療機器の整備は国庫補助金等による財源充当ができない部分は企業債で対応しており、その元金償還分については、平成9年度までは基準内として2/3、基準外として1/3という形で全額を繰入金が措置されていたが、平成10年度から基準内として2/3、平成15年度起償分からは基準内として1/2の繰入のみとなった。その間、病院事業は医業等による収益的収支で欠損金を計上する傾向が続いていたため、企業債償還の病院事業負担分の財源に充当する内部留保が無く、償還財源に不足を来すこととなっていた。そのため、やむを得ず運営費として予算措置された収益的予算の繰入金を資本的予算の元金償還分に充当していた。この取扱いは、上記(1)のように繰入金算定の運用を定めて以降も継続せざるを得なかったが、平成21年度から経営再建に取り組む中、再建支援分を含む約85億円の繰入金が措置されたことから、平成21年度以降はこのような取扱ではなく、再建支援分の繰入金を企業債償還の病院事業負担分に充当している。 なお、各病院の経営成績及び財政状態については、総務省の地方公営企業年鑑での把握が可能となっている。	病院事業局 県立病院課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---